

特別支援学校

高等部学习指導要領

平成31年2月 告示



文部科学省

特別支援学校

高等部学习指导要领

平成31年2月 告示



文部科学省

目次

- 教育基本法 3
- 学校教育法（抄） 7
- 学校教育法施行規則（抄） 11

● 特別支援学校高等部学習指導要領

- 前 文 33
- 第1章 総 則 35
 - 第1節 教育目標 35
 - 第2節 教育課程の編成 35
- 第2章 各教科 60
 - 第1節 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者
又は病弱者である生徒に対する教育を行う
特別支援学校 60
 - 第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う
特別支援学校 175
- 第3章 特別の教科 道徳（知的障害者である生徒に
対する教育を行う特別支援学校） 267
- 第4章 総合的な探究の時間 268
- 第5章 特別活動 269
- 第6章 自立活動 270

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することがで

き、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第四章 小学校

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- ② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

- ③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

- ④・⑤（略）

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ (略)

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第九章 大学

第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十六条の五 学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科用図書代替教材」という。）は、同条第一項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の発行者が、その発行する教科用図書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴つて変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材とする。

2 学校教育法第三十四条第二項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。

3 学校教育法第三十四条第三項に規定する文部科学大臣の定める事由は、次のとおりとする。

- 一 視覚障害、発達障害その他の障害
- 二 日本語に通じないこと
- 三 前二号に掲げる事由に準ずるもの

4 学校教育法第三十四条第三項の規定による教科用図書代替教材の使用は、文部科学大臣が別に定める基準を満たすように行うものとする。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

第五十八条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

第三節 学年及び授業日

第五十九条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第六章 高等学校

第一節 設備, 編制, 学科及び教育課程

第八十一条 二以上の学科を置く高等学校には, 専門教育を主とする学科(以下「専門学科」という。)ごとに学科主任を置き, 農業に関する専門学科を置く高等学校には, 農場長を置くものとする。

2~5 (略)

第八十八条の三 高等学校は, 文部科学大臣が別に定めるところにより, 授業を, 多様なメディアを高度に利用して, 当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第八十九条 高等学校においては, 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には, 当該高等学校の設置者の定めるところにより, 他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第五十六条の五の規定は, 学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第二節 入学, 退学, 転学, 留学, 休学及び卒業等

第九十一条 第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可される者は, 相当年齢に達し, 当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第九十二条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは, 校長は, その事由を具し, 生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は, 教育上支障がない場合には, 転学を許可することができる。

2 全日制の課程, 定時制の課程及び通信制の課程相互の間の転学又は転籍については, 修得した単位に応じて, 相当学年に転入することができる。

第九十三条 校長は, 教育上有益と認めるときは, 生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は, 前項の規定により留学することを許可された生徒について, 外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし, 三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は, 前項の規定により単位の修得を認定された生徒について, 第四百条第一項において準用する第五十九条又は第四百条第二項に規定する学年の途中にお

いても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第九十四条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

3 (略)

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修
- 二 高等学校の別科における学修で第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修

第一百条の二 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。

- 2 前項の基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

2 （略）

- 3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第八章 特別支援教育

第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援

学校高等部学習指導要領によるものとする。

第三十条 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，特に必要がある場合は，第二十六条から第二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては，前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳），外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

第三十一条 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部において，複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において，特に必要があるときは，第二十六条から第二十九条までの規定にかかわらず，特別の教育課程によることができる。

2 前項の規定により特別の教育課程による場合において，文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは，当該学校の設置者の定めるところにより，他の適切な教科用図書を使用することができる。

3 第五十六条の五の規定は，学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第三十二条 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部の教育課程に関し，その改善に資する研究を行うため特に必要があり，かつ，児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては，文部科学大臣が別に定めるところにより，第二十六条から第二十九条までの規定によらないことができる。

第三十二条の二 文部科学大臣が，特別支援学校の小学部，中学部又は高等部において，当該特別支援学校又は当該特別支援学校が設置されている地域の実態に照らし，より効果的な教育を実施するため，当該特別支援学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある，かつ，当該特別の教育課程について，教育基本法及び学校教育法第七十二条の規定等に照らして適切であり，児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては，文部科学大臣が別に定めるところにより，第二十六条から第二十九条までの規定の一部又

は全部によらないことができる。

第百三十三条 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。ただし、第百三十二条又は第百三十二条の二の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第百二十八条及び第百二十九条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領の定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、第百三十五条第五項において準用する第八十八条の三に規定する授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の二分の一に満たないものとする。

第百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

3・4 (略)

5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第百四十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条

の十二において準用する場合を含む。)、第八十三条及び第八十四条(第百八条第二項において準用する場合を含む。))並びに第百七条(第百七条において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

別表第三(第八十三条、第百八条、第百二十八条関係)

(一) 各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	国語総合、国語表現、現代文A、現代文B、古典A、古典B
地理歴史	世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B
公民	現代社会、倫理、政治・経済
数学	数学I、数学II、数学III、数学A、数学B、数学活用
理科	科学と人間生活、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物、地学基礎、地学、理科課題研究
保健体育	体育、保健
芸術	音楽I、音楽II、音楽III、美術I、美術II、美術III、工芸I、工芸II、工芸III、書道I、書道II、書道III
外国語	コミュニケーション英語基礎、コミュニケーション英語I、コミュニケーション英語II、コミュニケーション英語III、英語表現I、英語表現II、英語会話
家庭	家庭基礎、家庭総合、生活デザイン

情報	社会と情報, 情報の科学
----	--------------

(二) 主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境, 課題研究, 総合実習, 農業情報処理, 作物, 野菜, 果樹, 草花, 畜産, 農業経営, 農業機械, 食品製造, 食品化学, 微生物利用, 植物バイオテクノロジー, 動物バイオテクノロジー, 農業経済, 食品流通, 森林科学, 森林経営, 林産物利用, 農業土木設計, 農業土木施工, 水循環, 造園計画, 造園技術, 環境緑化材料, 測量, 生物活用, グリーンライフ
工業	工業技術基礎, 課題研究, 実習, 製図, 工業数理基礎, 情報技術基礎, 材料技術基礎, 生産システム技術, 工業技術英語, 工業管理技術, 環境工学基礎, 機械工作, 機械設計, 原動機, 電子機械, 電子機械応用, 自動車工学, 自動車整備, 電気基礎, 電気機器, 電力技術, 電子技術, 電子回路, 電子計測制御, 通信技術, 電子情報技術, プログラミング技術, ハードウェア技術, ソフトウェア技術, コンピュータシステム技術, 建築構造, 建築計画, 建築構造設計, 建築施工, 建築法規, 設備計画, 空気調和設備, 衛生・防災設備, 測量, 土木基礎力学, 土木構造設計, 土木施工, 社会基盤工学, 工業化学, 化学工学, 地球環境化学, 材料製造技術, 工業材料, 材料加工, セラミック化学, セラミック技術, セラミック工業, 繊維製品, 繊維・染色技術, 染織デザイン, インテリア計画, インテリア装備, インテリアエレメント生産, デザイン技術, デザイン材料, デザイン史
商業	ビジネス基礎, 課題研究, 総合実践, ビジネス実務, マーケティング, 商品開発, 広告と販売促進, ビジネス経済, ビジネス経済応用, 経済活動と法, 簿記, 財務会計Ⅰ, 財務会計Ⅱ, 原価計算, 管理会計, 情報処理, ビジネス情報, 電子商取引, プログラミング, ビジネス情報管理
水産	水産海洋基礎, 課題研究, 総合実習, 海洋情報技術, 水産海洋科学, 漁業, 航海・計器, 船舶運用, 船用機関, 機械設計工作, 電気理論, 移動体通信工学, 海洋通信技術, 資源増殖, 海洋生物, 海洋環境, 小型船舶, 食品製造, 食品管理, 水産流通, ダイビング, マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 子どもの発達と保育, 子ども文化, 生活と福祉, リビングデザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生
看護	基礎看護, 人体と看護, 疾病と看護, 生活と看護, 成人看護, 老年看護, 精神看護, 在宅看護, 母性看護, 小児看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報活用

情報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報と問題解決，情報テクノロジー，アルゴリズムとプログラム，ネットワークシステム，データベース，情報システム実習，情報メディア，情報デザイン，表現メディアの編集と表現，情報コンテンツ実習
福祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報活用
理数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学，課題研究
体育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
音楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
美術	美術概論，美術史，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形，鑑賞研究
英語	総合英語，英語理解，英語表現，異文化理解，時事英語

備考

- 一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について，それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

別表第五（第百二十八条関係）

- (一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
保健理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報活用，課題研究
理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理療情報活用，課題研究
理学療法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，臨床実習，理学療法情報活用，課題研究

(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
印刷	印刷概論, 写真製版, 印刷機械・材料, 印刷デザイン, 写真化学・光学, 文書処理・管理, 印刷情報技術基礎, 画像技術, 印刷総合実習, 課題研究
理容・美容	理容・美容関係法規, 衛生管理, 理容・美容保健, 理容・美容の物理・化学, 理容・美容文化論, 理容・美容技術理論, 理容・美容運営管理, 理容実習, 理容・美容情報活用, 課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規, 公衆衛生, クリーニング理論, 繊維, クリーニング機器・装置, クリーニング実習, 課題研究
歯科技工	歯科技工関係法規, 歯科技工学概論, 歯科理工学, 歯の解剖学, 顎口腔機能学, 有床義歯技工学, 歯冠修復技工学, 矯正歯科技工学, 小児歯科技工学, 歯科技工実習, 歯科技工情報活用, 課題研究

備考

- 一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について、それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成三十年三月三十日 文部科学省令第十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第八十三条， 第一百八条， 第二百二十八条関係）

(一) 各学科に共通する各教科

各教科	各教科に属する科目
国語	現代の国語， 言語文化， 論理国語， 文学国語， 国語表現， 古典探究
地理歴史	地理総合， 地理探究， 歴史総合， 日本史探究， 世界史探究
公民	公共， 倫理， 政治・経済
数学	数学Ⅰ， 数学Ⅱ， 数学Ⅲ， 数学A， 数学B， 数学C
理科	科学と人間生活， 物理基礎， 物理， 化学基礎， 化学， 生物基礎， 生物， 地学基礎， 地学
保健体育	体育， 保健
芸術	音楽Ⅰ， 音楽Ⅱ， 音楽Ⅲ， 美術Ⅰ， 美術Ⅱ， 美術Ⅲ， 工芸Ⅰ， 工芸Ⅱ， 工芸Ⅲ， 書道Ⅰ， 書道Ⅱ， 書道Ⅲ
外国語	英語コミュニケーションⅠ， 英語コミュニケーションⅡ， 英語コミュニケーションⅢ， 論理・表現Ⅰ， 論理・表現Ⅱ， 論理・表現Ⅲ
家庭	家庭基礎， 家庭総合
情報	情報Ⅰ， 情報Ⅱ
理数	理数探究基礎， 理数探究

(二) 主として専門学科において開設される各教科

各教科	各教科に属する科目
農業	農業と環境， 課題研究， 総合実習， 農業と情報， 作物， 野菜， 果樹， 草花， 畜産， 栽培と環境， 飼育と環境， 農業経営， 農業機械， 植物バイオテクノロジー， 食品製造， 食品化学， 食品微生物， 食品流通， 森林科学， 森林経営， 林産物利用， 農業土木設計， 農業土木施工， 水循環， 造園計画， 造園施工管理， 造園植栽， 測量， 生物活用， 地域資源活用

工 業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商 業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水 産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ
家 庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，保育基礎，保育実践，生活と福祉，住生活デザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生，総合調理実習
看 護	基礎看護，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと回復の促進，健康支援と社会保障制度，成人看護，老年看護，小児看護，母性看護，精神看護，在宅看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報
情 報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報テクノロジー，情報セキュリティ，情報システムのプログラミング，ネットワークシステム，データベース，情報デザイン，コンテンツの制作と発信，メディアとサービス，情報実習
福 祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報
理 数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学
体 育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究

美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

備考

- 一 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科について, それぞれの表の下欄に掲げる各教科に属する科目以外の科目を設けることができる。
- 二 (一)及び(二)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。

附 則

- 1 この省令は, 平成三十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の学校教育法施行規則(以下この項及び次項において「新令」という。)別表第三の規定は, 施行の日以降高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。)に入学した生徒(新令第九十一条(新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については, なお従前の例による。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

平成三十年八月三十一日 文部科学省令第二十八号

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により，改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め，改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は，改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは，これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第八十三条及び別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項及び附則第四項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。附則第四項において同じ。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。</p> <p>3 前項の規定により新令第八十三条及び別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。</p> <p>4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第八十三条の規定が適用されるまでの間における改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第八十三条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。</p> <p>5 平成三十一年四月一日から新令別表第三の規定が適用されるまでの間における旧令別表第三の規定の適用については、同表(二)の表福祉の項中「福祉情報活用」とあるのは「福祉情報活用、福祉情報」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の学校教育法施行規則（以下この項及び次項において「新令」という。）別表第三の規定は、施行の日以降高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この項及び次項において同じ。）に入学した生徒（新令第九十一条（新令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。</p> <p>3 前項の規定により新令別表第三の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>「項を加える。」</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

平成三十一年二月四日 文部科学省令第三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	改正前
理療	保健理療	各教科に属する科目	各教科
立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り	立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報、課題研究	立ちと予防、生活と疾病、基礎理療学、臨床
		<p>別表第五（第百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>	<p>別表第五（第百二十八条関係）</p> <p>(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科</p>
		<p>第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第百三十条（略）</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p>	<p>第百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。</p> <p>第百三十条（略）</p> <p>2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。</p>

備考 (略)	歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報、課題研究	関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、美容技術理論、運営管理、美容実習、美容実習、美容情報、課題研究	印刷 印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科 各教科に属する科目	(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科	理学療法	理学療法 人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法管理理学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習、理学療法情報、課題研究	理学療法 理学療法実習、理学療法情報、課題研究
	クリーニング	(略)	関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、美容技術理論、運営管理、美容実習、美容実習、美容情報、課題研究	印刷 印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科 各教科に属する科目		理学療法	理学療法 人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法管理理学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、理学療法臨床実習、理学療法情報、課題研究	理学療法 理学療法実習、理学療法情報、課題研究
備考 (略)	歯科技工	歯科技工関係法規、歯科技工学概論、歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、歯科技工実習、歯科技工情報活用、課題研究	美容・美容関係法規、衛生管理、美容・美容文化論、美容の物理・化学、美容・美容文化論、美容技術理論、美容・美容運営管理、美容実習、美容・美容情報活用、課題研究	印刷 印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科 各教科に属する科目	(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科	理学療法	理学療法 人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究	理学療法 理学療法実習、理学療法情報活用、課題研究
	クリーニング	(略)	美容・美容関係法規、衛生管理、美容・美容文化論、美容の物理・化学、美容・美容文化論、美容技術理論、美容・美容運営管理、美容実習、美容・美容情報活用、課題研究	印刷 印刷概論、写真製版、印刷機械・材料、印刷デザイン、写真化学・光学、文書処理・管理、印刷情報技術基礎、画像技術、印刷総合実習、課題研究	各教科 各教科に属する科目		理学療法	理学療法 人体の構造と機能、疾病と障害、保健・医療・福祉とリハビリテーション、基礎理学療法学、理学療法評価学、理学療法治療学、地域理学療法学、臨床実習、理学療法情報活用、課題研究	理学療法 理学療法実習、理学療法情報活用、課題研究

附 則

- この省令は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は平成三十一年四月一日から、附則第六項の規定は平成三十二年四月一日から施行する。
- この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第二百二十八条、第三百十条第二項及び別表第五の規定は、この省令の施行の日以降特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第三百十五条第五項の規定により準

- 用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。)に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新令第二百二十八条、第三百十条第二項及び別表第五の規定が適用されるまでの特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。
 - 4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第三百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新令第二百二十八条の規定が適用されるまでの間におけるこの省令による改正前の学校教育法施行規則（以下「旧令」という。）第二百二十八条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。
 - 5 平成三十一年四月一日から新令別表第五の規定が適用されるまでの間における旧令別表第五の規定の適用については、同表(一)の表保健理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健理療情報」とし、同表理療の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理療情報」とし、同表理学療法管理の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」とし、同表(二)の表印刷の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」とし、同表理容・美容の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、美容実習、理容・美容情報」とし、同表歯科技工の項中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報」とする。
 - 6 平成三十二年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校の高等部に入学した生徒（新令第三百三十五条第五項の規定により準用される新令第九十一条の規定により入学した生徒であって平成三十二年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十二年四月一日から新令第二百二十八条第二項及び第三百十条第二項の規定が適用されるまでの間における旧令第二百二十八条第二項の規定の適用については、同項中「道徳」とあるのは「特別の教科である道徳」とし、旧令第三百十条第二項の規定の適用については、同項中「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」とあるのは「特別の教科である道徳」とする。

特別支援学校の高等部の学科を定める省令(抄)

昭和四十一年二月二十一日文部省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十三条の規定に基づき、盲学校及び聾学校の高等部の学科を次のように定める。

第一条 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。

第二条 特別支援学校の高等部の普通教育を主とする学科は、普通科とする。

2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を行う学科	一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 産業一般に関する学科

附 則

（平成十九年三月三〇日文科科学省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

前文

第1章

総則

第1節

教育目標

第2節
教育課程の
編成

第2章

各教科

第1節

視聴肢病

第2節

知的

第3章
特別の教科 道徳
(知的)

第4章
総合的な
探究の時間

第5章

特別活動

第6章

自立活動

特別支援学校
移行措置
関係規定

高等学校
移行措置
関係規定

○文部科学省告示第十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百九条及び第百三十三条の規定に基づき、特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）の全部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの特別支援学校高等部学習指導要領の特例については、別に定める。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

特別支援学校高等部学習指導要領

目次

前文

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 教育課程の編成

第2章 各教科

第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第3章 特別の教科 道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

第4章 総合的な探究の時間

第5章 特別活動

第6章 自立活動

附則

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地

域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等部卒業以降の教育や職業、生活、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに特別支援学校高等部学習指導要領を定める。

第1節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科・科目等」という。）において、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、それぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育てきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- (4) 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学

校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動。）と密接な関連を保ち、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

- 3 2の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体、各教科・科目等並びに知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動（以下「各教科等」という。）において、それぞれの指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
 - (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
 - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3) 学びに向かう力、人間性等を^{かん}涵養すること。
- 4 学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の^{かん}涵養に資するものとする。
- 5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第2款の3の(5)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

第2款 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体、各教科・科目等及び各教科等において、それぞれの指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な探究の時間において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態並びに生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

ア 各教科・科目及び単位数等

(ア) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(オ)までに示す各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、卒業までに履修させる単位数の計は、イの(ア)及び(イ)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

(イ) 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数	
国語	現代の国語	2	保健体育	体育	7～8	
	言語文化	2			保健	2
	論理国語	4	芸術	音楽Ⅰ	2	
	文学国語	4			音楽Ⅱ	2
	国語表現	4			音楽Ⅲ	2
古典探究	4	美術Ⅰ	2			
地理歴史	地理総合	2	美術Ⅱ	2		
	地理探究	3	美術Ⅲ	2		
	歴史総合	2	工芸Ⅰ	2		
	日本史探究	3	工芸Ⅱ	2		
	世界史探究	3	工芸Ⅲ	2		
公民	公共	2	書道Ⅰ	2		
	倫理	2	書道Ⅱ	2		
	政治・経済	2	書道Ⅲ	2		
数学	数学Ⅰ	3	外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	
	数学Ⅱ	4		英語コミュニケーションⅡ	4	
	数学Ⅲ	3		英語コミュニケーションⅢ	4	
	数学A	2		論理・表現Ⅰ	2	
	数学B	2		論理・表現Ⅱ	2	
	数学C	2		論理・表現Ⅲ	2	
理科	科学と人間生活	2	家庭	家庭基礎	2	
	物理基礎	2		家庭総合	4	
	物理	4	情報	情報Ⅰ	2	
	化学基礎	2		情報Ⅱ	2	
	化学	4	理数	理数探究基礎	1	
	生物基礎	2		理数探究	2～5	
	生物	4				
	地学基礎	2				
	地学	4				

(ウ) 主として専門学科において開設される各教科・科目

各学校においては、教育課程の編成に当たって、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の㊦及び㊧、聴覚障害

者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の㉞及び㉟、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては次の表の㉞に掲げる主として専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

㉞ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
農 業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工 業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商 業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水 産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ

家 庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看 護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情 報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福 祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理 数	理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ, 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体 育	スポーツ概論, スポーツⅠ, スポーツⅡ, スポーツⅢ, スポーツⅣ, スポーツⅤ, スポーツⅥ, スポーツ総合演習
音 楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美 術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英 語	総合英語Ⅰ, 総合英語Ⅱ, 総合英語Ⅲ, ディベート・ディスカッションⅠ, ディベート・ディスカッションⅡ, エッセイライティングⅠ, エッセイライティングⅡ

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教 科	科 目
保 健 理 療	医療と社会, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと予防, 生活と疾病, 基礎保健理療, 臨床保健理療, 地域保健理療と保健理療経営, 保健理療基礎実習, 保健理療臨床実習, 保健理療情報, 課題研究

⑦ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科目
印刷	印刷概論, 印刷デザイン, 印刷製版技術, DTP技術, 印刷情報技術, デジタル画像技術, 印刷総合実習, 課題研究
理容・美容	関係法規・制度, 衛生管理, 保健, 化粧品化学, 文化論, 理容・美容技術理論, 運営管理, 理容実習, 美容実習, 理容・美容情報, 課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規, 公衆衛生, クリーニング理論, 繊維, クリーニング機器・装置, クリーニング実習, 課題研究

(エ) 学校設定科目

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(オ) 学校設定教科

⑦ 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)の表に掲げる教科以外の教科（以下この項及び第4款の1の(2)において「学校設定教科」という。）及び当該教科に関する科目を設けることができる。この場合において、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

① 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

a 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労

観，職業観の育成

- b 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- c 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

イ 各教科・科目の履修等

(ア) 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

㊦ 全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」という。）は次のとおりとし，その単位数は，アの(イ)に標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし，生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し，特に必要がある場合には，「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ，その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

- a 国語のうち「現代の国語」及び「言語文化」
- b 地理歴史のうち「地理総合」及び「歴史総合」
- c 公民のうち「公共」
- d 数学のうち「数学Ⅰ」
- e 理科のうち「科学と人間生活」，「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから2科目（うち1科目は「科学と人間生活」とする。）又は「物理基礎」，「化学基礎」，「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目
- f 保健体育のうち「体育」及び「保健」
- g 芸術のうち「音楽Ⅰ」，「美術Ⅰ」，「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目
- h 外国語のうち「英語コミュニケーションⅠ」（英語以外の外国語を履修する場合は，学校設定科目として設ける1科目とし，その標準単位数は3単位とする。）
- i 家庭のうち「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目
- j 情報のうち「情報Ⅰ」

㊧ 総合的な探究の時間については，全ての生徒に履修させるものとし，その単位数は，各学校において，生徒や学校の実態に応じて適切に定めるものとする。

㊨ 外国の高等学校等に留学していた生徒について，外国の高等学校等における履修により，必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては，外国の高等学校等における履

修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(イ) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における各教科・科目の履修については、(ア)のほか次のとおりとする。

- ㊦ 専門学科においては、専門教科・科目（アのウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができること。
- ㊧ 専門教科・科目の履修によって、(ア)の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。
- ㊨ 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健医療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

ウ 各教科・科目等の授業時数等

- (ア) 各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
- (イ) 週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。
- (ウ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
- (エ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それ

ぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

- (オ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。
 - (カ) 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
 - (キ) 各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。
 - (ク) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
 - (ケ) 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等
- ア 各教科等の履修
 - (ア) 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる(イ)から(エ)までに示す各教科及びその授業時数、道徳科及び総合的な探究の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。
 - (イ) 各学科に共通する各教科等
 - ⑦ 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業及び家庭の各教科，道徳科，総合的な探究の時間，特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。
 - ⑧ 外国語及び情報の各教科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
 - (ウ) 主として専門学科において開設される各教科

㊦ 専門学科においては、(イ)のほか、家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉の各教科又は(エ)に規定する学校設定教科のうち専門教育に関するもの（以下「専門教科」という。）のうち、いずれか1以上履修させるものとする。

㊧ 専門教科の履修によって、(イ)の㊦の全ての生徒に履修させる各教科の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

(エ) 学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、(イ)及び(ウ)に掲げる教科以外の教科（以下この項において「学校設定教科」という。）を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標に基づき、高等部における教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

イ 各教科等の授業時数等

(ア) 各教科等（ただし、この項及び(ク)において、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。(ウ)において同じ。）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な探究の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳科、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定めるものとする。

(イ) 各教科、道徳科、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

(ウ) 専門学科においては、専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないものとする。

(エ) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

(オ) 生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

(カ) 総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。

(キ) 各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性

及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。

- (ク) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (ケ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科等の指導を行う場合において、当該各教科等を担当する教師が単元や題材など内容の時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科等の授業時数に含めることができる。
- (コ) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。以下この項、(4)のイ、(6)及び第5款において同じ。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(4) 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い

ア 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章及び第3章並びに同節第3款から第9款までに示す各科目又は第2節第1款及び第2款に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）を履修する全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

- イ 第2章以下に示す各教科・科目，特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は，特に示す場合を除き，指導の順序を示すものではないので，学校においては，その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- ウ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，あらかじめ計画して，各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。
- エ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，特に必要がある場合には，第2章に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で，各教科・科目の内容に関する事項について，基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。
- オ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科の段階に示す内容を基に，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。その際，高等部の3年間を見通して計画的に指導するものとする。
- カ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，道徳科の指導に当たっては，第3章に示す道徳科の目標及び内容に示す事項を基に，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。
- (5) 指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項
- ア 各学校においては，次の事項に配慮しながら，学校の創意工夫を生かし，全体として，調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
- (ア) 各教科・科目等又は各教科等の指導内容については，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え，第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。
- (イ) 各教科・科目等又は各教科等について相互の関連を図り，系統的，発展的な指導ができるようにすること。
- (ウ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の内容を基に，生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。また，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の内容の一部又は全部

を合わせて指導を行う場合は、授業時数を適切に定めること。

イ 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個々の生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

(ア) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を考慮して、基礎的・基本的な事項に重点を置くこと。

(イ) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、それぞれの生徒に作成した個別の指導計画や学校の実態に応じて、指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を考慮して、個別指導を重視するとともに、グループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

ア 学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

イ 普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

ウ 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、実験・実習に相当する授業時数を十分確保するようにすること。

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

エ 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替

えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。

- (イ) 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。

4 学部段階間及び学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学部段階間及び学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領又は中学校学習指導要領を踏まえ、中学部における教育又は中学校教育までの学習の成果が高等部における教育に円滑に接続され、高等部における教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。
- ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
- イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。
- ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。
- (3) 大学や専門学校、教育訓練機関等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習や生活のために、高等部卒業以降の進路先との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業、福祉施設等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものと

する。

- (1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等又は各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。
- (3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるよう工夫すること。
- (5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

- 2 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導

体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。

3 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等又は各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。
- (3) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学部段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4款 単位の修得及び卒業の認定

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

(1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

ア 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が各教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

イ 学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が第4章において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第4章第2の1に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

ウ 学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(2) 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動の成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

(3) 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては、卒業までに履修させる各教科等のそれぞれの授業時数を定めるものとする。

校長は、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的か

つ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

- (4) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。
- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。
- (6) 学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。
- (7) 家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。
- (8) 複数の種類の障害を併せ有する生徒（以下「重複障害者」という。）については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、学習効果を一層高めるようにすること。
- (9) 学校医等との連絡を密にし、生徒の障害の状態等に応じた保健及び安全に十分留意すること。
- (10) 実験・実習に当たっては、特に安全と保健に留意すること。

2 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

- (1) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- (2) 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等

- (1) 各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また，各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。
- (2) 教育課程の編成及び実施に当たっては，学校保健計画，学校安全計画，食に関する指導の全体計画，いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など，各分野における学校の全体計画等と関連付けながら，効果的な指導が行われるように留意するものとする。
- (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学校がその目的を達成するため，学校や地域の実態等に応じ，教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど，家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また，高齢者や異年齢の子供など，地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- (2) 他の特別支援学校や，幼稚園，認定こども園，保育所，小学校，中学校，高等学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに，障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に，高等部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い，社会性や豊かな人間性を育むために，学校の教育活動全体を通じて，高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的，組織的に行うとともに，地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

- 3 高等学校等の要請により、障害のある生徒又は当該生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の高等学校等との連携を図ること。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第1節及び第1款から第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、第2章第1節第1款において準ずるものとしている高等学校学習指導要領第2章第3節の公民科の「公共」及び「倫理」並びに第5章の特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

- 2 道徳教育を進めるに当たっては、中学部又は中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すると

ともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

- 3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。
- 4 学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道德教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

第8款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
 - (1) 各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 高等部の各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができること。
 - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第2章に示す各教科・科目、中学校学習指導要領第2章に示す各教科又は小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。
- 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、次に示すところによるものとする。

- (1) 各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する第2章第2節第1款及び第2款に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができること。この場合、各教科・科目に替えて履修した第2章第2節第1款及び第2款に示す各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。
 - (2) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができること。
 - (3) 校長は、(2)により、第2款の3の(2)に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
- (1) 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて、自立活動を主として指導を行うことができること。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。
 - (2) 校長は、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。
- 5 障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合については、次に示すところによるものとする。
- (1) 1, 2, 3の(1)若しくは(2)又は4の(1)に示すところによることができること。
 - (2) 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。
 - (3) 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。
- 6 療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒につい

て、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

第9款 専攻科

- 1 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものは、次の表に掲げるとおりである。視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、必要がある場合には同表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目を設けることができる。

	教科	科目
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	保健理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎保健理療，臨床保健理療，地域保健理療と保健理療経営，保健理療基礎実習，保健理療臨床実習，保健理療情報，課題研究
	理療	医療と社会，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと予防，生活と疾病，基礎理療学，臨床理療学，地域理療と理療経営，理療基礎実習，理療臨床実習，理療情報，課題研究
	理学療法	人体の構造と機能，疾病と障害，保健・医療・福祉とリハビリテーション，基礎理学療法学，理学療法管理学，理学療法評価学，理学療法治療学，地域理学療法学，理学療法臨床実習，理学療法情報，課題研究
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	理容・美容	関係法規・制度，衛生管理，保健，化粧品化学，文化論，理容・美容技術理論，運営管理，理容実習，美容実習，理容・美容情報，課題研究
	歯科技工	歯科技工関係法規，歯科技工学概論，歯科理工学，歯の解剖学，顎口腔機能学，有床義歯技工学，歯冠修復技工学，矯正歯科技工学，小児歯科技工学，歯科技工実習，歯科技工情報，課題研究

- 2 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科においては、必要がある場合には1の表に掲げる教科及び科目以外の教科及び科目を設けることができる。

**第1節 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者
である生徒に対する教育を行う特別支援学校****第1款 各教科の目標及び各科目の目標と内容**

各教科の目標及び各科目の目標と内容については、当該各教科及び各科目に対応する高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示す各教科の目標及び各科目の目標と内容に準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとする。

第2款 各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱い

各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章及び第3章に示すものに準ずるほか、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第3款から第5款まで、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については第6款から第9款までに示すところによるものとするが、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現力を一層養うこと。なお、点字を常用して学習する生徒に対しても、漢字・漢語の意味や構成等についての理解を一層促すため、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 視覚的なイメージを伴わないと理解が困難な事象や習得が難しい技能については、既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫して、理解を深め習得を促すようにすること。
- (3) 生徒の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに、考えを深めていくことができるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の活用を通して、生徒が効率的に多様な情報を収集・整理し、

主体的な学習ができるようにするなど、生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

- (5) 生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮し、見通しをもって積極的な学習活動を展開できるようにすること。
- (6) 高等学校等を卒業した者が、社会経験を経るなどした後に、専門学科又は専攻科に入学した場合においては、その社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫すること。

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 生徒の興味・関心を生かして、主体的な言語活動を促すとともに、抽象的、論理的な思考力の伸長に努めること。
- (2) 生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り、主体的に情報を収集・獲得し、適切に選択・活用する態度を養うようにすること。
- (3) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、正確かつ効率的に意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 生徒の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 生徒の言語力等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

3 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を一層図り、生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科・科目の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的

手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

- (5) 各教科・科目の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

4 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- (6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

第3款 保健理療

● 第1 目 標

保健理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) あん摩・マッサージ・指圧について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) あん摩・マッサージ・指圧に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理

観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

● 第2 各 科 目

〔医療と社会〕

1 目 標

保健医療の見方・考え方を働かせ、医療と社会の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な医療と社会の関わりについて体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 医療と社会の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 医療と社会の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 医学，医療及び保健医療の歴史
- ア 西洋，中国，韓国等における医学，医療の歴史
 - イ 日本における医学，医療及び保健医療の歴史
- (2) 社会保障制度の概要
- ア 医学の分野
 - イ 社会保障の概念
 - ウ 社会保険制度の概要
 - エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要
 - オ 医療行政
- (3) 保健医療の現状と課題
- ア 保健医療の概念

- イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム
- ウ 保健医療業務の現状と課題
- エ 諸外国の保健医療
- (4) あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゆう師等に関する法律
 - ア 法令の沿革
 - イ 法令の主な内容
- (5) 関係法規の概要
 - ア 医事関係法規
 - イ その他の関係法規
- (6) あん摩マッサージ指圧師の倫理
 - ア 医療従事者の倫理
 - イ 保健医療業務と倫理

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては, 保健医療の医療における位置付けについて, 十分理解を促すよう, 保健医療以外の他の医学の歴史や現状, 諸外国における保健医療の現状などを踏まえて取り扱うこと。
 - イ [指導項目] の(2), (3)及び(6)については, 「地域保健医療と保健医療経営」との関連を考慮して指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目] の(1)のイについては, 保健医療の近現代史に重点を置くこと。
 - イ [指導項目] の(2)のイについては, 少子高齢化が進む我が国の社会の課題や展望について取り扱うこと。ウについては, 医療保険(療養費を含む。), 介護保険及び主な公費負担医療を中心に制度の概要を取り扱うこと。
 - ウ [指導項目] の(3)のアについては, 地域医療や労働衛生におけるプライマリ・ケアの重要性と関連付けながら, 現代社会における保健医療の役割と意義を取り扱うこと。イについては, 医療機関の種類並びに医療従事者の資格, 免許及び業務範囲を取り扱うとともに, 地域包括ケアシステムにおける多職種間連携の意義を取り扱うこと。ウについては, 保健医療業務の現状と課題について, 関連する統計や資料を踏まえながら, 療養費を適切に扱うための基礎的な知識が身に付くよう指導すること。
 - エ [指導項目] の(5)のアについては, 医療法, 医師法等の概要を取り扱うこと。イについては, 高齢者の医療の確保に関する法律, 介護保険法等の概要を取り扱うこと。

オ〔指導項目〕の(6)については、あん摩マッサージ指圧師としての心構えや倫理観、患者の権利、法令遵守、コミュニケーション能力等について、十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

〔人体の構造と機能〕

1 目 標

保健理療の見方・考え方を働かせ、人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造と機能について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 解剖生理学の基礎
 - ア 解剖生理学の意義
 - イ 人体の体表区分
 - ウ 細胞
 - エ 人体の発生
 - オ 組織
 - カ 器官と器官系
- (2) 系統別構造と機能
 - ア 運動器系
 - イ 消化器系
 - ウ 呼吸器系
 - エ 泌尿・生殖器系
 - オ 内分泌系と代謝
 - カ 循環器系

- キ 神経系
- ク 感覚器系
- (3) 生体機能の協調
 - ア 全身的協調
 - イ 生体の防御機構
- (4) 運動学
 - ア 運動学の基礎
 - イ 各関節の構造と機能

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、人体の構造と機能についての理解が知識に偏ることがないように、実験・実習を取り入れるようにすること。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるように配慮すること。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)については、施術と関連の深いア及びキに重点を置いて指導すること。
 - イ 〔指導項目〕の(4)のイについては、肩関節、肘関節、手関節、股関節、^{ひざ}膝関節、足関節の各構造と機能を中心に扱うこと。

〔疾病の成り立ちと予防〕

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと予防に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病の成り立ちと予防について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 疾病の成り立ちと予防に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の成り立ちと予防について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 衛生学・公衆衛生学の概要
 - ア 衛生学・公衆衛生学の意義
 - イ 衛生学・公衆衛生学の歴史
- (2) 健康の保持増進と生活
 - ア 健康の概念
 - イ 生活習慣と健康
 - ウ ストレスと健康
- (3) 生活習慣病
 - ア 生活習慣病の概念
 - イ 生活習慣病の発生要因
 - ウ 生活習慣病の予防対策
- (4) 生活環境と公害
 - ア 環境と健康
 - イ 地域の環境衛生
 - ウ 公害
- (5) 感染症
 - ア 感染症の概念
 - イ 感染症の発生要因
 - ウ 感染症の予防対策
- (6) 消毒
 - ア 消毒法の一般
 - イ 消毒の種類と方法
 - ウ 消毒法の応用
- (7) 疫学と衛生統計
 - ア 疫学の基礎
 - イ 衛生統計の基礎
 - ウ 主な衛生統計
- (8) 産業衛生，精神衛生及び母子衛生
 - ア 産業衛生
 - イ 精神衛生
 - ウ 母子衛生

- (9) 疾病の一般
 - ア 疾病の概念
 - イ 疾病の分類
 - ウ 疾病と症状
 - エ 疾病の経過, 予後及び転帰
- (10) 疾病の原因
 - ア 病因の意義
 - イ 病因の分類
 - ウ 加齢と老化
- (11) 各病変の概要
 - ア 循環障害
 - イ 退行性病変
 - ウ 進行性病変
 - エ 炎症
 - オ 腫瘍^{しゅよう}
 - カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(6)については、「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(9)から(11)までについては、疾患や愁訴に対する病態機序の理解と、施術の適応の判断に関する基礎的な能力が身に付くよう指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)については、特に生活習慣病と関連付けて取り扱うこと。
ウについては、産業衛生と関連付けて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(5)については、最新の情報に配慮しながら、代表的な疾患を取り上げ、発生因子の回避に重点を置いて取り扱うこと。ウについては、免疫学についても取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(7)のウについては、保健理療業務と関係の深い統計等について取り扱うこと。
 - エ 〔指導項目〕の(9)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

〔生活と疾病〕

1 目標

保健医療の見方・考え方を働かせ、疾病と日常生活の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病と日常生活の関わりについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 疾病と日常生活の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病と日常生活の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 診察法
 - ア 診察の意義
 - イ 診察法の種類
 - ウ 臨床検査の概要
- (2) 主な症状の診察法
 - ア 頭痛
 - イ 肩こり
 - ウ 肩関節痛
 - エ 頸^{けい}肩腕痛
 - オ 腰痛
 - カ 腰下肢痛
 - キ 膝^{ひざ}痛
 - ク 高血圧と低血圧
 - ケ 心身の疲労
 - コ その他の症状
- (3) 治療法
 - ア 治療法の基礎
 - イ 治療法の実際

- (4) 臨床心理
 - ア 臨床心理の一般
 - イ 心理療法の概要
- (5) 系統別疾患の概要
 - ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患
 - ウ 呼吸器系疾患
 - エ 血液・循環器系疾患
 - オ 消化器系疾患
 - カ 泌尿・生殖器系疾患
 - キ 内分泌系・代謝疾患及びビタミン欠乏症
 - ク 感染症
 - ケ その他の疾患
- (6) リハビリテーションの一般
 - ア リハビリテーションの概念と歴史
 - イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
 - ウ 診察, 評価, 治療計画と記録
- (7) 主な疾患のリハビリテーション
 - ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患
 - ウ 呼吸器系疾患
 - エ 血液・循環器系疾患
- (8) 機能訓練の概要
 - ア 関節可動域訓練
 - イ 筋力強化訓練
 - ウ 日常生活動作訓練

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては, 予防医学, 治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系に配慮すること。
- (2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については, 保健理療と直接関わりの深い事項に重点を置き, 実習及び「臨床保健理療」との関連を考慮して指導すること。ウについては, 医学的な知識として, 検査方法やデータの意味等を取り扱う

こと。

イ〔指導項目〕の(2)については、各症状の病態生理と鑑別診断を取り扱い、
施術の適応の判断に生かせるよう指導すること。

ウ〔指導項目〕の(3)のイについては、代表的な治療法と適応疾患を中心に
取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(5)については、現代医学の立場から各疾患の原因、症状
及び治療法を中心に指導すること。なお、各症状に対する治療については、
施術の有効性との関連を考慮し、保健理療と直接関わりの深い事項に重点
を置くとともに、「臨床保健理療」と関連付けて取り扱うこと。

オ〔指導項目〕の(6)については、チーム医療としてのリハビリテーション
の過程を、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導
すること。

カ〔指導項目〕の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、保
健理療と直接関わりの深いアからウまでを中心に扱うこと。

キ〔指導項目〕の(8)については、介護保険施設で行われる介護技術を含め
て取り扱うこと。

〔基礎保健理療〕

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、基礎保健理療に関する実践的・体験的な
学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成する
ことを目指す。

- (1) 基礎保健理療について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術
を身に付けるようにする。
- (2) 基礎保健理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職
業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎保健理療について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目
指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度
を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指
導する。

〔指導項目〕

- (1) 東洋医学の基礎

- ア 東洋医学の意義と特色
 - イ 陰陽五行論
 - ウ 臟腑^ぶ経絡論
 - エ 気血, 営衛, 津液
 - オ 病因
 - カ 証^{しょう}
- (2) 東洋医学の診断と治療
- ア 日本の伝統医学的診断と治療
 - イ 現代の中医学的診断と治療
- (3) 経絡と経穴
- ア 臟腑^ぶ経絡とその流注
 - イ 十四経脈の経穴
 - ウ その他の特定穴
- (4) 経絡, 経穴と現代医学
- ア 経絡, 経穴の現代医学的研究
 - イ 関連する反応点, 反応帯
- (5) 保健理療施術の概要
- ア あん摩
 - イ マッサージ
 - ウ 指圧
 - エ 保健理療の臨床応用
- (6) 保健理療施術の治効理論と関連学説
- ア 刺激の伝達
 - イ 身体組織・器官への影響
 - ウ 生体反応と治効メカニズム
 - エ 関連学説

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては, 保健理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い, 保健理療に対する研究的な態度が培われるよう配慮すること。
 - イ 〔指導項目〕の(1)から(4)までについては, 保健理療施術との関連を重視して指導すること。
 - ウ 〔指導項目〕の(6)については, 「人体の構造と機能」の関連を考慮して取り扱うこと。また, (4)や研究の成果を総合し, 保健理療臨床の観点から指

導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(2)のアについては、問診と切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。イについては、臓腑の生理と病理を踏まえた治療原則と治法を中心に取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床における施術の適応の判断についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による主な施術法についても取り扱うこと。エについては、病態を踏まえながら、アからウまでを適切に組み合わせた総合的な施術法を取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(6)のアからウまでについては、特に、運動器系疾患や内臓器系疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点で取り扱うこと。

〔臨床保健理療〕

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、臨床保健理療に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床保健理療について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床保健理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床保健理療について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 臨床保健理療の基礎
 - ア 臨床保健理療の意義と役割
 - イ 施術対象者の心理と施術者の対応
- (2) 東洋医学における診断、治療の原則

- ア 診察
 - イ 適応の判断
 - ウ 施術計画
 - エ 施術原則
 - オ 記録
- (3) 生体観察の基礎
- ア 骨の触察
 - イ 筋の触察
 - ウ 関節の触察
 - エ 神経, 血管の触察
- (4) 健康と保健理療施術
- ア 健康観と疾病観
 - イ 健康の保持増進のための保健理療施術
 - ウ 生活習慣病予防のための保健理療施術
 - エ その他の健康療法
- (5) 主な症状の保健理療施術
- ア 頭痛
 - イ 肩こり
 - ウ 肩関節痛
 - エ ^{けい}頸肩腕痛
 - オ 腰痛
 - カ 腰下肢痛
 - キ ^{ひざ}膝痛
 - ク 高血圧と低血圧
 - ケ 心身の疲労
 - コ その他の症状
- (6) 主な疾患の保健理療施術
- ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患
 - ウ 呼吸器系疾患
 - エ 血液・循環器系疾患
 - オ 消化器系疾患
 - カ 泌尿・生殖器系疾患
 - キ 内分泌系・代謝疾患
 - ク 感染症

- ケ その他の疾患
- (7) 高齢者に対する保健理療施術
 - ア 高齢者の心身機能の特徴
 - イ 高齢者の主な症状に対する保健理療施術
 - ウ 要支援・要介護高齢者に対する保健理療施術
- (8) スポーツ領域における保健理療施術
 - ア スポーツ障害・外傷の一般
 - イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
 - ウ 主なスポーツ障害・外傷の保健理療施術
- (9) 産業衛生における保健理療施術
 - ア 仕事と健康
 - イ 事業所におけるあん摩マッサージ指圧師の業務と役割
 - ウ 主な職業起因性症状の保健理療施術

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。
 - イ 指導に当たっては、「保健理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(4)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。
 - エ 〔指導項目〕の(5)及び(6)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて指導すること。
 - オ 〔指導項目〕の(7)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて取り扱うこと。
 - カ 〔指導項目〕の(8)のウについては、応急処置及びテーピングの基本につ

いて取り扱うこと。

(地域保健理療と保健理療経営)

1 目 標

保健理療の見方・考え方を働かせ、地域保健理療及び保健理療経営に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域保健理療及び保健理療経営について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域保健理療及び保健理療経営に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 地域保健理療及び保健理療経営について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 少子高齢社会と社会保障
 - ア 少子高齢化の現状と動向
 - イ 医療保障と介護保障の現状と課題
- (2) 地域社会と保健理療
 - ア 地域医療の沿革
 - イ 地域保健理療の概念
 - ウ 地域社会の医療と介護
- (3) 地域保健理療の業務と社会保険
 - ア 保健理療業務と療養費
 - イ 保健理療業務と診療報酬
 - ウ 保健理療業務と介護報酬
- (4) 保健理療と経営
 - ア 経営の一般
 - イ 施術所の開設準備
 - ウ 障害者雇用と助成金制度
 - エ 経営の管理と運営

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、地域社会における保健理療の役割と意義を理解できるようにすること。
 - イ〔指導項目〕の(3)については、制度に関する基本的な考え方や法令遵守についても指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)のアについては、最新の統計や資料を踏まえて取り扱うこと。
 - イ〔指導項目〕の(4)については、経営の実際の基本的な事項を取り扱うこと。

〔保健理療基礎実習〕

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、臨床の基礎に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床の基礎について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床の基礎に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床の基礎について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ効果的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 施術に必要な衛生と安全管理
 - ア 施術室の管理
 - イ 施術者の衛生保持
 - ウ リスク管理
- (2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習

- ア あん摩の基本手技と身体各部の施術
 - イ マッサージの基本手技と身体各部の施術
 - ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術
- (3) 保健理療応用実技実習
- ア 医療面接実習
 - イ 評価と理学的検査の実際
 - ウ 運動療法の応用
 - エ 物理療法の応用
- (4) 保健理療総合実技実習
- ア 総合実技の基礎
 - イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
- ア 〔指導項目〕の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。ウについては、施術の過誤を予防するための適切な安全管理ができるよう取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、他の科目と関連付けながら、基礎的な施術ができるよう指導すること。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるよう指導すること。また、(3)のアについては、患者の立場に立ち、安全な施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。(4)のイについては、臨床実習前施術実技に関する評価を行うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 〔指導項目〕の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、運動法の基本等についても取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(4)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床保健理療」の〔指導項目〕の(5)及び(6)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を取り扱うこと。

〔保健理療臨床実習〕

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、臨床に関する実践的・体験的な学習活動

を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを指す。

- (1) 臨床について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 校内実習
 - ア 施術者と施術対象
 - イ 施術の実際
 - ウ カルテの記載と管理
 - エ 症例検討
- (2) 校外実習
 - ア 校外実習の意義
 - イ 校外実習の実際
 - ウ 経営実習の実際

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、あん摩マッサージ指圧師としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。
 - イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら、实际的に理解できるように指導すること。
 - ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については、生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。
 - エ 〔指導項目〕の(2)については、保健医療の実践に適した施設等を選定し、当該施設等との十分な連絡調整を図ること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)については、生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに、きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。エについては、病態の把握、適応の判断、施術法や施術効果の検討、リスクの検討などを取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)のイについては、多様な保健医療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては、施術所経営に関する実際的な基礎的な知識が養われるように、臨床経験の豊富な者の話や施術所見学、模擬経営実習などを通して、保険の取扱いの実際を含めて具体的に指導すること。

〔保健医療情報〕

1 目 標

保健医療の見方・考え方を働かせ、保健医療情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 保健医療情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 保健医療情報に関する基本的な課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 保健医療情報について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理
 - ウ 情報を扱う個人の責任
- (2) 保健医療における情報の活用と管理
 - ア 保健医療福祉分野の情報
 - イ 情報システムの特徴
 - ウ 情報の活用

- エ 情報の管理
- (3) 保健理療における課題解決
 - ア 課題に応じた情報収集
 - イ 情報分析と解決方法
 - ウ 情報の発信方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

〔課題研究〕

1 目標

保健理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 保健理療について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 保健理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)から、個人又はグループで保健理療に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、保健理療に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)及び(2)にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

● 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 実技や実習を伴う科目の指導に当たっては、臨床に应用する力を育むため、生徒が常に達成感と新たな技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に留意すること。
- (3) 各科目の指導に当たっては、施術の対象となる代表的な疾患や愁訴に対する施術の適応を判断し確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、保健理療の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、保健理療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な保健理療を関連付ける実践的・体

験的な学習活動の充実を図ること。

- (2) 「保健理療基礎実習」及び「保健理療臨床実習」については、対象となる者の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。
- (3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (4) 地域や保健理療に関する施術所、医療機関、介護保険施設等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4款 理 療

● 第1 目 標

理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうを通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) あん摩・マッサージ・指圧、はり及びきゅうに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及び疾病の治療に主体的かつ協働的に寄与する態度を養う。

● 第2 各 科 目

(医療と社会)

1 目 標

理療の見方・考え方を働かせ、医療と社会の関わりに関する実践的・体験的

な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 施術を行うために必要な医療と社会の関わりについて体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 医療と社会の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 医療と社会の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 医学、医療及び理療の歴史
 - ア 西洋、中国、韓国等における医学、医療の歴史
 - イ 日本における医学、医療及び理療の歴史
- (2) 社会保障制度の概要
 - ア 医学の分野
 - イ 社会保障の概念
 - ウ 社会保険制度の概要
 - エ 障害者福祉・精神保健医療福祉制度の概要
 - オ 医療行政
- (3) 理療の現状と課題
 - ア 理療の概念
 - イ 医療提供体制と地域包括ケアシステム
 - ウ 理療業務の現状と課題
 - エ 諸外国の理療
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
 - ア 法令の沿革
 - イ 法令の主な内容
- (5) 関係法規の概要
 - ア 医事関係法規
 - イ その他の関係法規

- (6) あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師の倫理
 - ア 医療従事者の倫理
 - イ 理療業務と倫理

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては，理療の医療における位置付けについて，十分理解を促すよう，理療以外の他の医学の歴史や現状，諸外国における理療の現状などを踏まえて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)，(3)及び(6)については，「地域理療と理療経営」との関連を考慮して指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のイについては，理療の近現代史に重点を置くこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)のイについては，少子高齢化が進む我が国の社会の課題や展望について取り扱うこと。ウについては，医療保険(療養費を含む)，介護保険及び主な公費負担医療を中心に制度の概要を取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)のアについては，地域医療や労働衛生におけるプライマリ・ケアの重要性と関連付けながら，現代社会における理療の役割と意義を取り扱うこと。イについては，医療機関の種類並びに医療従事者の資格，免許及び業務範囲を取り扱うとともに，地域包括ケアシステムにおける多職種間連携の意義を取り扱うこと。ウについては，理療業務の現状と課題について，関連する統計や資料を踏まえながら，療養費を適切に扱うための基礎的な知識が身に付くよう指導すること。
 - エ 〔指導項目〕の(5)のアについては，医療法，医師法等の概要を取り扱うこと。イについては，高齢者の医療の確保に関する法律，介護保険法等の概要を取り扱うこと。
 - オ 〔指導項目〕の(6)については，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師としての心構えや倫理観，患者の権利，法令遵守，コミュニケーション能力等について，十分な理解を促すよう具体的に指導すること。

〔人体の構造と機能〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ，人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を通して，施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な人体の構造と機能について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造と機能について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 解剖生理学の基礎
 - ア 解剖生理学の意義
 - イ 人体の体表区分
 - ウ 細胞
 - エ 人体の発生
 - オ 組織
 - カ 器官と器官系
- (2) 系統別構造と機能
 - ア 運動器系
 - イ 消化器系
 - ウ 呼吸器系
 - エ 泌尿・生殖器系
 - オ 内分泌系と代謝
 - カ 循環器系
 - キ 神経系
 - ク 感覚器系
- (3) 生体機能の協調
 - ア 全身的協調
 - イ 生体の防御機構
- (4) 運動学
 - ア 運動学の基礎
 - イ 各関節の構造と機能

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、人体の構造と機能についての理解が知識に偏ることがないように、実験・実習を取り入れるようにすること。
 - イ〔指導項目〕の(2)については、標本、模型などを有効に活用して、指導の効果を高めるように配慮すること。
 - ウ〔指導項目〕の(3)については、「疾病の成り立ちと予防」との関連を考慮して指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(2)については、施術と関連の深いア及びキに重点を置いて指導すること。
 - イ〔指導項目〕の(4)のイについては、肩関節、肘関節、手関節、股関節、^{ひざ}膝関節、足関節の各構造と機能を中心に扱うこと。

〔疾病の成り立ちと予防〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと予防に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 施術を行うために必要な疾病の成り立ちと予防について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 疾病の成り立ちと予防に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の成り立ちと予防について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 衛生学・公衆衛生学の概要
 - ア 衛生学・公衆衛生学の意義
 - イ 衛生学・公衆衛生学の歴史

- (2) 健康の保持増進と生活
 - ア 健康の概念
 - イ 生活習慣と健康
 - ウ ストレスと健康
- (3) 生活習慣病
 - ア 生活習慣病の概念
 - イ 生活習慣病の発生要因
 - ウ 生活習慣病の予防対策
- (4) 生活環境と公害
 - ア 環境と健康
 - イ 地域の環境衛生
 - ウ 公害
- (5) 感染症
 - ア 感染症の概念
 - イ 感染症の発生要因
 - ウ 感染症の予防対策
- (6) 消毒
 - ア 消毒法の一般
 - イ 消毒の種類と方法
 - ウ 消毒法の応用
- (7) 疫学と衛生統計
 - ア 疫学の基礎
 - イ 衛生統計の基礎
 - ウ 主な衛生統計
- (8) 産業衛生，精神衛生及び母子衛生
 - ア 産業衛生
 - イ 精神衛生
 - ウ 母子衛生
- (9) 疾病の一般
 - ア 疾病の概念
 - イ 疾病の分類
 - ウ 疾病と症状
 - エ 疾病の経過，予後及び転帰
- (10) 疾病の原因
 - ア 病因の意義

- イ 病因の分類
- ウ 加齢と老化
- (11) 各病変の概要
 - ア 循環障害
 - イ 退行性病変
 - ウ 進行性病変
 - エ 炎症
 - オ 腫瘍^{しゅよう}
 - カ 免疫の異常とアレルギー

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目]の(6)については、「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」との関連を図りながら、実践的に取り扱うこと。
 - イ [指導項目]の(9)から(11)までについては、疾患や愁訴に対する病態機序の理解と、施術の適応の判断に関する基礎的な能力が身に付くよう指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目]の(2)については、特に生活習慣病と関連付けて取り扱うこと。
 - ウについては、産業衛生と関連付けて取り扱うこと。
 - イ [指導項目]の(5)については、最新の情報に配慮しながら、代表的な疾患を取り上げ、発生因子の回避に重点を置いて取り扱うこと。ウについては、免疫学についても取り扱うこと。
 - ウ [指導項目]の(7)のウについては、理療業務と関係の深い統計等について取り扱うこと。
 - エ [指導項目]の(9)については、半健康状態及び東洋医学の未病の概念を取り入れながら指導すること。

〔生活と疾病〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、疾病と日常生活の関わりに関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 施術を行うために必要な疾病と日常生活の関わりについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 疾病と日常生活の関わりに関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病と日常生活の関わりについて、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 診察法
 - ア 診察の意義
 - イ 診察法の種類
 - ウ 臨床検査の概要
- (2) 主な症状の診察法
 - ア 頭痛
 - イ 肩こり
 - ウ 肩関節痛
 - エ 頸^{けい}肩腕痛
 - オ 腰痛
 - カ 腰下肢痛
 - キ 膝^{ひざ}痛
 - ク 高血圧と低血圧
 - ケ 心身の疲労
 - コ その他の症状
- (3) 治療法
 - ア 治療法の基礎
 - イ 治療法の実際
- (4) 臨床心理
 - ア 臨床心理の一般
 - イ 心理療法の概要
- (5) 系統別疾患の概要
 - ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患

- ウ 呼吸器系疾患
- エ 血液・循環器系疾患
- オ 消化器系疾患
- カ 泌尿・生殖器系疾患
- キ 内分泌系・代謝疾患及びビタミン欠乏症
- ク 感染症
- ケ その他の疾患
- (6) リハビリテーションの一般
 - ア リハビリテーションの概念と歴史
 - イ 医学的リハビリテーションとリハビリテーション医学
 - ウ 診察, 評価, 治療計画と記録
- (7) 主な疾患のリハビリテーション
 - ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患
 - ウ 呼吸器系疾患
 - エ 血液・循環器系疾患
- (8) 機能訓練の概要
 - ア 関節可動域訓練
 - イ 筋力強化訓練
 - ウ 日常生活動作訓練

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては, 予防医学, 治療医学及びリハビリテーション医学という現代医学の体系に配慮すること。
- (2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目]の(1)については, 理療と直接関わりの深い事項に重点を置き, 実習及び「臨床理療学」との関連を考慮して指導すること。ウについては, 医学的な知識として, 検査方法やデータの意味等を取り扱うこと。
 - イ [指導項目]の(2)については, 各症状の病態生理と鑑別診断を取り扱い, 施術の適応の判断に生かせるよう指導すること。
 - ウ [指導項目]の(3)のイについては, 代表的な治療法と適応疾患を中心に扱うこと。
 - エ [指導項目]の(5)については, 現代医学の立場から各疾患の原因, 症状及び治療法を中心に指導すること。なお, 各症状に対する治療については,

施術の有効性との関連を考慮し、理療と直接関わりの深い事項に重点を置くとともに、「臨床理療学」と関連付けて取り扱うこと。

オ〔指導項目〕の(6)については、チーム医療としてのリハビリテーションの過程を、症例紹介やリハビリテーション施設の見学等を取り入れて指導すること。

カ〔指導項目〕の(7)については、地域医療や在宅ケアの実情を考慮し、理療と直接関わりの深いアからウまでを中心に取り扱うこと。

キ〔指導項目〕の(8)については、介護保険施設で行われる介護技術を含めて取り扱うこと。

〔基礎理療学〕

1 目 標

理療の見方・考え方を働かせ、基礎理療学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 基礎理療学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 基礎理療学に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎理療学について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 東洋医学の基礎

- ア 東洋医学の意義と特色
- イ 陰陽五行論
- ウ 臓腑^ぶ経絡論
- エ 気血、営衛、津液
- オ 病因
- カ 証^{しょう}

- (2) 東洋医学の診断と治療
 - ア 日本の伝統医学的診断と治療
 - イ 現代の中医学的診断と治療
- (3) 経絡と経穴
 - ア 臟腑経絡とその流注
 - イ 十四経脈の経穴
 - ウ その他の特定穴
- (4) 経絡、経穴と現代医学
 - ア 経絡、経穴の現代医学的研究
 - イ 関連する反応点、反応帯
- (5) 理療施術の概要
 - ア あん摩
 - イ マッサージ
 - ウ 指圧
 - エ はり
 - オ きゅう
 - カ 理療の臨床応用
- (6) 理療施術の治効理論と関連学説
 - ア 刺激の伝達
 - イ 身体組織・器官への影響
 - ウ 生体反応と治効メカニズム
 - エ 関連学説

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、理療に関する研究の成果を踏まえて取り扱い、理療に対する研究的な態度が培われるよう配慮すること。
 - イ 〔指導項目〕の(1)から(4)までについては、理療施術との関連を重視して指導すること。
 - ウ 〔指導項目〕の(6)については、「人体の構造と機能」との関連を考慮して取り扱うこと。また、(4)や研究の成果を総合し、理療臨床の観点から指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)のアについては、問診と切診に重点を置き、実習を取り入れて指導すること。イについては、臟腑の生理と病理を踏まえた治療

原則と治法を中心に扱うこと。

イ〔指導項目〕の(5)については、基本手技を取り上げ、その特徴を理解させるとともに、臨床における施術の適応の判断についても指導すること。アからウまでについては、諸外国における徒手による主な施術法についても扱うこと。エについては、特殊な鍼法しんも扱うこと。カについては、病態を踏まえアからオまでを適切に組み合わせた総合的な施術法を扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(6)のアからウまでについては、特に、運動器系疾患や内臓器系疾患に対する刺激の作用や生体反応の医学的意味と臨床への応用という観点で扱うこと。

〔臨床理療学〕

1 目 標

理療の見方・考え方を働かせ、臨床理療学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床理療学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床理療学に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床理療学について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 臨床理療学の基礎
 - ア 臨床理療学の意義と役割
 - イ 施術対象者の心理と施術者の対応
- (2) 東洋医学における診断、治療の原則
 - ア 診察
 - イ 適応の判断

- ウ 施術計画
- エ 施術原則
- オ 記録
- (3) 生体観察の基礎
 - ア 骨の触察
 - イ 筋の触察
 - ウ 関節の触察
 - エ 神経, 血管の触察
- (4) 健康と理療施術
 - ア 健康観と疾病観
 - イ 健康の保持増進のための理療施術
 - ウ 生活習慣病予防のための理療施術
 - エ その他の健康療法
- (5) 主な症状の理療施術
 - ア 頭痛
 - イ 肩こり
 - ウ 肩関節痛
 - エ 頸^{けい}肩腕痛
 - オ 腰痛
 - カ 腰下肢痛
 - キ 膝^{ひざ}痛
 - ク 高血圧と低血圧
 - ケ 心身の疲労
 - コ その他の症状
- (6) 主な疾患の理療施術
 - ア 運動器系疾患
 - イ 神経系疾患
 - ウ 呼吸器系疾患
 - エ 血液・循環器系疾患
 - オ 消化器系疾患
 - カ 泌尿・生殖器系疾患
 - キ 内分泌系・代謝疾患
 - ク 感染症
 - ケ その他の疾患
- (7) 高齢者に対する理療施術

- ア 高齢者の心身機能の特徴
- イ 高齢者の主な症状に対する理療施術
- ウ 要支援・要介護高齢者に対する理療施術
- (8) スポーツ領域における理療施術
 - ア スポーツ障害・外傷の一般
 - イ スポーツ障害・外傷の予防と管理
 - ウ 主なスポーツ障害・外傷の理療施術
- (9) 産業衛生における理療施術
 - ア 仕事と健康
 - イ 事業所におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務と役割
 - ウ 主な職業起因性症状の理療施術

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 東洋医学と現代医学の知識と技術を総合した臨床概念が養われるよう内容相互の関連に留意して指導すること。
 - イ 指導に当たっては、「理療基礎実習」における実技実習との関連を考慮すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、施術対象者との信頼関係を確立する上で必要な臨床心理の基礎及び面接技法の基本を理解できるよう取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(4)については、東洋医学における未病の考え方を踏まえて取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(4)から(7)までについては、疾患ごとにその症状の機序や経過について、病態生理学と関連付けながら扱うとともに、施術の適応の判断ができるよう指導すること。
 - エ 〔指導項目〕の(5)及び(6)については、「生活と疾病」で取り上げる症状や疾患と関連付けて指導するとともに、健康指導、生活指導及び応急処置の方法も含めて指導すること。
 - オ 〔指導項目〕の(7)のウについては、特に、脳卒中モデル及び廃用症候群モデルのケアについて取り扱うこと。
 - カ 〔指導項目〕の(8)のウについては、応急処置及びテーピングの基本について取り扱うこと。

〔地域理療と理療経営〕

1 目 標

理療の見方・考え方を働かせ、地域理療及び理療経営に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域理療及び理療経営について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域理療及び理療経営に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 地域理療及び理療経営について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 少子高齢社会と社会保障
 - ア 少子高齢化の現状と動向
 - イ 医療保障と介護保障の現状と課題
- (2) 地域社会と理療
 - ア 地域医療の沿革
 - イ 地域理療の概念
 - ウ 地域社会の医療と介護
- (3) 地域理療の業務と社会保険
 - ア 理療業務と療養費
 - イ 理療業務と診療報酬
 - ウ 理療業務と介護報酬
- (4) 理療と経営
 - ア 経営の一般
 - イ 施術所の開設準備
 - ウ 障害者雇用と助成金制度
 - エ 経営の管理と運営
 - オ 経営の展開と実際

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「医療と社会」との関連に留意するとともに、地域社会における理療の役割と意義を理解できるようにすること。
 - イ〔指導項目〕の(3)については、制度に関する基本的な考え方や法令遵守についても指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)のアについては、最新の統計や資料を踏まえて取り扱うこと。
 - イ〔指導項目〕の(4)については、経営の実際の基本的な事項を取り扱うこと。

〔理療基礎実習〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、臨床の基礎に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床の基礎について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床の基礎に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床の基礎について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ効果的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 施術に必要な衛生と安全管理
 - ア 施術室の管理
 - イ 施術者の衛生保持
 - ウ リスク管理
- (2) あん摩・マッサージ・指圧基礎実技実習
 - ア あん摩の基本手技と身体各部の施術

- イ マッサージの基本手技と身体各部の施術
- ウ 指圧の基本手技と身体各部の施術
- (3) はり基礎実技実習
 - ア 刺鍼しんの方法
 - イ 刺鍼しんの手技
 - ウ 特殊な鍼法しん
- (4) きゅう基礎実技実習
 - ア きゅう施術の基礎
 - イ 各種の施灸法きゅうとその実際
- (5) 理療応用実技実習
 - ア 医療面接実習
 - イ 評価と理学的検査の実際
 - ウ 運動療法の応用
 - エ 物理療法の応用
- (6) 理療総合実技実習
 - ア 総合実技の基礎
 - イ 主要症状・疾患に対する総合実技実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、この科目全体を通して習慣化されるよう取り扱うこと。ウについては、施術の過誤を予防するための適切な安全管理ができるよう取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)から(4)までについては、他の科目と関連付けながら、基礎的な施術ができるよう指導すること。
 - ウ 〔指導項目〕の(5)及び(6)については、現代医学と東洋医学の両面から、病状を総合的に把握して、実際的な施術ができるよう指導すること。また、(5)のアについては、患者の立場に立ち、安全な施術を行うための心構えや実践的な能力が身に付くよう配慮すること。(6)のイについては、臨床実習前施術実技に関する評価を行うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、消毒法や滅菌法の実際に重点を置いて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、運動法の基本等についても取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)のウについては、小児鍼しん、皮内鍼しん、低周波鍼通電療法はり

を中心に扱うこと。

エ〔指導項目〕の(6)のイについては、臨床実習への導入として位置付け、「臨床理学」の〔指導項目〕の(5)及び(6)で取り上げる症状や疾患に対する施術の実際を取り扱うこと。

〔理療臨床実習〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、臨床に関する実践的・体験的な学習活動を通して、施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨床について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨床に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨床について、地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 校内実習
 - ア 施術者と施術対象
 - イ 施術の実際
 - ウ カルテの記載と管理
 - エ 症例検討
- (2) 校外実習
 - ア 校外実習の意義
 - イ 校外実習の実際
 - ウ 経営実習の実際

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、治療技術的な側面のみならず、インフォームド・コンセントや患者の秘密保持、カルテ等の適切な管理方法など、あん摩マッ

サージ指圧師，はり師及びきゅう師としての倫理観や職業観を培うことに配慮すること。

イ 地域の保健・医療・福祉機関との連携を図りながら，实际的に理解できるように指導すること。

ウ 校内実習と校外実習の履修学年や授業時数の配当については，生徒の実態や実習・見学施設の状況等により弾力的に取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(2)については，理療の実践に適した施設等を選定し，当該施設等との十分な連絡調整を図ること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)については，生徒の臨床実習の習熟の程度に応じて適切な症例を選択するとともに，きめ細かな指導を行うことができるよう指導体制等に配慮すること。エについては，病態の把握，適応の判断，施術法や施術効果の検討，リスクの検討などを取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)のイについては，多様な理療関連業務を理解するための施設見学や生徒の進路希望に対応した実習ができるように計画すること。ウについては，施術所経営に関する実地的な基礎的な知識が養われるように，臨床経験の豊富な者の話や施術所見学，模擬経営実習などを通して，保険の取扱いの実際を含めて具体的に指導すること。

〔理療情報〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ，理療情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，施術を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理療情報について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理療情報に関する基本的な課題を発見し，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理療情報について，地域や社会を支えるあん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師を目指して自ら学び，人々の健康の保持増進及び疾病の治療に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指

導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理
 - ウ 情報を扱う個人の責任
- (2) 理療における情報の活用と管理
 - ア 保健医療福祉分野の情報
 - イ 情報システムの特徴
 - ウ 情報の活用
 - エ 情報の管理
- (3) 理療における課題解決
 - ア 課題に応じた情報収集
 - イ 情報分析と解決方法
 - ウ 情報の発信方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

〔課題研究〕

1 目標

理療の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理療について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 理療に関する課題を発見し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、適切かつ合理的な施術に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)から、個人又はグループで理療に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理療に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)及び(2)にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

● 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。

- (2) 実技や実習を伴う科目の指導に当たっては、臨床に応用する力を育むため、生徒が常に達成感と新たな技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に留意すること。
 - (3) 各科目に指導に当たっては、施術の対象となる代表的な疾患や愁訴に対する施術の適応を判断し確実に施術ができるようにするため、個々の生徒の実態に応じた指導計画の作成に配慮すること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理療の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、理療が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理療を関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - (2) 「理療基礎実習」及び「理療臨床実習」については、対象となる者の人格を尊重する態度を育てるとともに、実習における安全と規律に留意すること。
 - (3) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
 - (4) 地域や理療に関する施術所、医療機関、介護保険施設等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第5款 理学療法

第1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理学療法を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に

付けるようにする。

- (2) 理学療法に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

● 第2 各 科 目

〔人体の構造と機能〕

1 目 標

理学療法の見方・考え方を働かせ、人体の構造、機能及び心身の発達に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な人体の構造、機能及び心身の発達について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 人体の構造、機能及び心身の発達に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造、機能及び心身の発達と機能について地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 人体の構造

- ア 解剖学の基礎
- イ 系統解剖
- ウ 体表解剖
- エ 機能解剖
- オ 解剖学実習

(2) 人体の機能

- ア 生理学の基礎
- イ 人体各器官の機能

- ウ 運動生理学
- エ 生理学実習
- (3) 人体の運動
 - ア 運動学の基礎
 - イ 身体の運動
 - ウ 運動学実習
- (4) 人間の発達
 - ア 人間発達の基礎
 - イ 各期における発達の特徴と評価

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 人体についての理解が抽象的な概念の把握にとどまることのないようにするため、観察及び実験・実習を取り入れ、具体的、实际的に指導すること。
 - イ 指導に当たっては、人体の構造面と機能面を系統的に理解できるようにするため、これらの内容を相互に関連付けて取り扱うこと。また、理学療法において重要な運動機能面に重点を置いて取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、模型、標本の活用や実習、生体観察などを通して、人体の構造が实际的に理解できるようにすること。
 - イ 〔指導項目〕の(3)のウについては、上肢、下肢及び体幹の動き、各種の姿勢と日常生活における動作などの分析を取り扱うこと。

(疾病と障害)

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な疾病と障害の成り立ち及び回復過程について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 疾病と障害の成り立ち及び回復過程に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに

主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 病理学

- ア 病理学の基礎
- イ 病因
- ウ 病変

(2) 内科疾患

- ア 内科学の基礎
- イ 主な内科疾患

(3) 整形外科疾患

- ア 整形外科学の基礎
- イ 主な整形外科疾患

(4) 神経内科疾患

- ア 神経内科学の基礎
- イ 神経症候学の基礎
- ウ 主な神経内科疾患

(5) 精神科疾患

- ア 精神医学の基礎
- イ 主な精神科疾患

(6) 小児科疾患

- ア 小児科学の基礎
- イ 主な小児科疾患

(7) 高齢者の疾患

- ア 老年医学の基礎
- イ 主な高齢者の疾患

(8) 臨床心理学

- ア 臨床心理学の基礎
- イ 臨床心理学の応用

(9) 栄養学

- ア 栄養学の基礎

(10) 薬理学

ア 薬理学の基礎

(11) 救急救命医学

ア 救急救命医学の基礎

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ、疾病、障害、診断、治療及び予防などを系統的に理解できるよう取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)から(7)までについては、理学療法と関係の深い代表的な疾患に重点を置くとともに、医用画像評価や疾病の予測や再発予防についても取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(2)については、理学療法と関係の深い循環器系、呼吸器系及び代謝系に重点を置いて取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(3)のイについては、スポーツ障害や急性期の外傷についても取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(4)のイ及びウについては、理学療法と関係の深い中枢神経疾患及び末梢^{しゅう}神経疾患に重点を置いて取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(7)のアについては、嚥^{えんげ}下の仕組みについても取り扱うこと。

オ〔指導項目〕の(8)のイについては、患者の心理、臨床心理学的検査法、心理療法及びカウンセリングなどを取り扱うこと。

(保健・医療・福祉とリハビリテーション)

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、保健・医療・福祉とリハビリテーションに関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 理学療法を行うために必要な保健・医療・福祉とリハビリテーションについて体系的・系統的に理解するようにする。

(2) 保健・医療・福祉とリハビリテーションに関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 保健・医療・福祉とリハビリテーションについて、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 保健・医療・福祉の体系
 - ア 保健・医療・福祉の概要
 - イ 各種の保健・医療・福祉制度
 - ウ 地域包括ケアシステムの概要
- (2) リハビリテーション
 - ア リハビリテーションの理念
 - イ 主要疾患のリハビリテーション

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、内容が抽象的な概念の把握にとどまることのないよう、また多職種との連携の重要性についての理解が図られるよう、症例紹介や保健・医療・福祉及びリハビリテーション施設の見学などを交えて取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、理学療法に関係の深い代表的な保健・医療・福祉制度の現状と課題について取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(1)のウについては、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供及び地域ケア会議について取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(2)のアについては、自立支援及び就労支援について取り扱うこと。
 - エ 〔指導項目〕の(2)のイについては、理学療法の対象となる代表的な疾患を取り上げ、その原因、症状、経過及び予後並びにリハビリテーション治療の概要を取り扱うこと。

〔基礎理学療法学〕

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、基礎理学療法学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な基礎理学療法学について体系的・系統的に理

解するようにする。

- (2) 基礎理学療法学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎理学療法学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 理学療法の概要
 - ア 理学療法の歴史
 - イ 理学療法の基礎
 - ウ 健康増進と予防に関する理学療法
 - エ 理学療法研究法
- (2) 関係法規
 - ア 理学療法士及び作業療法士法
 - イ その他の関係法規

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」及び「地域理学療法学」との関連に留意して取り扱うこと。また、理学療法士と多職種との連携によるチーム医療の大切さについても触れること。
 - イ 〔指導項目〕の(1)については、統計学や教育学、情報科学などとの関連を図りながら指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、医療の歴史における理学療法の位置付けも含めて取り扱うこと。イについては、理学療法の医療における位置付け、理学療法士の関連組織も含めて取り扱うこと。ウについては、予防医学と理学療法とを関連付けて行うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)のイについては、医師法などの概要を取り扱うこと。

(理学療法管理学)

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法管理学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法を行うために必要な理学療法管理学について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 理学療法管理学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法管理学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 理学療法管理学の基礎
 - ア 職場管理と運営
- (2) 理学療法と職業倫理
 - ア 理学療法倫理

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、内容相互に関連をもたせ理学療法管理学を体系的・系統的に理解できるようにすること。
 - イ 〔指導項目〕の(1)のアについては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」の〔指導項目〕と関連付けながら、医療保険制度、介護保険制度、組織運営及びチーム医療について取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(2)のアについては、医療従事者としての心構え、倫理観、患者の人権、法令遵守などについて取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、安全衛生、リスク管理及び理学療法教育を含めて取り扱うこと。

(理学療法評価学)

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法評価学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法評価学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法評価学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法評価学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 理学療法評価
 - ア 理学療法評価の基礎
 - イ 各種の理学療法評価の方法
 - ウ 理学療法評価の実習
- (2) 運動学的評価
 - ア 運動学的評価の基礎
 - イ 運動・動作の分析の方法
- (3) 医用画像評価
 - ア 医用画像評価の基礎
 - イ 医用画像評価の方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、基礎的な実習を十分に行うとともに、具体的な症例を取り上げること。また、機械・器具などを工夫して生徒の視覚障害の状態に応じた適切な指導ができるよう配慮すること。
 - イ 「理学療法治療学」及び「理学療法臨床実習」との関連を図りながら、理学療法評価とともに、医学的な一般評価、心理学的評価や社会的評価も

取り扱うこと。

ウ 指導に当たっては、動画による理学療法評価が行えるようコンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)のイについては、運動機能の評価に重点を置いて取り扱うこと。また、リスク管理としてのバイタルサインの評価の重要性について十分に指導すること。

イ〔指導項目〕の(2)のイについては、人体の運動に関する基礎的な知識を踏まえ、各種の疾患や障害の運動学的評価と考察の方法、治療計画への応用などを取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、静止画や動画を用いた、理学療法と関係の深い姿勢や動作の分析、神経系、運動器系、呼吸器系及び循環器系の画像評価を中心に扱うこと。

〔理学療法治療学〕

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法治療学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法治療学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法治療学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法治療学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 運動療法
 - ア 運動療法の基礎
 - イ 各種の運動療法
 - ウ 各障害に対する運動療法

- エ 運動療法実習
- (2) 物理療法
 - ア 物理療法の基礎
 - イ 各種の物理療法
 - ウ 物理療法実習
- (3) 義肢装具
 - ア 義肢装具の基礎
 - イ 義肢
 - ウ 装具
 - エ 義肢装具の実習
- (4) 日常生活活動
 - ア 日常生活活動の基礎
 - イ 日常生活活動の評価
 - ウ 日常生活活動の指導法
- (5) 理学療法技術論
 - ア 理学療法技術論の基礎
 - イ 疾患別理学療法治療の方法
 - ウ 疾患別理学療法治療の実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、基礎実技の実習に重点を置いて实际的に理解させるとともに、リスク管理について取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(4)については、「地域理学療法学」との関連を図り、指導内容が重複しないよう配慮すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、疾病や障害に対する運動療法にとどまらず、スポーツ、レクリエーションなども取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(5)については、健康増進のための理学療法、診療記録の仕方や管理及び喀痰等の吸引^{かくたん}についても取り扱うこと。

(地域理学療法学)

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、地域理学療法学に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育

成することを旨す。

- (1) 地域理学療法学について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 地域理学療法学に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 地域理学療法学について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 地域理学療法の概要
 - ア 地域理学療法の基礎
 - イ 地域理学療法における理学療法士の役割
- (2) 地域理学療法各論
 - ア 地域理学療法における生活評価
 - イ 地域理学療法の実際
 - ウ 在宅ケアと生活指導
 - エ リハビリテーション関連機器

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、地域における理学療法を効果的に実践できるようにするため、症例検討や在宅訪問などを取り入れて指導すること。
 - イ 指導に当たっては、「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、指導内容が重複しないよう配慮すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)のイについては、保健所、福祉施設等における理学療法を取り扱うこと。ウについては、在宅ケア対象者の介護及び家族を含めた生活指導を中心に扱うこと。その際、施設等への通院・通所者の在宅ケアなどについても扱うこと。

〔理学療法臨床実習〕

1 目 標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法臨床実習に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理学療法を行うために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法臨床実習について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法臨床実習に関する課題を発見し、理学療法士としての職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法臨床実習について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 理学療法の見学実習
 - ア 医療機関の見学実習
 - イ その他の施設の見学実習
- (2) 理学療法の臨床実習
 - ア 症例観察と基礎臨床実習
 - イ 総合臨床実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、患者の人権の尊重や患者のリスク管理について指導すること。また、生徒の安全や健康管理についても指導すること。
 - イ 指導に当たっては、「地域理学療法学」及び「保健・医療・福祉とリハビリテーション」との関連を図り、地域包括ケアシステムについて触れること。
 - ウ 〔指導項目〕の(1)については、生徒が理学療法に対する興味・関心を高めることができるよう指導方法を工夫すること。
 - エ 〔指導項目〕の(2)については、各種の疾患や障害に対して、偏りなく実習を行うことができるよう実習施設及び臨床実習指導者と連携を図りなが

ら、調整すること。

オ〔指導項目〕の(2)については、理学療法に関する総合的な知識や基本的な技術及び態度等に関する臨床実習前の評価と臨床実習後の評価を行うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)のイについては、地域における様々な施設での理学療法の実際を見学できるよう配慮すること。

イ〔指導項目〕の(2)のイについては、理学療法臨床に必要な症例報告の書き方や症例研究の方法などを含めて取り扱うこと。

〔理学療法情報〕

1 目 標

理学療法の見方・考え方を働かせ、理学療法情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことを通して、理学療法の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理学療法情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理学療法情報に関する課題を発見し、理学療法の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理学療法情報について、地域や社会を支える理学療法士を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進及びリハビリテーションに関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理
 - ウ 情報を扱う個人の責任
- (2) 理学療法における情報の活用と管理
 - ア 保健医療福祉分野の情報
 - イ 情報システムの特徴
 - ウ 情報の活用

エ 情報の管理

(3) 理学療法における課題解決

ア 課題に応じた情報収集

イ 情報分析と解決方法

ウ 情報の発信方法

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)については、保健・医療・福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

(課題研究)

1 目標

理学療法の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の保健・医療・福祉を支え人々の健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 理学療法について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。

(2) 理学療法に関する課題を発見し、理学療法士として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。

(3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、理学療法に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)及び(2)から、個人又はグループで理学療法に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理学療法に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)及び(2)にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

● 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、生徒が常に達成感と新たな知識及び技術の習得への意欲をもって学習できるように、指導内容の構成や指導方法の工夫に十分留意すること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理学療法の見方・考え方を働かせ、健康に関する事象を、当事者の考えや状況、理学療法が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な理学療法と関連付ける実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 「基礎理学療法学」及び「理学療法治療学」の内容については、相互の密接な関連を図って取り扱うこと。

- (3) 「理学療法治療学」及び「地域理学療法学」の内容については、作業療法との関連に留意して取り扱うこと。
 - (4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
 - (5) 地域や医療機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第6款 印刷

● 第1 目 標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報デザインと印刷物の作成を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷の各工程について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

● 第2 各 科 目

(印刷概論)

1 目 標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷とメディアについて体系的・系統的に理解するとともに、印刷の文化的価値を理解し、印刷メディアに関する技術を身に付けるようにする。

- (2) 印刷とメディアに関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷とメディアについて、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) メディアの基礎
 - ア メディアの定義と機能
 - イ メディアの種類と特性
- (2) 情報メディアの特性と活用
 - ア 情報メディアの種類と特性
 - イ 情報メディアの活用
- (3) 印刷と社会
 - ア 印刷と技術の進歩
 - イ 印刷商品の形態と機能
 - ウ 印刷物が社会に及ぼす影響
 - エ 印刷と情報産業

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 教科の基礎科目であることを踏まえ、視聴覚教材・教具の活用及び産業現場の見学等により、生徒の学習意欲の向上に努めること。
 - イ 情報伝達やコミュニケーションの目的に応じて情報メディアを適切に選択し、効果的に活用することを理解させるとともに、著作権などの知的財産の取扱いにも留意することを理解させること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、メディアが社会や情報産業に果たしている役割について取り扱うこと。イについては、多様なメディアについて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、新聞、テレビ、電話などを取り上げ、それぞれの情報メディアの特徴や働きについて取り扱うこと。イについては、情報の収集、分析、発信などにおいて情報メディアを効果的に活用す

るために必要な基礎的な知識と技術について取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)のイからエまでについては、印刷産業の動向や様々な産業分野における印刷技術の利活用を含めた今後の展望について取り扱うこと。

〔印刷デザイン〕

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷デザインについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷デザインに関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷デザインについて、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 視覚の原理とデザイン
 - ア 視覚の仕組みと認知
 - イ 印刷デザインの歴史
 - ウ 視覚情報の伝達とメディア
- (2) 構成とデザイン
 - ア デザインの概要と構成要素
 - イ 構成による視覚心理
 - ウ デザインの基礎技法
- (3) 印刷技術とデザイン
 - ア デザインのワークフロー
 - イ フィニッシュワーク
 - ウ タイポグラフィ
 - エ カラー理論
 - オ レイアウトデザイン

カ インフォグラフィックス

(4) デザインの制作

ア 名刺, カレンダー

イ 広告チラシ, ポスター

ウ パッケージ

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。

ア 具体的な資料の活用や作品の鑑賞などを通して, 生徒が意欲的に作品制作を行うことができるようにすること。

イ〔指導項目〕の(1)及び(2)については, 具体的な事例を提示して指導すること。

ウ〔指導項目〕の(3)については, 実習を通して指導すること。

エ〔指導項目〕の(4)については, アからウまでのうち, 一つ以上を選択し, (1)から(3)までの内容の指導で身に付けたことをもとに作品の制作ができるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(3)については, レタリングについても取り扱うこと。

(印刷製版技術)

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ, 実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して, 地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷製版技術について体系的・系統的に理解するとともに, 関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷製版技術に関する課題を発見し, 職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷製版技術について, よりよい社会の構築を目指して自ら学び, 印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう, 次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 各種版式の特徴と版式
 - ア 凸版印刷における製版
 - イ 平版印刷における製版
 - ウ 凹版印刷における製版
 - エ 孔版印刷における製版
- (2) 特色印刷とフルカラー印刷における製版
 - ア モノクロ製版
 - イ カラー製版
- (3) 写真製版
 - ア カメラ原理
 - イ 写真用感光材料
 - ウ 現像処理
 - エ 刷版
- (4) デジタル製版
 - ア フィルムセッタとプレートセッタ
 - イ RIP処理
 - ウ 色分解と色再現

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 「印刷総合実習」と関連させながら取り扱い、製版の基礎的な知識や技術の習得を促すよう留意すること。
 - イ 刷版工程を含むフィルム製版、プレート製版を総合的に取り扱い、デジタル製版技術の基礎となる基本的な知識や技術について写真製版等の製版技術を通し習得できるよう留意すること。
 - ウ 製版材料の保管や取扱いと共に、現像等により生じる廃液等の処理、技術革新による変化についても触れ、環境保全の重要性も取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、印刷の版式に応じた製版を取り扱い、製版材料や工程にも触れること。
 - イ 〔指導項目〕の(3)については、光と色の基礎となる知識に加え、光源と照明、カメラのレンズや絞り、露光と光化学、写真濃度、網点とスクリーン線数についても取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(4)についてはスキャナーによる色分解、コンピュータからの色分解出力、ダイレクト製版について技術革新によるメリットを含め

具体的に取り扱うこと。また、アナログ製版の知識や技術がデジタル製版に生かされていることも触れること。

(DTP技術)

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) DTP技術について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) DTP技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) DTP技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) DTPで取り扱う情報メディアの種類と特性
 - ア 文字
 - イ 図形
 - ウ 静止画
- (2) DTPシステム
 - ア ハードウェア，ソフトウェア
 - イ 文書作成，編集，管理
 - ウ 画像作成，編集，管理
 - エ DTP編集
- (3) デジタルプリプレス
 - ア ワークフロー
 - イ フォント，組版
 - ウ カラーマネジメント
 - エ データの出力，入稿，面付け

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、印刷産業における実践的な知識と技術の習得を図るよう、生徒や学校の実態に応じて、適切なアプリケーションソフトウェアを選択し指導すること。また、実習を通し、情報メディアの編集処理に関わる技術を著作権など知的財産の取扱いにも留意して習得させること。
 - イ〔指導項目〕の(2)については、(3)と関連付けて指導すること。
 - ウ 他の印刷に関する各科目と関連付けて指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)については、具体的な事例を通して、それぞれの表現メディアの特性やデジタル化に関する基本的な原理について取り扱うこと。
 - イ〔指導項目〕の(2)のイについては、ビジネス文書をはじめとした様々なドキュメント様式についても取り上げ、それぞれの特性やコンピュータによる編集に必要な基礎的な知識と技術について取り扱うこと。また、校正作業についても取り扱うこと。
 - ウ〔指導項目〕の(2)のウについては、ラスターデータ(形式)画像やベクタデータ(形式)画像を取り上げ、それぞれの特性やコンピュータによる編集に必要な基礎的な知識と技術について取り扱うこと。また、図表によるグラフィックスについても取り扱うこと。
 - エ〔指導項目〕の(3)のウの詳細は、デジタル画像技術で取り扱うこと。また、エについては、スクリーニングやカンパとプルーフについても触れること。

(印刷情報技術)

1 目標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷情報技術について体系的・系統的に理解するとともに、印刷産業に関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷情報技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷情報技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 産業社会と情報技術
 - ア 情報化の進展と産業社会
 - イ 情報の価値と情報モラル
 - ウ 情報のセキュリティ管理
- (2) コンピュータシステム
 - ア ハードウェアとソフトウェア
 - イ オペレーティングシステムの基礎
 - ウ アプリケーションソフトウェアの利用
- (3) プログラミングの基礎とコンピュータ制御
 - ア プログラム言語と流れ図
 - イ 基本的なプログラミング
 - ウ コンピュータ制御の基礎
- (4) コンピュータネットワーク
 - ア コンピュータネットワークの概要
 - イ コンピュータネットワークの構成
 - ウ コンピュータネットワークの通信技術
- (5) 印刷産業における情報技術の活用
 - ア 情報の収集と活用
 - イ DTP活用とデジタル印刷

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、コンピュータの操作を通して具体的に理解させること。また、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なオペレーティングシステム及びアプリケーションプログラムを選択し、印刷に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の印刷に関する各科目と関連付けて実習や演習を中心として取り扱うこと。

イ 〔指導項目〕の(2)については、コンピュータシステムの概要について理解させるとともに、利用に必要な基本的な操作を習得させること。また、印刷産業におけるコンピュータシステムについても触れること。

ウ〔指導項目〕の(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

エ〔指導項目〕の(5)については、情報機器や情報通信ネットワークを活用して、適切な情報の収集、整理、分析、表現及び発表をさせること。また、印刷産業におけるコンピュータネットワークの活用についても触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)については、情報化の進展が産業社会に及ぼす影響について、身近な事例を取り扱うこと。また、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラルと情報のセキュリティ管理の方法を取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(3)のイについては、基本的なプログラムの作成方法を取り扱うこと。ウについては、身近な事例を通してコンピュータ制御と組み込みの概要を取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(5)のアについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理及び発信について体験的に理解させること。イについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、入稿、印刷システムへの前段階となるプリプレスに関する知識や技術を含め、取り扱うこと。また、印刷に関する分野における最新の情報機器の活用についても触れること。

〔デジタル画像技術〕

1 目 標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) デジタル画像技術について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) デジタル画像技術に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) デジタル画像技術について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指

導する。

〔指導項目〕

- (1) デジタル画像
 - ア デジタルデータの特徴
 - イ 画像のデジタル化
 - ウ 画像の記憶と再現
- (2) 画像入力機器
 - ア デジタルカメラ
 - イ スキャナー
- (3) デジタルデータ
 - ア 画像データの形式と特徴
 - イ 圧縮技術とインフラストラクチャー
 - ウ データ通信
- (4) 画像の作成と処理
 - ア ラスタデータ（形式）画像
 - イ ベクタデータ（形式）画像
- (5) デジタルデータ入稿
 - ア プリフライト
 - イ 分版
 - ウ 入稿用PDF
 - エ カラー変換

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「印刷情報技術」、「DTP技術」及び「印刷総合実習」と関連させながら、コンピュータを活用し画像処理の基礎的な知識と技術を習得させること。
 - イ 生徒の実態や興味・関心に応じ、関連ソフトウェアの積極的な活用を図り、表現として画像データを実践的に印刷として応用できるよう知識と技術の習得を図ること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、AD変換における量子化や符号化と共にデータ量を表すバイトやビットなど文字と画像をデジタルデータとして扱う際の基礎的な知識について取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、入力機器の仕組みや構造を含め、光情報

を電気信号に置き換える仕組みについて取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、通信技術についても取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(4)のアについては、画像サイズ、線数、解像度、色分解、アンシャープマスク等にも触れること。

〔印刷総合実習〕

1 目 標

印刷に関する見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷の各工程について、体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷技術や印刷産業に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 印刷技術や印刷産業について、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、印刷産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 要素実習
- (2) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、安全に配慮するとともに生徒の興味・関心、進路希望等に応じて実習内容を重点化することや生徒に実習内容を選択させることなど弾力的に取り扱うこと。

イ 指導に当たっては、情報機器の積極的な活用を図りながら、印刷技術に関する基礎・基本が習得できるよう、他の印刷に関する科目との関連を図ること。

ウ 指導に当たっては、印刷に関する伝統的な技術・技能を扱うとともに、安全衛生や技術者としての倫理、環境及びエネルギーへの配慮などについて、総合的に理解させること。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア〔指導項目〕の(1)の実習においては、関連機械の仕組みや構造、機械の点検整備や保守管理、印刷用紙や印刷インク、製本に関する知識や技術も併せて取り扱うこと。
 - イ〔指導項目〕の(2)については、(1)の個々の要素技術を総合化し、企画から納品までの流れを総合的に理解できるよう留意すること。
 - ウ〔指導項目〕の(2)については、地域の企業等の協力を得るなどし、印刷に関する先端的技術に関わる施設設備の見学を含め、インターンシップ等体験的な実習に取り組めるよう工夫すること。

〔課題研究〕

1 目 標

印刷の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 印刷について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 印刷技術や印刷産業に関する課題を発見し、印刷産業に携わる者として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、印刷産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 作品制作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路指導等に応じて〔指導項目〕の(1)から(4)までの中から、個人又はグループで印刷に関する適切な課題を設定し、主体的か

つ協働的に取り組む学習活動を通し、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、印刷に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)から(4)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

● 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、印刷の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
- (2) 印刷に関する各学科においては、「印刷概論」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。
- (3) 印刷に関する各学科においては、原則として印刷科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実習に担当すること。
- (4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- (5) 「印刷製版技術」、「DTP技術」、「デジタル画像技術」については、学校や地域の実態などを考慮して適切な指導内容を設定し、重点的に取り扱うこと。
- (6) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、学校や地域の実態、生徒の興味・関心、進路希望などを考慮し、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 情報メディアや印刷物に関する課題を明確化して解決するための主体的な情報収集や意見交換を積極的に取り入れ、科学的な根拠に基づいて論理的に説明する言語活動に関わる学習活動を一層重視すること。また、印刷に関する知識と技術の定着と概念の深化を図るため、体験したことや解決方法などを説明するなどの言語活動を取り入れること。
- (2) コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、学習の効果

を高めるよう工夫すること。また、情報の信頼性や信憑性^{びよう}を見極めたり、確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産権や個人情報の保護をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。

- 3 実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、廃液などの処理についても、十分留意するものとする。

第7款 理容・美容

● 第1 目 標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容を通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理感を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

● 第2 各 科 目

〔関係法規・制度〕

1 目 標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容の関係法規・制度について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 理容・美容の関係法規・制度に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容の関係法規・制度について、よりよい理容・美容の実践を目指

して自ら学び，人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 衛生行政

- ア 衛生行政の仕組みと意義
- イ 保健所の組織と活動

(2) 理容師法と美容師法

- ア 沿革と目的
- イ 理容師及び美容師の資格
- ウ 理容所及び美容所の開設
- エ 罰則規定

(3) その他の関係法規

- ア 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
- イ 消費者保護関係法規
- ウ 理容師法と美容師法との違い

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には，次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)及び(2)については，理容所や美容所，保健所の見学等を通して，理容師や美容師の役割や理容・美容業の意義についての自覚を促すようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については，衛生行政の組織のうち，特に，理容・美容業と関係の深い保健所の組織と活動を重点的に取り扱うこと。

イ 〔指導項目〕の(2)については，特に理容師や美容師の業務上の遵守事項等について取り扱うこと。

ウ 〔指導項目〕の(3)については，理容・美容の業務との関連を図り，関係法規の概要について取り扱うこと。

〔衛生管理〕

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 理容・美容における衛生管理に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容における衛生管理に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容における衛生管理について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 公衆衛生概説
 - ア 公衆衛生の意義と歴史
 - イ 保健所と理容・美容業
- (2) 環境衛生
 - ア 環境衛生概論
 - イ 環境衛生各論
 - ウ 理容所及び美容所における環境衛生
- (3) 感染症
 - ア 感染症の種類と発生原因
 - イ 感染症の予防
 - ウ 理容・美容と感染症
- (4) 衛生管理技術
 - ア 消毒の意義と目的
 - イ 消毒法の種類
 - ウ 消毒法の実践

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「保健」と関連させながら、理容・美容業における衛生措置の実際的な知識と技術の習得を図ること。

イ〔指導項目〕の(4)については、器具の消毒が、理容・美容の業務を衛生的に行う上で、特に重要なものであることから、実験・実習を通して、その意義を理解させ、消毒に関して必要な適切な技術などの習得に努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)については、公衆衛生と理容・美容業との結び付き、理容師や美容師の責務、保健所の業務などを重点的に取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)については、環境と健康、衣食住の衛生、廃棄物処理と環境保全などを重点的に取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、感染症の種類など、理容・美容と関係の深い事項を重点的に取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(4)については、消毒器具の取扱い、消毒薬の保管方法などの概要を取り扱うこと。

〔保健〕

1 目 標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容の保健に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容の保健に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容の保健について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 人体の構造と機能
 - ア 人体の構造
 - イ 人体の調整機能

- ウ 人体の骨格, 筋
- エ 人体の神経機能
- (2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能
 - ア 構造
 - イ 生理作用
- (3) 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生
 - ア 皮膚に影響を及ぼす因子
- (4) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患
 - ア 疾患の種類, 原因, 症状
 - イ 理容・美容で使用する化粧品とかぶれやアレルギーとの関連

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては, 各種の模型や標本の活用, 映像等の工夫によって, 専門的な知識の習得を図ること。
 - イ 〔指導項目〕の(2)から(4)までについては, 「衛生管理」や「化粧品化学」と関連させながら, 皮膚疾患とその感染経路, 病原菌と消毒法及び予防法に関する的確な知識と技術を習得させること。
- (2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については, 施術の際に使う骨格及び筋についても, 各器官と関連させながら取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については, 皮膚及び皮膚付属器官の構造や生理作用の概要について取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)については, 毛髪の保健衛生について重点的に取り扱うこと。
 - エ 〔指導項目〕の(4)については, 皮膚及び皮膚付属器官に影響を与える因子, 化粧品との関連について重点的に取り扱うこと。

(化粧品化学)

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ, 実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して, 理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 化粧品化学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに, 関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 化粧品化学に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 化粧品化学について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 化粧品に関する化学
 - ア 物質の構造
 - イ 化学反応と化合物
 - ウ 水と金属
 - エ 化粧品概論
 - オ 化粧品の種類と原料
 - カ 基礎化粧品の使用目的と取扱い

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習や観察を重視するとともに、「保健」、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら、実際的な知識の習得を図ること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、溶液の性質、化粧品の原料、洗浄剤の種類等、化粧品に関する化学及び化粧品の成分の概要を取り扱うこと。

〔文化論〕

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容の文化に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容の文化に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

- (3) 理容・美容の文化について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 理容・美容文化史
- ア 理容・美容文化の歴史
 - イ 理容・美容の変遷
 - ウ 流行の影響
- (2) 服飾
- ア 服飾の歴史
 - イ 理容・美容業と服飾

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、美的感覚、表現力、鑑賞力を養うために、芸術科等と関連させながら指導すること。また、生徒の興味・関心に即して、見学の機会を設けるなどして、ヘアスタイルを概括的に取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 〔指導項目〕の(1)については、時代や地域を象徴するファッションについても取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、時代や地域を象徴する服飾を基に、その特徴や機能、ファッション性などの概要を取り扱うこと。

〔理容・美容技術理論〕

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 理容・美容技術に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容技術に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

- (3) 理容・美容技術について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 器具類の取扱い
 - ア 種類と使用目的
 - イ 形態と機能
 - ウ 選定法と手入れ
 - エ 理容所と美容所の設備・備品
- (2) 基礎技術
 - ア 理容・美容技術の意義
 - イ 理容・美容技術と人体各部の名称
 - ウ 作業姿勢
- (3) 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術
 - ア ヘアデザインとカットイング
 - イ シャンプー技術とリンシング
 - ウ 頭部マッサージとヘアトリートメント
 - エ ヘアセッティングの種類と特徴
 - オ 理容のシェービング
 - カ 顔面処置技術
- (4) 特殊技術
 - ア エステティック技術、ネイル技術など
- (5) 理容・美容デザイン
 - ア ヘアデザインの造形の意義と応用
 - イ 色彩の原理と理容・美容における応用
- (6) 美容の和装技術
 - ア 美容の和装技術

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、「理容実習」及び「美容実習」と関連させて取り扱うこと。また、理容所や美容所の施設等とその業務の見学や器具、用具類

の操作等を通して、具体的に知識と技術を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(1)については、理容・美容器具の正しい使い方、種類と特長及び理容所と美容所の設備・備品について取り扱うこと。

イ〔指導項目〕の(2)については、実際の業務において必要とされる理容師や美容師としての心構えや倫理観、衛生措置等の概要を取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、基礎となるヘアデザインを中心に、各種頭部技術の概要について取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(5)については、色彩や造形の原理等、基礎的な内容を中心に、理容・美容と関連させながら取り扱うこと。

オ〔指導項目〕の(6)については、日本髪由来や名称及びその特徴、着付け技術等に重点を置いて取り扱うこと。

〔運営管理〕

1 目 標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容・美容業の運営管理に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容業の運営管理に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容業の運営管理に関する課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容業の運営管理について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 経営管理
 - ア 経営戦略及び経営管理の基本
 - イ 理容所・美容所の運営
- (2) 労務管理
 - ア 労務管理の基本的理論
 - イ 社会保障制度

- (3) 接客
 - ア 接客の意義と技術
 - イ 消費者対応の基本的事項

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、経営管理や労務管理の理論的、技術的な学習にとどまることなく、理容・美容の業務に関する職業観の育成に努めること。
 - イ〔指導項目〕の(3)については、「理容実習」又は「美容実習」と関連させながら指導すること。また、理容所や美容所における実習等を通して、実践的な態度と能力を育てること。なお、接客の指導に当たっては、個々の生徒のコミュニケーション手段の特性に合わせて、的確な接客が身に付くよう留意すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)については、経営管理や事務に関わる基本的な理論と事例について取り扱うこと。また、理容業界や美容業界の現状などを、具体的な事例を基に指導すること。
 - イ〔指導項目〕の(2)については、労務管理の目的や範囲について関係法規と関連させながら取り扱うこと。
 - ウ〔指導項目〕の(3)については、実習を通して、接客の意義、接客用語などを重点的に取り扱うこと。

(理容実習)

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、理容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容の実践に関する課題を発見し、理容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい理容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 基礎技術実習
 - ア 実習の心構え
 - イ 作業位置と姿勢
 - ウ 施設の衛生管理
- (2) 器具の取扱い実習
 - ア 管理方法と消毒方法
 - イ 基本操作
- (3) 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術実習
 - ア ヘアカット技法
 - イ シャンプー技術
 - ウ 頭部処置技術
 - エ ヘアアイロン技術
 - オ パーマネントウェービング
 - カ ヘアカラーリング
 - キ シェービングとその他の顔面処理技術
- (4) 特殊技術実習
 - ア エステティック技術
 - イ ネイル技術
- (5) 総合実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、理容師としての専門的な技術を取り扱うこと。
 - イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、刃物類の安全性に留意して取り扱うとともに、刃物類、櫛^{くし}、ブラシ類の消毒方法などを重点的に取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、準備から事後処理までの順序や各種技法の特徴などを中心に、頭部処置、顔部処置及び頸部^{けい}処置の実際を取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(4)については、各種香粧品の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を取り扱うこと。

〔美容実習〕

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、美容の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 美容の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 美容の実践に関する課題を発見し、美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい美容の実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 基礎技術実習
 - ア 実習の心構え
 - イ 作業位置と姿勢
 - ウ 施設の衛生管理
- (2) 器具の取扱い実習
 - ア 管理方法と消毒方法
 - イ 基本操作
- (3) 頭部、顔部及び頸部^{けい}技術実習
 - ア トリートメント技術
 - イ ヘアシャンプー技術
 - ウ ヘアカットイング技法
 - エ パーマネント技法
 - オ ヘアセッティング技法

- カ ヘアカラーリング
- キ メイクアップ
- ク まつ毛エクステンション
- (4) 特殊技術実習
 - ア エステティック技術
 - イ ネイル技術
- (5) 和装技術実習
 - ア 日本髪
 - イ 着付け
- (6) 総合実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、美容師としての専門的な技術を取り扱うこと。
 - イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、刃物類の安全性に留意して取り扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法などを重点的に取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)については、準備から事後処置までの準備や、特にカットリング、カーリング及びワインディングについて基礎的な技術を取り扱うこと。
 - エ 〔指導項目〕の(4)については、各種香粧品の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を取り扱うこと。
 - オ 〔指導項目〕の(5)については、伝統的なヘアスタイルの重要性に触れ、着付けの基礎的な技術を取り扱うこと。

〔理容・美容情報〕

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、理容・美容情報に関する実践的・体験的な学習活動を通して、理容・美容業に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 理容・美容情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容情報に関する基本的な課題を発見し、理容・美容の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 理容・美容情報について、よりよい理容・美容の実践を目指して自ら学び、理容・美容に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理
 - ウ 情報を扱う個人の責任
- (2) 理容・美容における情報の活用と管理
 - ア 理容・美容分野の情報
 - イ 情報システムの特徴
 - ウ 情報の活用
 - エ 情報の管理
- (3) 理容・美容における課題解決
 - ア 課題に応じた情報収集
 - イ 情報分析と解決方法
 - ウ 情報の発信方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及びネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、理容・美容関係者で共有する情報通信ネッ

トワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

〔課題研究〕

1 目標

理容・美容の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 理容・美容について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 理容・美容に関する課題を発見し、理容師・美容師として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、公衆衛生の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品制作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(4)までの中から、個人又はグループで理容・美容に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、理容・美容に関する課題の解決に取り組むことが

できるようにすること。なお、課題については、(1)から(4)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理容・美容の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - (2) 生徒が取得しようとする資格の種類に応じて、各科目の内容を選択して指導すること。
 - (3) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。
 - (4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各科目の指導に当たっては、各種技術や化粧品等の開発状況を考慮して、科学的な知識と実際的な技術の習得について、特に留意すること。
 - (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規などに従い、施設・設備や薬品などの安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第8款 クリーニング

● 第1 目 標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングを通じ、公衆衛生の向上に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニングについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニングに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する能力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第1節
視聴肢病

● 第2 各 科 目

(クリーニング関係法規)

1 目 標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニング関係法規に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) クリーニング関係法規に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニング関係法規について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 法制概要

- ア 法の意義と役割
- イ 衛生法規の概要

- ウ 衛生行政の仕組みと意義
- (2) クリーニング業法
 - ア 沿革と目的
 - イ クリーニング師の免許等
 - ウ 細則
- (3) 関係法規
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - イ 水質汚濁防止法
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
 - オ 労働安全衛生に関する法律

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、クリーニング業の関係法規及び従事者の健康保持などに関し、事例を基に具体的に扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、法の役割と運用、衛生行政の仕組みなどについて、クリーニング業と関連させながら指導すること。
 - イ 〔指導項目〕の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観及び遵守事項に触れること。
 - ウ 〔指導項目〕の(3)については、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の環境衛生などの概要を扱うこと。

(公衆衛生)

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 公衆衛生に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解する。
- (2) 公衆衛生に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニングにおける公衆衛生について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態

度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 公衆衛生の概要
 - ア 公衆衛生の意義
 - イ 公衆衛生の歩みと課題
- (2) 環境衛生
 - ア 生物と環境
 - イ 生活の変化と環境の変化
 - ウ 自然環境と社会環境
 - エ 環境衛生活動
- (3) 予防衛生
 - ア 疾病の予防
 - イ 感染性疾患
 - ウ 生活習慣病
- (4) 感染症
 - ア 感染症と社会生活
 - イ 種類と発生要因
 - ウ 予防接種
- (5) 消毒
 - ア 消毒の意義と定義
 - イ 消毒の種類と方法
 - ウ クリーニング業と消毒の必要性
- (6) 環境への配慮
 - ア 公害の種類と環境保全
 - イ クリーニング業と環境汚染対策

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)については、人と環境との関わり、科学技術の発展と環境汚染、環境保全の必要性などについて、事例を取り上げて具体的に指導すること。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア〔指導項目〕の(2)については、水、空気、日光や衣食住などへの関心を深め、公害や環境汚染と環境衛生活動との関わりについて指導すること。
 - イ〔指導項目〕の(3)及び(4)については、医学の進歩と高齢化の進展、疾病予防等の学習を踏まえ、感染症とクリーニングとの関わりについて具体的に扱うこと。
 - ウ〔指導項目〕の(5)については、クリーニング業法に基づく被洗物の区分、消毒法と各種消毒薬の取扱い、従事者の業務停止等を取り上げること。
 - エ〔指導項目〕の(6)については、クリーニング業務に必要な環境汚染対策を重点的に指導すること。

〔クリーニング理論〕

1 目 標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) クリーニング理論に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニング理論に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニング理論について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 衣服と汚れ
 - ア クリーニングの歴史と目的
 - イ 着衣の目的
 - ウ 汚れの種類
 - エ 汚れの付着機構
- (2) クリーニングの科学
 - ア クリーニングの三要素
 - イ 洗浄作用のメカニズム

- (3) 水と洗浄作用
 - ア 硬水と軟水
 - イ 硬水の欠点と軟化法
- (4) 界面活性剤
 - ア 界面活性剤の構造と性質
 - イ ビルダマーの種類と働き
 - ウ 補助剤の種類と働き
- (5) 洗剤と溶剤
 - ア 洗剤と溶剤の違い
 - イ 洗剤と溶剤の働き
- (6) ランドリー
 - ア ランドリーとウェットクリーニング
 - イ 被洗物と洗濯方式
 - ウ ランドリーの工程
- (7) ウェットクリーニング
 - ア 被洗物
 - イ 洗剤と洗濯方法
- (8) ドライクリーニング
 - ア 溶剤と洗剤
 - イ 工程と洗浄方式
 - ウ 溶剤管理と清浄方法
- (9) 特殊加工とシミ抜き
 - ア 各種加工の目的と種類
 - イ シミ抜きの用具と機器
 - ウ シミの分類と判別
 - エ シミ抜きの方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、着衣に伴う汚れの種類や性質などに重点を置いて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(4)については、界面活性剤の種類などに重点を置いて取り扱うこと。

ウ〔指導項目〕の(6)については、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間などに重点を置いて取り扱うこと。

エ〔指導項目〕の(8)については、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理などに重点を置いて取り扱うこと。

オ〔指導項目〕の(9)については、シミ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷などについて取り扱うこと。

〔織 維〕

1 目 標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 繊維製品に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 繊維製品に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 繊維製品のクリーニングについて、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 繊維の種類
 - ア 繊維素材による分類
- (2) 繊維の性質と判別
 - ア 各種繊維の性質
 - イ 各種繊維の判別
- (3) 織物と編み物
 - ア 織物の組織と性質
 - イ 編み物の組織と性質
 - ウ 不織布など
- (4) 繊維の各種加工

- ア 各種加工の目的と種類
- (5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い
 - ア 付属品の取扱いと損傷などの防止

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)及び(4)については、各種繊維の特徴、判別方法及び加工などについて実験・実習を通して指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)については、各種繊維の用途や取扱いに重点を置いて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革などに重点を置いて取り扱うこと。
 - ウ 〔指導項目〕の(4)については、防水、防虫加工方法などについて取り扱うこと。
 - エ 〔指導項目〕の(5)については、ボタンや飾りなどの破損や^{よう}熔解防止の方法について取り扱うこと。

〔クリーニング機器・装置〕

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニング機器・装置に関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニング機器・装置の活用に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) クリーニング機器・装置の活用について、よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) ランドリー機器・装置の構造と操作
 - ア 洗濯機と脱水機
 - イ 糊^{のり}煮器と湯沸器
 - ウ 乾燥機
 - エ ブラッシング器具
- (2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作
 - ア 洗濯機と脱水機
 - イ 清浄装置
- (3) 各種プレス機の構造と操作
 - ア ワイシャツプレス機類
 - イ ズボンプレス機類
 - ウ シーツローラー
- (4) シミ抜き機器
 - ア 蒸気シミ抜き器
 - イ 超音波シミ抜き器
 - ウ ジェットスポッター
- (5) ボイラー
 - ア ボイラーの構造
 - イ ボイラー用水の管理
- (6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止
 - ア 蒸気バルブ
 - イ 電源とモーター
 - ウ 事故・危険防止

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(4)については、各種シミ抜き機器及び道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。
 - イ 〔指導項目〕の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検及び事故・危険防止に関する事項を関連させながら取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に取り扱うこと。

〔クリーニング実習〕

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、クリーニングの実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) クリーニングに関する実際的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニングの実践に関する課題を発見し、クリーニングの職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよいクリーニングの実践を目指して自ら学び、人々の公衆衛生の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) ランドリー
 - ア 洗濯物の受付と仕分
 - イ ランドリーの実際
 - ウ 被洗物の種類別乾燥方法
- (2) ウェットクリーニング
 - ア ウェットクリーニングの実際
 - イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い
 - ウ カーペット
- (3) ドライクリーニング
 - ア ドライクリーニングの実際
 - イ 溶剤の管理と清浄方法
 - ウ 有機溶剤と廃棄物
- (4) 仕上げ
 - ア ハンドアイロン仕上げ
 - イ シーツローラー仕上げとたたみ方
 - ウ 各種プレス機による仕上げと手直し
- (5) シミ抜き
 - ア シミの判別と使用薬品
 - イ シミ抜きの実際

ウ 薬品の取扱いと管理

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア クリーニング工場などの産業現場における見学や実習を通して、機器・装置が適切に扱えるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目]の(1)から(3)までについては、表示記号からの仕分やそれぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程などに重点を置いて指導すること。特に、(3)については、溶剤の管理と清浄方法に留意して取り扱うこと。
 - イ [指導項目]の(5)については、薬品の取扱いなどを具体的に指導すること。

(課題研究)

1 目標

クリーニングの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) クリーニングの各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) クリーニングに関する課題を発見し、クリーニングやクリーニング関連産業に携わる者として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、公衆衛生の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 産業現場等における実習
- (3) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，〔指導項目〕の(1)から(3)までの中から個人又はグループでクリーニングに関する適切な課題を設定し，主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して，専門的な知識，技術などの深化・総合化を図り，クリーニングに関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお，課題については，(1)から(3)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。
- イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

● 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，クリーニングの見方・考え方を働かせ，見通しをもって実験・実習などを行い，科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - (2) 各科目の指導に当たっては，各種化学繊維や仕上げに関する機器や技術の進展を踏まえ，科学的な知識と実際的な技術が習得されるよう留意すること。
 - (3) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- 2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - (1) クリーニングに関する課題の解決方策について，科学的な根拠に基づき理論的に説明することや討論することなど，言語活動の充実を図ること。
 - (2) 各科目の指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り，学習の効果を高めるよう工夫すること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品などの安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止や環境保全の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。また，廃液の処理についても十分留意するものとする。

第9款 歯科技工

● 第1 目 標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する能力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

● 第2 各 科 目

〔歯科技工関係法規〕

1 目 標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工関係法規について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 歯科技工関係法規に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科技工関係法規について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、人々の歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 法制概要
 - ア 法の概念と体系
- (2) 衛生行政
 - ア 衛生行政の意義

- イ 衛生行政の組織と活動
- (3) 歯科技工士法
 - ア 法の目的と定義
 - イ 歯科技工士免許と業務
 - ウ 歯科技工所
 - エ 罰則規定と附則等
- (4) 関係法規
 - ア 医療法
 - イ 歯科医師法
 - ウ 歯科衛生士法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目] の(3)については、(4)との関連を図り、歯科技工士法における基本用語の的確な理解を促すとともに、罰則規定や諸届についての理解を深めるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目] の(1)及び(2)については、法制の仕組み及び国や都道府県の衛生行政の概要について取り扱うこと。
 - イ [指導項目] の(3)については、歯科技工士法の概要、歯科技工士免許の要件、歯科技工の業務等を総合的に理解させるとともに、職業人としての心構えや倫理観にも触れるようにすること。
 - ウ [指導項目] の(4)については、各医療従事者の業務内容等について歯科技工との関わりに重点を置いて指導すること。

(歯科技工学概論)

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工及び口腔^{くわう}の機能と疾患に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 歯科技工及び口腔^{くわう}の機能と疾患に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科

医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 歯科技工総論

- ア 歯科医療と歯科技工
- イ 歯科技工士の役割と倫理
- ウ 顔・口腔組織の形態と機能
- エ 歯科疾患と周囲組織の変化
- オ 歯科臨床における歯科技工
- カ 口腔と全身の健康

(2) 歯科技工管理と運営

- ア 歯科技工の作業環境
- イ 歯科技工業務と管理運営
- ウ 歯科技工における衛生管理

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)及び(2)については、歯科技工の概要を理解させるとともに医療従事者としての自覚を養うように努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、歯科技工に必要な基礎的事項に重点を置いて取り扱うこと。

イ 〔指導項目〕の(2)については、歯科技工業務の特徴を理解させ、その責務等を重点的に取り扱うこと。

(歯科理工学)

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 歯科理工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 歯科理工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科理工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 歯科理工学概論
 - ア 歯科理工の目的と意義
 - イ 歯科材料の性質
- (2) 歯科技工材料
 - ア 金属材料
 - イ 高分子材料
 - ウ 無機材料
- (3) 歯科技工用機器
 - ア 切削機器
 - イ 研磨機器
 - ウ 歯科技工関連機器
- (4) 成形法
 - ア レジン成形
 - イ セラミック成形
 - ウ 金属成形

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(4)については、「歯科技工実習」と関連させて取り扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、歯科材料の機械的性質、物理的性質及び化学的性質、歯科材料と人体との関連、歯科材料の接着並びに歯科材料規格などの基礎的な内容について取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、相互に関連させて取り扱い、実際

的な知識と技術の習得を図ること。

ウ〔指導項目〕の(4)については、レジン材料、セラミック材料及び金属材料の成形法の概要について取り扱うこと。

〔歯の解剖学〕

1 目 標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 歯の解剖学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯の解剖学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯の解剖学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 口腔解剖
 - ア 頭蓋^{がい}の骨
 - イ 口腔^{くわう}周囲の筋
 - ウ 顎^{がく}関節と口腔^{くわう}
- (2) 歯の解剖
 - ア 歯の概説
 - イ 永久歯の形態
 - ウ 歯の発生
 - エ 歯と歯周組織
 - オ 歯列弓と上下顎^{がく}の位置関係

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)及び(2)については、「歯科技工実習」の2の〔指導項目〕の(1)及び(2)よりも先行して履修できるようにすること。

- イ 指導に当たっては「顎口腔機能学」との関連を図り、口腔及び歯の解剖について総合的に理解させるよう留意すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 〔指導項目〕の(1)については、口腔及び口腔周囲の概要について取り扱うこと。
- イ 〔指導項目〕の(2)については、歯や歯周組織の形態と構造及び機能について取り扱うこと。

顎口腔機能学

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 顎口腔機能学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 顎口腔機能学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 顎口腔機能学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 顎口腔系の概論
 - ア 顎口腔系の構造と機能
- (2) 下顎位と下顎運動
 - ア 下顎位
 - イ 下顎運動
 - ウ 咬合様式
- (3) 咬合器
 - ア 咬合器の機能と分類
 - イ 咬合器の扱い方
- (4) 咬合検査と顎機能障害
 - ア 咬合検査と顎機能障害

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)から(3)までについては、「歯科技工実習」の2の〔指導項目〕の(1)及び(2)よりも先行して履修できるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア〔指導項目〕の(1)については、顎口腔系器官の機能を、その構造と関連させながら取り扱うこと。
 - イ〔指導項目〕の(2)については、各種の咬合様式等に関して、歯の接触関係を中心に取り扱うこと。
 - ウ〔指導項目〕の(3)のイについては、平均値咬合器と半調節性咬合器の取り扱い方に重点を置いて指導し、全調節性咬合器については、その概略を理解させること。

〔有床義歯技工学〕

1 目 標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 有床義歯技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 有床義歯技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 有床義歯技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 有床義歯技工学総論
 - ア 有床義歯技工学概説
 - イ 有床義歯技工に関連のある生態についての基礎知識
- (2) 全部床義歯技工学
 - ア 全部床義歯の構成要素、分類
 - イ 全部床義歯の製作

- (3) 部分床義歯技工学
 - ア 部分床義歯の構成要素, 分類
 - イ 部分床義歯の製作

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 指導に当たっては, 「歯の解剖学」及び「顎口腔機能学」との関連を図り, 症例実習を中心にして基礎的な知識と技術の習得を図ること。
 - イ 有床義歯の製作の指導に当たっては, 機能的回復と審美的回復に必要な知識の習得に努めるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については, 次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)については, 顎口腔を取り巻く骨, 筋肉などの形態的特徴や機能的特徴について, 咬合器と関連させながら取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(3)については, 残存歯との調和に配慮した人工歯排列及び咬合調整に重点を置いて取り扱うこと。

〔歯冠修復技工学〕

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ, 実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して, 歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯冠修復技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに, 関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯冠修復技工学に関する課題を発見し, 歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯冠修復技工学について, よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び, 歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう, 次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 歯冠修復技工学概論
 - ア 歯冠修復技工の目的と意義
 - イ 印象採得と作業模型

ウ 咬合採得と咬合器

(2) 部分被覆冠

ア 部分被覆冠の概要と種類

イ 部分被覆冠の製作法

(3) 全部被覆冠

ア 全部被覆冠の概要と種類

イ 全部金属冠の製作法

ウ 前装冠の製作法

(4) ブリッジ

ア ブリッジの概要と種類

イ 支台装置の種類

ウ ポンティックの種類と特徴

エ 連結部の種類と特徴

(5) インプラント

ア インプラントの概要と種類

イ インプラントを用いた治療の流れ

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」, 「顎口腔機能学」及び「有床義歯技工学」と関連を図り、症例実習を中心にして基礎的な知識と技術の習得を図ること。

イ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、歯冠修復技工学の中心となる分野であることから、他の分野と関連させながら、的確な理解を深めるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(5)については、インプラント治療の概要とインプラント上部構造の製作法を取り扱うこと。

(矯正歯科技工学)

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 矯正歯科技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 矯正歯科技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 矯正歯科技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 矯正歯科技工学概論
 - ア 矯正歯科治療と矯正歯科技工
 - イ 正常咬合と不正咬合
- (2) 矯正用口腔模型
 - ア 矯正用口腔模型の種類と特徴
- (3) 矯正装置
 - ア 矯正装置の必要条件と分類
 - イ 矯正装置
 - ウ 保定装置

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」との関連を図り、基礎的な知識と技術の習得を図ること。
 - イ 〔指導項目〕の(3)については、矯正歯科治療と関連させて指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、不正咬合に重点を置いて指導すること。
 - イ 〔指導項目〕の(3)については、装置の目的と構造について取り扱い、イ及びウの各装置のうち基本的なものについては製作方法にも触れること。

〔小児歯科技工学〕

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 小児歯科技工学に関する基礎的な知識について体系的・系統的に理解する

とともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 小児歯科技工学に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 小児歯科技工学について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 小児歯科技工学概論
 - ア 小児歯科治療と小児歯科技工
 - イ 歯、顎、顔面の成長発育
- (2) 乳歯の歯冠修復
 - ア 成形充填
 - イ 被覆冠
- (3) 咬合誘導装置
 - ア 保隙装置
 - イ スペースリゲイナー
 - ウ 口腔習癖除去装置

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 「歯の解剖学」との関連を図り、基礎的な知識と技術の習得を図ること。
 - イ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、小児歯科治療と関連させて指導すること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(1)については、小児の成長発育に伴う歯、顎及び口腔等の変化に重点を置いて取り扱うこと。
 - イ 〔指導項目〕の(3)については、装置の目的と構造について取り扱い、アからウまでの各装置のうち、基本的なものについては製作方法にも触れること。

〔歯科技工実習〕

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 歯科技工の実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工の実践に関する課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 有床義歯技工実習
- (2) 歯冠修復技工実習
- (3) 歯形彫刻技工実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械及び器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。また、安全管理や保健管理に関わる知識の習得に努めること。

イ 臨床的模型上での実習を行うなど、多種多様な模型の活用を図り、適切な知識や技術を習得させること。また、「歯の解剖学」、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら、生徒の実態に応じて適切に指導すること。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 〔指導項目〕の(1)については、臨床的模型を使用した全部床義歯の製作及び蠟義歯製作の反復練習に重点を置いて指導すること。

イ 〔指導項目〕の(2)については、臨床的模型を使用した歯冠修復物の製作及び冠の蠟形成の反復練習に重点を置いて指導すること。

〔歯科技工情報〕

1 目 標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工情報に関する基本的な課題を発見し、歯科技工の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 歯科技工情報について、よりよい歯科技工の実践を目指して自ら学び、歯科医療の発展に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 情報社会の倫理と責任
 - ア 情報社会の特徴
 - イ 情報社会の倫理
 - ウ 情報を扱う個人の責任
- (2) 歯科技工における情報の活用と管理
 - ア 歯科技工分野の情報
 - イ 情報システムの特徴
 - ウ 情報の活用
 - エ 情報の管理
- (3) 歯科技工における課題解決
 - ア 課題に応じた情報収集
 - イ 情報分析と解決方法
 - ウ 情報の発信方法

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及びネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成すること。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて取り扱うこと。
 - イ〔指導項目〕の(2)については、歯科医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて取り扱うこと。
 - ウ〔指導項目〕の(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

〔課題研究〕

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 歯科技工に関する課題を発見し、歯科技工士として解決策を探究し、科学的な根拠に基づき創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 作品制作
- (3) 医療現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(4)までの中から、個人又はグループで歯科技工に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図り、歯科技工に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお、課題については、(1)から(4)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。
 - イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、歯科技工の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - (2) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
 - (3) 地域や歯科技工所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の進歩を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意すること。
 - (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

(国 語)

1 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しむことができるようにする。

イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。

ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 社会生活に係る人とのやり取りを通して、言葉には、考えたことや思ったことを表す働きがあることに気付くこと。

(イ) 相手を見て話したり聞いたりするとともに、間の取り方などに注意して話すこと。

(ウ) 漢字と仮名を用いた表記や送り仮名の付け方を理解して文や文章の中

で使うとともに、句読点の使い方を意識して打つこと。

(エ) 表現したり理解したりするために必要な語句の量を増し、話や文章の中で使うとともに、言葉には、性質や役割による語句のまとまりがあることを理解すること。

(オ) 接続する語句の役割、段落の役割について理解すること。

(カ) 日常よく使われる敬語を理解し使うこと。

(キ) 文章の構成や内容の大体を意識しながら音読すること。

イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心など、情報と情報との関係について理解すること。

(イ) 比較や分類の仕方、辞書や事典の使い方などを理解し使うこと。

ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 生活に身近なことわざや慣用句などを知り、使うこと。

(イ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。

㊦ 文字の組み立て方を理解し、形を整えて書くこと。

(ウ) 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付くこと。

[思考力, 判断力, 表現力等]

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 社会の中で関わる人の話などを、話し手が伝えたいことを中心に注意して聞き、話の内容を捉えること。

イ 目的に応じて、話題を決め、集めた材料を比較するなど伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。

ウ 話の中心が明確になるよう話の構成を考えること。

エ 相手に伝わるように、言葉の抑揚や強弱、間の取り方などを工夫すること。

オ 目的や進め方を確認し、司会などの役割を果たしながら話し合い、互いの意見の共通点や相違点に着目して、考えをまとめること。

B 書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 相手や目的を意識して、書くことを決め、集めた材料を比較するなど、

伝えたいことを明確にすること。

イ 書く内容の中心を決め、内容のまとまりで段落をつくったり、段落相互の関係に注意したりして、文章の構成を考えること。

ウ 自分の考えとそれを支える理由や事例との関係を明確にして、書き表し方を工夫すること。

エ 間違いを正したり、相手や目的を意識した表現になっているかを確認したりして、文や文章を整えること。

オ 書こうとしたことが明確になっているかなど、文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章のよいところを見付けること。

C 読むこと

読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 登場人物の行動や心情などについて、叙述を基に捉えること。

イ 段落相互の関係に着目しながら、考えとそれを支える理由や事例との関係などについて、叙述を基に捉えること。

ウ 登場人物の心情や情景について、場面と結び付けて具体的に想像すること。

エ 目的を意識して、中心となる語や文を見付けて要約すること。

オ 文章を読んで理解したことに基づいて、感想や考えをもつこと。

○2段階

(1) 目標

ア 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。

イ 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げることができるようにする。

ウ 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語を大切にしていって、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

(2) 内容

〔知識及び技能〕

ア 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 社会生活に係る人とのやり取りを通して、言葉には、相手とのつながりをつくる働きがあることに気付くこと。

(イ) 話し言葉と書き言葉の違いがあることに気付くこと。

(ウ) 文や文章の中で漢字と仮名を使い分けて書くこと。

- (エ) 表現したり理解したりするために必要な語句の量を増し、話や文章の中で使うとともに、語彙を豊かにすること。
 - (オ) 文と文との接続の関係、話や文章の構成や種類について理解すること。
 - (カ) 日常よく使われる敬語を理解し使い慣れること。
 - (キ) 文章を音読したり、朗読したりすること。
- イ 話や文章の中に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 原因と結果など、情報と情報との関係について理解すること。
 - (イ) 情報と情報との関係付けの仕方を理解し使うこと。
- ウ 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 親しみやすい古文などの文章を音読するなどして、言葉の響きやリズムに親しむこと。
 - (イ) 生活の中で使われる慣用句、故事成語などの意味を知り、使うこと。
 - (ウ) 書くことに関する次の事項を取り扱うこと。
 - ㊦ 用紙全体との関係に注意して、文字の大きさや配列などを決めて書くこと。
 - ㊧ 目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くこと。
 - (エ) 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに関与することに気付くこと。

[思考力、判断力、表現力等]

A 聞くこと・話すこと

聞くこと・話すことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 社会の中で関わる人の話などについて、話し手の目的や自分が聞きたいことを中心に捉え、その内容を捉えること。

イ 目的や意図に応じて、話題を決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝え合う内容を検討すること。

ウ 話の内容が明確になるように、話の構成を考えること。

エ 資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること。

オ 互いの立場や意図を明確にしながらか、計画的に話し合い、考えを広げたりまとめたりすること。

B 書くこと

書くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 目的や意図に応じて、書くことを決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝えたいことを明確にすること。
 - イ 筋道の通った文章となるように、文章全体の構成を考えること。
 - ウ 目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするとともに、事実と感想、意見とを区別して書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。
 - エ 引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。
 - オ 文章全体の構成や書き表し方などに着目して、文や文章を整えること。
 - カ 文章全体の構成が明確になっているかなど、文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章のよいところを見付けること。
- C 読むこと
- 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 登場人物の相互関係や心情などについて、描写を基に捉えること。
 - イ 事実と感想、意見などとの関係を叙述を基に押さえ、文章全体の構成を捉えて要旨を把握すること。
 - ウ 人物像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすること。
 - エ 目的を意識して、文章と図表などを結び付けるなどして、必要な情報を見付けること。
 - オ 文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えをまとめること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。
 - イ 2の各段階の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とすること。
 - ウ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A聞くこと・話すこと」に関する指導については、高等部卒業後の生活に必要な話し言葉を身に付け、活用できるよう指導すること。
 - エ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に

関する指導については、筆記具を用いる技能の指導に偏ることなく、文章を書く場面を設けるよう工夫すること。

オ 2の各段階の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、発達の段階に応じた様々な文章に接し、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館等における指導との関連を図るようにすること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 2の各段階の内容のうち、文字に関する事項については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 生活場面や関わる相手が多様になることに応じて、平仮名、片仮名、漢字、ローマ字などの文字を取り扱うようにすること。

(イ) これまでに学習した句読点の使い方や長音、撥音^{はつ}などの表記について、高等部においても正しくより適切に用いることができるよう引き続き指導すること。

イ 2の内容の指導に当たっては、学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。その際、本などの種類や配置、探し方について指導するなど、生徒が必要な本を選ぶことができるよう配慮すること。

ウ 教材の取扱いについては、次の事項に留意すること。

(ア) 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、興味・関心のある話題や身近な題材から、高等部卒業後の生活に関連する題材まで、様々な種類や形式の文、文章を取り扱う機会を設けること。

（社 会）

1 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考察する活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、自分の生活と結び付けて考えたり、社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えた

ことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

- (3) 社会に主体的に関わろうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを旨とする。

ア 我が国の国土の様子と国民生活、自然環境の特色、先人の業績や優れた文化遺産、社会参加するためのきまり、公共施設の役割と制度、農業や水産業の現状、産業と経済との関わり、外国の様子について、様々な資料や具体的な活動を通して、社会生活との関連を踏まえて理解するとともに、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、自分の生活と結び付けて考える力、社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。

ウ 社会に主体的に関わろうとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土に対する愛情、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情、我が国の産業の発展を願う我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

(2) 内 容

ア 社会参加ときまり

(ア) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

㊦ 地域の人々と互いに協力することの大切さを理解し、自分の役割や責任を果たすための知識や技能を身に付けること。

㊧ 社会生活の中で状況を的確に判断し、自分の役割と責任について考え、表現すること。

(イ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 社会生活を営む上で大切な法やきまりがあることを理解すること。
- ㊧ 社会生活を営む上で大切な法やきまりの意義と自分との関わりについて考え、表現すること。

イ 公共施設の役割と制度

(ア) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 生活に関係の深い公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。
- ㊧ 生活に関係の深い公共施設や公共物の利用の仕方を調べ、適切な活用を考え、表現すること。

(イ) 制度に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解すること。
- ㊧ 国や地方公共団体の政治の取組について調べ、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(ア) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。
- ㊧ 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害が国土の環境や国民の生活に影響を及ぼすことを理解すること。
- ㊨ 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。
- ㊩ 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。

エ 産業と生活

(ア) 我が国の農業や水産業における食料生産に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。
- ㊧ 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸

送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。

- ㉞ 生産物の種類や分布、生産量の変化などに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。
- ㉟ 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。

オ 我が国の国土の様子と国民生活、歴史

- (ア) 我が国の国土の様子と国民生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㉞ 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。
 - ㉟ 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。
- (イ) 我が国の歴史上の主な事象に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㉞ 我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、関連する先人の業績、優れた文化遺産などを理解すること。
 - ㉟ 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、世の中の様子の変化を考え、表現すること。

カ 外国の様子

- (ア) グローバル化する世界と日本の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㉞ 異なる文化や習慣を尊重し合うことが大切であることを理解すること。
 - ㉟ 外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いについて考え、表現すること。

○2段階

(1) 目標

学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

ア 我が国の国土の様子と国民生活、自然環境の特色、先人の業績や優れた文化遺産、社会参加するためのきまり、公共施設の役割と制度、工業の現

状，産業と情報との関わり，外国の様子について，様々な資料や具体的な活動を通して，社会生活との関連を踏まえて理解するとともに，情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ 社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考える力，自分の生活と結び付けて考える力，社会への関わり方を選択・判断する力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

ウ 社会に主体的に関わろうとする態度や，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土に対する愛情，我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情，我が国の産業の発展を願い我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養う。

(2) 内 容

ア 社会参加ときまり

(ア) 社会参加するために必要な社会生活に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 社会の中で互いに協力しながら，社会生活に必要な知識や技能を身に付けること。
- ㊧ 社会生活の中で状況を的確に判断し，国民としての権利及び義務，それに伴う責任について考え，表現すること。

(イ) 社会生活を営む上で大切な法やきまりに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりを理解すること。
- ㊧ 社会の慣習，生活に関係の深い法やきまりの意義と自分との関わりについて考え，表現すること。

イ 公共施設の役割と制度

(ア) 公共施設の役割に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 地域における公共施設や公共物の役割とその必要性を理解すること。
- ㊧ 地域における公共施設や公共物の利用の仕方を調べ，適切な活用を考え，表現すること。

(イ) 制度に関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 生活に関係の深い制度について理解すること。
- ㊧ 生活に関係の深い制度について調べ、その活用を考え、表現すること。

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

- (ア) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㊦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
 - ㊧ 国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考え、表現すること。

エ 産業と生活

- (ア) 我が国の工業生産に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㊦ 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。
 - ㊧ 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。
 - ㊨ 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。
 - ㊩ 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。
- (イ) 我が国の産業と情報との関わりに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ㊦ 大量の情報や情報通信技術の活用は様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。
 - ㊧ 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。

オ 我が国の国土の様子と国民生活、歴史

- (ア) 我が国の国土の様子と国民生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること。
 - ㊧ 世界の大陸と主な海洋、主な国の位置、海洋に囲まれ多数の島からなる国土の構成などに着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現すること。
- (イ) 我が国の歴史上の主な事象に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 我が国の歴史上の主な事象を手掛かりに、世の中の様子の変化を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。
 - ㊧ 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、世の中の様子の変化を考え、表現すること。

カ 外国の様子

- (ア) グローバル化する世界と日本の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ㊦ 我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解すること。
 - ㊧ 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活に即した具体的で分かりやすい内容を取り上げ、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え、説明したり表現したりするなど、自ら意欲的に取り組むことのできる活動の充実を図ること。
 - イ 各教科等との関連を図り、指導の効果を高めるようにするとともに、中学部の社会科の学習との関連を踏まえて、系統的、発展的に指導できるようにすること。
 - ウ コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して、情報の収集やま

とめなどを行うようにすること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 各学校においては、地域の実態を生かして、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習を通し、自分の生活と結び付けて考えたことをまとめることで将来の社会生活に生かせるようにすること。

イ 2の内容については、次の事項について配慮するものとする。

(ア) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて触れること。

(イ) 情報を適切に調べまとめる技能が身に付くよう、地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめる活動を取り入れること。

(ウ) アについては、身近な生活の中でのきまりから日本国憲法まで幅広く取り上げ、秩序ある社会生活を保つためには、それらを遵守することが大切であることに気付くようにするとともに、主体的に社会参加するための基礎的な力を養うこと。

(エ) イについては、選挙などの国民の政治参加の方法や意味についても取り上げること。また、地域の公共施設について、その地域にある意味や、それらの利用がよりよい社会生活を送ることにつながることを考えることができるようにすること。

(オ) ウについては、我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの自然災害と、大気の汚染、水質の汚濁などの公害を取り上げ、自然災害や生活環境に関心をもち、日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより、環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることに気付くようにすること。

(カ) エの(ア)の「食料生産」、(イ)の「工業生産」については、食料生産や工業の盛んな地域の具体的事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から、また、金属工業、機械工業、化学工業、食料品工業などの中から、それぞれ一つを取り上げること。また、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの産業の発展について自分の考えをまとめることができるようにすること。

(キ) 2段階のオの(ア)の(イ)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

(ク) カについては、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うようにすること。

(ケ) 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないよう留意すること。

〔数 学〕

1 目 標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学を生活や学習に活用しようとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

A 数と計算

ア 整数、小数、分数及び概数の意味と表し方や四則の関係について理解するとともに、整数、小数及び分数の計算についての意味や性質について理解し、それらを計算する技能を身に付けるようにする。

イ 数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目し、数の比べ方や表し方を統合的に捉えて考察したり、数とその表現や数量の関係に着目し、目的に合った表現方法を用いて計算の仕方を考察したりするとともに、数量の関係を簡潔に、また一般的に表現する力を養う。

ウ 数量について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさに気付

き学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

B 図形

ア 図形の形や大きさが決まる要素や立体を構成する要素の位置関係，図形の合同や多角形の性質について理解し，図形を作図したり，三角形，平行四辺形，ひし形，台形の面積を求めたりする技能を身に付けるようにする。

イ 図形を構成する要素や図形間の関係に着目し，構成の仕方を考察したり，図形の性質を見いだしたりするとともに，三角形，平行四辺形，ひし形の面積の求め方を考え，その表現を振り返り，簡潔かつ的確な表現に高め，公式として導く力を養う。

ウ 図形や数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気づき学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

C 変化と関係

ア 比例の関係や異種の二つの量の割合として捉えられる数量の比べ方，百分率について理解するとともに，目的に応じてある二つの数量の関係と別の二つの数量とを比べたり，表現したりする方法についての技能を身に付けるようにする。

イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し，その変化や対応の特徴を表や式を用いて考察したり，異種の二つの量の割合を用いた数量の比べ方を考察したりする力を養う。

ウ 数量について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気づき学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

D データの活用

ア データを円グラフや帯グラフで表す表し方や読み取り方，測定した結果を平均する方法について理解するとともに，それらの問題解決における使い方についての技能を身に付けるようにする。

イ 目的に応じてデータを収集し，データの特徴や傾向に着目して，表やグラフに的確に表現し，それらを用いて問題解決したり，解決の過程や結果を多面的に捉え考察したりする力を養う。

ウ データの活用について数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度，数学のよさに気づき学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 数と計算

ア 整数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 万の単位を知ること。

㊧ 10倍, 100倍, 1000倍, $\frac{1}{10}$ の大きさの数及びその表し方の理解を深めること。

㊨ 億, 兆の単位について知り, 十進位取り記数法についての理解を深めること。

(イ) 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

㊦ 数のまとまりに着目し, 大きな数の大きさの比べ方や表し方を統合的に捉えるとともに, それらを日常生活に生かすこと。

イ 整数及び小数の表し方に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ ある数の10倍, 100倍, 1000倍, $\frac{1}{10}$, $\frac{1}{100}$ などの大きさの数を, 小数点の位置を移してつくること。

(イ) 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

㊦ 数の表し方の仕組みに着目し, 数の相対的な大きさを考察し, 計算などに有効に生かすこと。

ウ 概数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 概数が用いられる場面について知ること。

㊧ 四捨五入について知ること。

㊨ 目的に応じて四則計算の結果の見積りをする事。

(イ) 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること。

㊦ 日常の事象における場面に着目し, 目的に合った数の処理の仕方を考えるとともに, それを日常生活に生かすこと。

エ 整数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 大きな数の加法及び減法の計算が, 2位数などについての基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また, その筆算の仕

方について理解すること。

④ 加法及び減法の計算が確実にでき、それらを適切に用いること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。

オ 整数の乗法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 2位数や3位数に1位数や2位数をかける乗法の計算が、乗法九九などの基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また、その筆算の仕方について理解すること。

④ 乗法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。

㊵ 乗法に関して成り立つ性質について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。

カ 整数の除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 除数が1位数や2位数で被除数が2位数や3位数の場合の計算が、基本的な計算を基にしてできることを理解すること。また、その筆算の仕方について理解すること。

④ 除法の計算が確実にでき、それを適切に用いること。

㊵ 除法について、次の関係を理解すること。

$$(\text{被除数}) = (\text{除数}) \times (\text{商}) + (\text{余り})$$

㊥ 除法に関して成り立つ性質について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数量の関係に着目し、計算の仕方を考えたり、計算に関して成り立つ性質を見いだしたりするとともに、その性質を活用して、計算を工夫したり、計算の確かめをしたりすること。

キ 小数とその計算に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㉞ ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知ること。
 - ㉟ 小数が整数と同じ仕組みで表されていることを知るとともに、数の相対的な大きさについての理解を深めること。
 - ㊱ 小数の加法及び減法の意味について理解し、それらの計算ができること。
 - ㊲ 乗数や除数が整数である場合の小数の乗法及び除法の計算ができること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㉞ 数の表し方の仕組みや数を構成する単位に着目し、計算の仕方を考えるとともに、それを日常生活に生かすこと。
- ク 小数の乗法及び除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㉞ 乗数や除数が小数である場合の小数の乗法及び除法の意味について理解すること。
 - ㉟ 小数の乗法及び除法の計算ができること。
 - ㊱ 余りの大きさについて理解すること。
 - ㊲ 小数の乗法及び除法についても整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㉞ 乗法及び除法の意味に着目し、乗数や除数が小数である場合まで数の範囲を広げて乗法及び除法の意味を捉え直すとともに、それらの計算の仕方を考えたり、それらを日常生活に生かしたりすること。
- ケ 分数とその計算に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㉞ 等分してできる部分の大きさや端数部分の大きさを表すのに分数を用いることについて理解すること。また、分数の表し方について知ること。
 - ㉟ 分数が単位分数の幾つ分かで表すことができることを知ること。
 - ㊱ 簡単な場合について、分数の加法及び減法の意味について理解し、それらの計算ができることを知ること。
 - ㊲ 簡単な場合について、大きさの等しい分数があることを知ること。
 - ㉞ 同分母の分数の加法及び減法の計算ができること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- ㊦ 数のまとまりに着目し、分数でも数の大きさを比べたり、計算したりできるかどうかを考えるとともに、分数を日常生活に生かすこと。
- ㊧ 数を構成する単位に着目し、大きさの等しい分数を探したり、計算の仕方を考えたりするとともに、それを日常生活に生かすこと。
- コ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 四則の混合した式や () を用いた式について理解し、正しく計算すること。
- ㊧ 公式についての考え方を理解し、公式を用いること。
- ㊨ 数量を□、△などを用いて表し、その関係を式に表したり、□、△などに数を当てはめて調べたりすること。
- ㊩ 数量の関係を表す式についての理解を深めること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㊦ 問題場面の数量の関係に着目し、数量の関係を簡潔に、また一般的に表現したり、式の意味を読み取ったりすること。
- ㊧ 二つの数量の対応や変わり方に着目し、簡単な式で表されている関係について考察すること。
- サ 計算に関して成り立つ性質に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 四則に関して成り立つ性質についての理解を深めること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㊦ 数量の関係に着目し、計算に関して成り立つ性質を用いて計算の仕方を考えること。
- B 図形
- ア 平面図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 平行四辺形、ひし形、台形について知ること。
- ㊧ 図形の形や大きさが決まる要素について理解するとともに、図形の合同について理解すること。
- ㊨ 三角形や四角形など多角形についての簡単な性質を理解すること。

- ㊦ 円と関連させて正多角形の基本的な性質を知ること。
- ㊧ 円周率の意味について理解し、それをを用いること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ㊦ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、構成の仕方を考察し図形の性質を見いだすとともに、その性質を基に既習の図形を捉え直すこと。
 - ㊧ 図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、図形の性質を見だし、その性質を筋道を立てて考え説明したりすること。
- イ 立体図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ㊦ 立方体、直方体について知ること。
 - ㊧ 直方体に関連して、直線や平面の平行や垂直の関係について理解すること。
 - ㊨ 見取図、展開図について知ること。
 - ㊩ 基本的な角柱や円柱について知ること。
 - (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ㊦ 図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、立体図形の平面上での表現や構成の仕方を考察し、図形の性質を見いだすとともに、日常の事象を図形の性質から捉え直すこと。
- ウ ものの位置に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ㊦ ものの位置の表し方について理解すること。
 - (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ㊦ 平面や空間における位置を決める要素に着目し、その位置を数を用いて表現する方法を考察すること。
- エ 平面図形の面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ㊦ 三角形、平行四辺形、ひし形、台形の面積の計算による求め方について理解すること。
 - (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ㊦ 図形を構成する要素などに着目して、基本図形の面積の求め方を

見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。

C 変化と関係

ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 簡単な場合について、比例の関係があることを知ること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴を考察すること。

イ 異種の二つの量の割合として捉えられる数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 速さなど単位量当たりの大きさの意味及び表し方について理解し、それを求めること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 異種の二つの量の割合として捉えられる数量の関係に着目し、目的に応じて大きさを比べたり、表現したりする方法を考察し、それらを日常生活に生かすこと。

ウ 二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ ある二つの数量関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いる場合があることを理解すること。

㊦ 百分率を用いた表し方を理解し、割合などを求めること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 日常の事象における数量の関係に着目し、図や式などを用いて、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係との比べ方を考察し、それを日常生活に生かすこと。

D データの活用

ア データの収集とその分析に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 数量の関係を割合で捉え、円グラフや帯グラフで表したり、読みだりすること。

- ④ 円グラフや帯グラフの意味やそれらの用い方を理解すること。
- ⑤ データの収集や適切な手法の選択など統計的な問題解決の方法を知ること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ⑦ 目的に応じてデータを集めて分類整理し、データの特徴や傾向に着目し、問題を解決するために適切なグラフを選択して読み取り、その結論について多面的に捉え考察すること。
- イ 測定した結果を平均する方法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - ⑦ 平均の意味や求め方を理解すること。
 - (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - ⑦ 概括的に捉えることに着目し、測定した結果を平均する方法について考察し、それを学習や日常生活に生かすこと。

〔数学的活動〕

- ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。
 - (ア) 日常の事象から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、日常生活等に生かしたりする活動
 - (イ) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し、結果を確かめたり、発展的に考察したりする活動
 - (ウ) 問題解決の過程や結果を、図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動

○2段階

(1) 目標

A 数と計算

- ア 整数の性質、分数の意味、文字を用いた式について理解するとともに、分数の計算についての意味や法則について理解し、それらを計算する技能を身に付けるようにする。
- イ 数とその表現や計算の意味に着目し、発展的に考察して問題を見いだしたり、目的に応じて多様な表現方法を用いながら、数の表し方や計算の仕方などを考察したりするとともに、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現する力を養う。
- ウ 数量について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感

し、学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

B 図形

ア 平面図形を縮小したり、拡大したりすることの意味や、立体図形の体積の求め方について理解し、縮図、拡大図を作図したり、円の面積や立方体、直方体、角柱、円柱の体積を求めたりする技能を身に付けるようにする。

イ 図形を構成する要素や図形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、図形の性質を見いだしたりするとともに、円の面積や立方体、直方体、角柱、円柱の体積の求め方を考え、その表現を振り返り、簡潔かつ確かな表現に高め、公式として導く力を養う。

ウ 図形や数量について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

C 変化と関係

ア 比例や反比例の関係、比について理解するとともに、伴って変わる二つの数量を見だし、それらの関係について表や式を用いて表現したり、目的に応じて比で処理したりする方法についての技能を身に付けるようにする。

イ 伴って変わる二つの数量の関係に着目し、目的に応じて表や式、グラフを用いて変化や対応の特徴を考察したり、比例の関係を前提に二つの数量の関係を考察したりする力を養う。

ウ 数量について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

D データの活用

ア 量的データの分布の中心や散らばりの様子からデータの特徴を読み取る方法を理解するとともに、それらを問題解決における用い方についての技能を身に付けるようにする。

イ 目的に応じてデータを収集し、データの特徴や傾向に着目して、表やグラフに的確に表現し、それらを用いて問題解決したり、解決の過程や結果を批判的に捉え考察したりする力を養う。

ウ データの活用について数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考える態度、数学のよさを実感し、学習したことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 数と計算

ア 整数の性質及び整数の構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 整数は、観点を決めると偶数と奇数に類別されることを理解すること。

㊧ 約数、倍数について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 乗法及び除法に着目し、観点を決めて整数を類別する仕方を考えたり、数の構成について考察したりするとともに、日常生活に生かすこと。

イ 分数に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 整数及び小数を分数の形に直したり、分数を小数で表したりすること。

㊧ 整数の除法の結果は、分数を用いると常に一つの数として表すことができることを理解すること。

㊨ 一つの分数の分子及び分母に同じ数を乗除してできる分数は、元の分数と同じ大きさを表すことを理解すること。

㊩ 分数の相等及び大小について知り、大小を比べること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 数を構成する単位に着目し、数の相等及び大小関係について考察すること。

㊧ 分数の表現に着目し、除法の結果の表し方を振り返り、分数の意味をまとめること。

ウ 分数の加法及び減法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 異分母の分数の加法及び減法の計算ができること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 分数の意味や表現に着目し、計算の仕方を考えること。

エ 分数の乗法及び除法に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 乗数や除数が整数や分数である場合も含めて、分数の乗法及び除法の意味について理解すること。
 - ㊧ 分数の乗法及び除法の計算ができること。
 - ㊨ 分数の乗法及び除法についても、整数の場合と同じ関係や法則が成り立つことを理解すること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㊦ 数の意味と表現、計算について成り立つ性質に着目し、計算の仕方を多面的に捉え考えること。

オ 数量の関係を表す式に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 数量を表す言葉や□、△などの代わりに、 a 、 x などの文字を用いて式に表したり、文字に数を当てはめて調べたりすること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㊦ 問題場面の数量の関係に着目し、数量の関係を簡潔かつ一般的に表現したり、式の意味を読み取ったりすること。

B 図形

ア 平面図形に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 縮図や拡大図について理解すること。
 - ㊧ 対称な図形について理解すること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㊦ 図形を構成する要素及び図形間の関係に着目し、構成の仕方を考察したり、図形の性質を見いだしたりするとともに、その性質を基に既習の図形を捉え直したり、日常生活に生かしたりすること。

イ 身の回りにある形の概形やおよその面積などに関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。
- ㊦ 身の回りにある形について、その概形を捉え、およその面積などを求めること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
- ㊦ 図形を構成する要素や性質に着目し、筋道を立てて面積などの求め方を考え、それを日常生活に生かすこと。

ウ 平面図形の面積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 円の面積の計算による求め方について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 図形を構成する要素などに着目し、基本図形の面積の求め方を見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。

エ 立体図形の体積に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 体積の単位（立方センチメートル（ cm^3 ）、立方メートル（ m^3 ））について理解すること。

㊦ 立方体及び直方体の体積の計算による求め方について理解すること。

㊦ 基本的な角柱及び円柱の体積の計算による求め方について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 体積の単位や図形を構成する要素に着目し、図形の体積の求め方を考えるとともに、体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察すること。

㊦ 図形を構成する要素に着目し、基本図形の体積の求め方を見いだすとともに、その表現を振り返り、簡潔かつ的確な表現に高め、公式として導くこと。

C 変化と関係

ア 伴って変わる二つの数量に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 比例の関係の意味や性質を理解すること。

㊦ 比例の関係をを用いた問題解決の方法について理解すること。

㊦ 反比例の関係について理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、目的に応じて表や式、グラフを用いてそれらの関係を表現して、変化や対応の特徴を見いだすとともに、それらを日常生活に生かすこ

と。

イ 二つの数量の関係に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 比の意味や表し方を理解し、数量の関係を比で表したり、等しい比をつくったりすること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 日常の事象における数量の関係に着目し、図や式などを用いて数量の関係の比べ方を考察し、それを日常生活に生かすこと。

D データの活用

ア データの収集とその分析に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 代表値の意味や求め方を理解すること。

㊦ 度数分布を表す表や柱状グラフの特徴及びそれらの用い方を理解すること。

㊦ 目的に応じてデータを収集したり、適切な手法を選択したりするなど、統計的な問題解決の方法を理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 目的に応じてデータを集めて分類整理し、データの特徴や傾向に着目し、代表値などを用いて問題の結論について判断するとともに、その妥当性について批判的に考察すること。

イ 起こり得る場合に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 起こり得る場合を順序よく整理するための図や表などの用い方を理解すること。

(イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

㊦ 事象の特徴に着目し、順序よく整理する観点を決めて、落ちや重なりなく調べる方法を考察すること。

〔数学的活動〕

ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において、次のような数学的活動に取り組むものとする。

(ア) 日常の事象を数理的に捉え、問題を見いだして解決し、解決過程を振

- り返り，結果や方法を改善したり，日常生活等に生かしたりする活動
- (イ) 数学の学習場面から数学の問題を見いだして解決し，解決過程を振り返り統合的・発展的に考察する活動
- (ウ) 問題解決の過程や結果を，目的に応じて図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
- ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育むべき資質・能力の育成に向けて，数学的活動を通して，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，数学的な見方・考え方を働かせながら，日常の事象を数学的に捉え，数学の問題を見だし，問題を自立的，協働的に解決し，学習の過程を振り返り，概念を形成するなどの学習の充実を図ること。
- イ 数量や図形についての基礎的な能力の維持や向上を図るため，適宜練習の機会を設けて計画的に指導すること。また，段階間の指導内容を円滑に接続させるため，適切な反復による学習指導を進めるようにすること。
- ウ 2の内容の「A数と計算」，「B図形」，「C変化と関係」及び「Dデータの活用」の指導の間の関連を図ること。
- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
- ア 思考力，判断力，表現力等を育成するため，各段階の内容の指導に当たっては，具体物，図，言葉，数，式，表，グラフなどを用いて考えたり，数学的な表現を用いて説明したり，互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。
- イ 「A数と計算」の指導に当たっては，次の(ア)及び(イ)について留意するものとする。
- (ア) 具体物などの教具を適宜用いるとともに，計算に当たっては計算機を活用するなどして，数と計算についての意味の理解を深めるよう留意すること。
- (イ) 負の数については，社会科，理科，職業科及び家庭科などに関連を図りながら，取り扱うことができるものとする。
- ウ 1段階の内容に示す事項については，次の(ア)から(シ)までに留意するものとする。
- (ア) 内容の「A数と計算」のア，イ，エ，オ及びカについては，職業科や家庭科との関連を図りながら，次の㊦についての金銭の価値や処理に親

しむことを取り扱うものとする。

㉗ 金種の理解と金銭の処理

- a 金種を用いる。
- b 様々な種類の貨幣や紙幣のもつ価値を理解する。
- c おつりを扱うこと。

- (イ) 内容の「A数と計算」のアの(ア)の㉘については、大きな数を表す際に、3桁ごとに区切りを用いる場合があることに触れるものとする。
 - (ウ) 内容の「A数と計算」のウの(ア)の㉙, エ, オ及びカについては、簡単な計算は暗算でできるよう配慮するものとする。また、暗算を筆算や見積りに生かすよう配慮するものとする。
 - (エ) 内容の「A数と計算」のオについては、乗数又は被乗数が0の場合の計算についても取り扱うものとする。
 - (オ) 内容の「A数と計算」のオの(ア)の㉚及びコの(ア)の(ア)については、交換法則, 結合法則, 分配法則を扱うものとする。
 - (カ) 内容の「A数と計算」のカの(ア)の㉛については、除数及び被除数に同じ数をかけても、同じ数で割っても商は変わらないという性質などを扱うものとする。
 - (キ) 内容の「A数と計算」のキ及びケについては、小数の0.1, 0.01と分数の $\frac{1}{10}$, $\frac{1}{100}$ を数直線を用いて関連付けて取り扱うものとする。
 - (ク) 内容の「A数と計算」のキの(ア)の㉜については、整数を整数で割って商が小数になる場合も含めるものとする。
 - (ケ) 内容の「B図形」のアについては、平行四辺形, ひし形, 台形などの合同な図形で平面を敷き詰めるなどの操作的な活動を重視するよう配慮するものとする。
 - (コ) 内容の「B図形」のアの(ア)の㉝については、円周率は3.14を用いるものとする。
 - (サ) 内容の「C変化と関係」のウの(ア)の㉞については、歩合の表し方について触れるものとする。
 - (シ) 内容の「Dデータの活用」のアについては、複数の帯グラフを比べることに触れるものとする。
- エ 2段階の内容に示す事項については、次の(ア)から(オ)までに留意するものとする。
- (ア) 内容の「A数と計算」のアの(ア)の㉟については、最大公約数や最小公倍数を形式的に求めることに偏ることなく、具体的な場面に即して取り扱うものとする。

- (イ) 内容の「A数と計算」のエについては、逆数を用いて除法を乗法の計算としてみることや、整数や小数の乗法や除法を分数の場合の計算にまとめることも取り扱うものとする。
 - (ウ) 内容の「B図形」のイの(ア)の㊦については、およその大きさや形を捉え、それらに基づいて適切に判断したり、能率的な処理の仕方を考え出したりすることができるように、日常生活に関連させて取り扱うものとする。
 - (エ) 内容の「B図形」のウの(ア)の㊦については、円周率は3.14を用いるものとする。
 - (オ) 内容の「Dデータの活用」のアの(ア)の㊦については、データ全体を扱う指標として平均値、中央値、最頻値などを取り扱うものとする。
- (3) 数学的活動の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 数学的活動は、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり、思考力、判断力、表現力等を高めたり、数学を学ぶことの楽しさや意義を実感したりするために、重要な役割を果たすものであることから、2の内容の「A数と計算」、「B図形」、「C変化と関係」及び「Dデータの活用」に示す事項については、数学的活動を通して指導するようにすること。
 - イ 数学的活動を楽しめるようにするとともに、数学を生活に活用することなどについて実感する機会を設けること。

(理 科)

1 目 標

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、解決の方法を考える力とより妥当な考えをつくりだす力を養う。
- (3) 自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に生活に生かそうとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

A 生命

ア 生命の連続性についての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 生命の連続性について調べる中で，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力を養う。

ウ 生命の連続性について進んで調べ，生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

B 地球・自然

ア 流れる水の働き，気象現象の規則性についての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 流れる水の働き，気象現象の規則性について調べる中で，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力を養う。

ウ 流れる水の働き，気象現象の規則性について進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

C 物質・エネルギー

ア 物の溶け方，電流の働きについての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 物の溶け方，電流の働きについて調べる中で，主に予想や仮説を基に，解決の方法を考える力を養う。

ウ 物の溶け方，電流の働きについて進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

(2) 内 容

A 生命

ア 植物の発芽，成長，結実

植物の育ち方について，発芽，成長及び結実の様子に着目して，それらに関わる条件を制御しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 植物は，種子の中の養分を基にして発芽すること。

㊧ 植物の発芽には，水，空気及び温度が関係していること。

㊨ 植物の成長には，日光や肥料などが関係していること。

㊦ 花にはおしべやめしべなどがあり、花粉がめしべの先に付くとめしべのもとが実になり、実の中に種子ができること。

(イ) 植物の育ち方について調べる中で、植物の発芽、成長及び結実とそれらに関わる条件についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。

イ 動物の誕生

動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で、卵や胎児の様子に着目して、時間の経過と関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 魚には雌雄があり、生まれた卵は日がたつにつれて中の様子に変化してかえること。

㊧ 人は、母体内で成長して生まれること。

(イ) 動物の発生や成長について調べる中で、動物の発生や成長の様子と経過についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。

B 地球・自然

ア 流れる水の働きと土地の変化

流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

㊧ 川の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること。

㊨ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

(イ) 流れる水の働きについて調べる中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。

イ 天気の変化

天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象

情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ㊦ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。
 - ㊧ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。
- (イ) 天気の変化の仕方について調べる中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。

C 物質・エネルギー

ア 物の溶け方

物の溶け方について、溶ける量や様子に着目して、水の温度や量などの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ㊦ 物が水に溶けても、水と物とを合わせた重さは変わらないこと。
 - ㊧ 物が水に溶ける量には、限度があること。
 - ㊨ 物が水に溶ける量は水の温度や量、溶ける物によって違うこと。
また、この性質を利用して、溶けている物を取り出すことができること。
- (イ) 物の溶け方について調べる中で、物の溶け方の規則性についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。

イ 電流の働き

電流の働きについて、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子に着目して、それらと関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 - ㊦ 乾電池の数やつなぎ方を変えると、電流の大きさや向きが変わり、豆電球の明るさやモーターの回り方が変わること。
- (イ) 電流の働きについて調べる中で、電流の大きさや向きと乾電池につないだ物の様子との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を考え、表現すること。

(3) 内容の取扱い

ア (2)の「A生命」のアの「植物の発芽, 成長, 結実」については, 次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (ア)の㊶の「種子の中の養分」については, でんぷんを扱うこと。

(イ) (ア)の㊷については, おしべ, めしべ, がく及び花びらを扱うこと。また, 受粉については, 風や昆虫などが関係していることにも触れること。

イ (2)の「A生命」のイの「動物の誕生」の(ア)の㊸については, 人の受精に至る過程は取り扱わないこと。

ウ (2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の働きと土地の変化」の(ア)の㊹については, 自然災害についても触れること。

エ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(ア)の㊺については, 台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。

オ (2)の「C物質・エネルギー」の指導に当たっては, ものづくりを通して行うよう配慮すること。

カ (2)の「C物質・エネルギー」のアの「物の溶け方」については, 水溶液の中では, 溶けている物が均一に広がることにも触れること。

キ (2)の「C物質・エネルギー」のイの「電流の働き」の(ア)の㊻については, 直列つなぎと並列つなぎを扱うものとする。

○2段階

(1) 目 標

A 生命

ア 生物の体のつくりと働き, 生物と環境との関わりについての理解を図り, 観察, 実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 生物の体のつくりと働き, 生物と環境との関わりについて調べる中で, 主にそれらの働きや関わりについて, より妥当な考えをつくりだす力を養う。

ウ 生物の体のつくりと働き, 生物と環境との関わりについて進んで調べ, 生命を尊重する態度や学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

B 地球・自然

ア 土地のつくりと変化, 月の形の見え方と太陽との位置関係についての理解を図り, 観察, 実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 土地のつくりと変化, 月の形の見え方と太陽との位置関係について調べる中で, 主にそれらの変化や関係について, より妥当な考えをつくり

だす力を養う。

ウ 土地のつくりと変化，月の形の見え方と太陽との位置関係について進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

C 物質・エネルギー

ア 燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについての理解を図り，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

イ 燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについて調べる中で，主にそれらの仕組みや性質，規則性及び働きについて，より妥当な考えをつくりだす力を養う。

ウ 燃焼の仕組み，水溶液の性質，てこの規則性及び電気の性質や働きについて進んで調べ，学んだことを生活に生かそうとする態度を養う。

(2) 内容

A 生命

ア 人の体のつくりと働き

人や他の動物について，体のつくりと呼吸，消化，排出及び循環の働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 体内に酸素が取り入れられ，体外に二酸化炭素などが出されていること。

㊧ 食べ物は，口，胃，腸などを通る間に消化，吸収され，吸収されなかった物は排出されること。

㊨ 血液は，心臓の働きで体内を巡り，養分，酸素及び二酸化炭素などを運んでいること。

㊩ 体内には，生命活動を維持するための様々な臓器があること。

(イ) 人や他の動物の体のつくりと働きについて調べる中で，体のつくりと呼吸，消化，排出及び循環の働きについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。

イ 植物の養分と水の通り道

植物について，その体のつくり，体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きに着目して，生命を維持する働きを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する初歩的な技

能を身に付けること。

㉞ 植物の葉に日光が当たるとでんぷんができること。

㉟ 根、茎及び葉には、水の通り道があり、根から吸い上げられた水は主に葉から蒸散により排出されること。

(イ) 植物の体のつくりと働きについて調べる中で、体のつくり、体内の水などの行方及び葉で養分をつくる働きについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

ウ 生物と環境

生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㉞ 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。

㉟ 生物の間には、食う食われるという関係があること。

㊱ 人は、環境と関わり、工夫して生活していること。

(イ) 生物と環境について調べる中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

B 地球・自然

ア 土地のつくりと変化

土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㉞ 土地は、礫、砂、泥、火山灰などからできており、層をつくって広がっているものがあること。また、層には化石が含まれているものがあること。

㉟ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってできること。

㊱ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

(イ) 土地のつくりと変化について調べる中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

イ 月と太陽

月の形の見え方について、月と太陽の位置に着目して、それらの位置

関係を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 月の輝いている側に太陽があること。また、月の形の見え方は、太陽と月との位置関係によって変わること。

(イ) 月の形の見え方について調べる中で、月の位置や形と太陽の位置との関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

C 物質・エネルギー

ア 燃焼の仕組み

燃焼の仕組みについて、空気の変化に着目して、物の燃え方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 植物体が燃えるときには、空気中の酸素が使われて二酸化炭素ができること。

(イ) 燃焼の仕組みについて調べる中で、物が燃えたときの空気の変化について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

イ 水溶液の性質

水溶液について、溶けている物に着目して、それらによる水溶液の性質や働きの違いを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㊦ 水溶液には、酸性、アルカリ性及び中性のものがあること。

㊧ 水溶液には、気体が溶けているものがあること。

㊨ 水溶液には、金属を変化させるものがあること。

(イ) 水溶液の性質や働きについて調べる中で、溶けているものによる性質や働きの違いについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

ウ てこの規則性

てこの規則性について、力を加える位置や力の大きさに着目して、てこの働きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㉗ 力を加える位置や力の大きさを変えると、てこを傾ける働きが変わり、てこがつり合うときにはそれらの間に規則性があること。

㉘ 身の回りには、てこの規則性を利用した道具があること。

(イ) てこの規則性について調べる中で、力を加える位置や力の大きさとてこの働きとの関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

エ 電気の利用

発電や蓄電、電気の変換について、電気の量や働きに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

㉗ 電気は、つくりだしたり蓄えたりすることができること。

㉘ 電気は、光、音、熱、運動などに変換することができること。

㉙ 身の回りには、電気の性質や働きを利用した道具があること。

(イ) 電気の性質や働きについて調べる中で、電気の量と働きとの関係、発電や蓄電、電気の変換について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

(3) 内容の取扱い

ア (2)の「A生命」のアの「人の体のつくりと働き」については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (ア)の㉙については、心臓の拍動と脈拍とが関係することにも触れること。

(イ) (ア)の㉘については、主な臓器として、肺、胃、小腸、大腸、肝臓、腎臓、心臓を扱うこと。

イ (2)の「A生命」のウの「生物と環境」については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (ア)の㉗については、水が循環していることにも触れること。

(イ) (ア)の㉘については、水中の小さな生物を観察し、それらが魚などの食べ物になっていることに触れること。

ウ (2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (ア)の㉘については、流れる水の働きでできた岩石として礫岩、砂岩、

泥岩を扱うこと。

(イ) (ア)の㉔については、自然災害についても触れること。

エ (2)の「B地球・自然」のイの「月と太陽」の(ア)の㉕については、地球から見た太陽と月との位置関係で扱うものとする。

オ (2)の「C物質・エネルギー」の指導に当たっては、ものづくりを通して行うよう配慮すること。

カ (2)の「C物質・エネルギー」のエの「電気の利用」の(ア)の㉖については、電気をつくりだす道具として、手回し発電機、光電池などを扱うものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。

イ 2の各段階で育成を目指す思考力、判断力、表現力等については、当該段階において育成することを目指す力のうち、主なものを示したものであり、実際の指導に当たっては、他の段階で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視すること。

イ 観察、実験などの指導に当たっては、指導内容に応じてコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用できるようにすること。

ウ 実験を行うに当たっては、身の回りのことや生活に関わるものを取り扱うこと。

エ 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

オ 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。

カ 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや理科で学習することが様々な職業などに関係していることに触れること。

キ 個々の生徒が主体的に問題を解決する活動を進めるとともに、日常生活や他教科等との関連を図った学習活動、目的を設定し、計測して制御するという考え方に基づいた学習活動が充実するようにすること。

ク 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図ること。

- (3) 観察、実験などの指導に当たっては、事故防止に十分留意すること。また、環境整備に十分配慮するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮すること。

(音楽)

1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

ア 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。

イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを自分なりに見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しみ、音楽経験を生かして生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(2) 内容

A 表現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

㊧ 声の音色や響きと発声との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能

㊧ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能

㊨ 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造との関わり

㊧ 多様な楽器の音色と演奏の仕方との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。

㊦ 範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能

㊧ 音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

㊨ 各声部の楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

ウ 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について、それらが生み出す面白さなどに関わらせて理解すること。

- ㊦ いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴
- ㊧ 音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴
- ㊨ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。
- エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。
 - (イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。
 - ㊦ 曲想と音楽の構造との関わり
 - ㊧ 曲想と体の動きとの関わり
 - (ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦から㊨までの技能を身に付けること。
 - ㊦ 曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現する技能
 - ㊧ 設定した条件に基づいて、様々な動きを組み合わせるとまりのある表現をする技能
 - ㊨ 友達と動きを組み合わせるとまりの表現をする技能

B 鑑賞

- ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見だし、曲全体を味わって聴くこと。
 - (イ) 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

○2段階

(1) 目標

- ア 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、創作、身体表現の技能を身に付けるようにする。
- イ 音楽表現を創意工夫することや、音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- ウ 主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習に取り組み、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽文化に親しむとともに、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養う。

(2) 内容

A 表現

ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、歌唱表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり

㊧ 声の音色や響き及び言葉の特性と発声との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦及び㊧の技能を身に付けること。

㊦ 創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能

㊧ 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の声などを聴きながら、他者と合わせて歌う技能

イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について理解すること。

㊦ 曲想と音楽の構造との関わり

㊧ 多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

(ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㊦及び㊧の技能を身に付けること。

㊦ 創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能

㊧ 創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら、他者と合わせて演奏する技能

ウ 創作の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 創作表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫すること。

(イ) 次の㊦及び㊧について、表したいイメージと関わらせて理解すること。

㊦ 音のつながり方の特徴

- ① 音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴
- ㉔ 創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付けること。
- エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 身体表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、身体表現を創意工夫すること。
 - (イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。
 - ㉗ 曲想と音楽の構造との関わり
 - ㉘ 曲想や音楽の構造と体の動きとの関わり
 - (ウ) 創意工夫を生かした表現をするために必要な次の㉗から㉙までの技能を身に付けること。
 - ㉗ 曲の速度やリズム、曲想に合わせて表現する技能
 - ㉘ 設定した条件に基づいて、様々な動きを組み合わせたり、即興的に動いたりしてまとまりのある表現をする技能
 - ㉙ 友達と動きを組み合わせたり、即興的に表現したりする技能

B 鑑賞

- ア 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - (ア) 鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどについて自分なりに考え、曲全体を味わって聴くこと。
 - (イ) 次の㉗及び㉘について理解すること。
 - ㉗ 曲想及びその変化と、音楽の構造との関わり
 - ㉘ 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わり

[共通事項]

- (1) 1段階と2段階の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること。
 - イ 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育むべき資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の「A表現」のアからエまでの指導については、(ア)及び(イ)の各事項を、「B鑑賞」のアの指導については、(ア)及び(イ)の各事項を、適切に関連させて指導すること。

ウ 2の各段階の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 2の各段階の内容の「A表現」のアからエまで及び「B鑑賞」のアの指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

オ 国歌「君が代」は、時期に応じて適切に指導すること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 各段階の指導に当たっては、音や音楽との一体感を味わえるようにするため、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにすること。

イ 各段階の指導に当たっては、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際、生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し、必要に応じてコンピュータや教育機器も効果的に活用すること。

ウ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど、生徒や学校、地域の実態に応じて、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

エ 合奏や合唱などの活動を通して、和音のもつ表情を感じることができるようにすること。また、長調及び短調の曲においては、I、IV、V及びV₇などの和音を中心に指導すること。

オ 我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるように、楽譜や音源等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方など指導方法について工夫すること。

カ 各段階の「A表現」のアの歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

(イ) 生徒の実態や学習状況及び必要に応じて、相対的な音程感覚などを育てるために、移動ド唱法を取り上げるようにすること。

(ウ) 変声期の生徒に対して適切に配慮すること。

キ 各段階の「A表現」のイの楽器については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 各段階で取り上げる打楽器は、簡単に操作できる楽器、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、生徒の実態や発達の段階及び生活年齢を考慮して選択すること。

(イ) 各段階で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、鍵盤楽器や和楽器、電子楽器などの中から生徒の実態や発達の段階及び生活年齢を考慮して選択すること。

(ウ) 合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

ク 各段階の「A表現」のウの創作の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 即興的に音を出しながら音のつながりを試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。

(イ) どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、生徒の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。

(ウ) つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて記録できるようにすること。記録の仕方については、図や絵によるものなど、柔軟に指導すること。

(エ) 拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを生徒の実態に応じて取り上げるようにすること。

ケ 各段階の「B鑑賞」の指導に当たっては、気付いたり感じたりしたことを自分なりに体の動きや絵、言葉で表現できるよう指導を工夫すること。

コ [共通事項] に示す「音楽を形づくっている要素」については、生徒の発達の段階や指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて適切に指導すること。

サ [共通事項] の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の実態や学習状況を考慮して、中学校学習指導要領第2章第5節音楽の第3の2の(10)に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。

シ 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、日常の生活に関連した曲
 (イ) 主となる歌唱教材については、各段階とも(ウ)の共通教材を含めて、独唱、斉唱及び合唱で歌う曲

(ウ) 共通教材

㊦ 1段階及び2段階の共通教材は、次に示すものとする。

「赤とんぼ」	<small>み き ろふう</small> 三木露風作詞	<small>やまだ こうさく</small> 山田耕筰作曲
「荒城の月」	<small>ど い ばんすい</small> 土井晩翠作詞	<small>たきれん たろう</small> 滝廉太郎作曲
「早春賦」	<small>よしまるかずまさ</small> 吉丸一昌作詞	<small>なかだ あきら</small> 中田 章作曲
「夏の思い出」	<small>え ましゅうこ</small> 江間章子作詞	<small>なかだ よしなお</small> 中田喜直作曲
「花」	<small>たけしまはごろも</small> 武島羽衣作詞	<small>たきれん たろう</small> 滝廉太郎作曲
「花の街」	<small>え ましゅうこ</small> 江間章子作詞	<small>だんい くま</small> 團伊玖磨作曲
「浜辺の歌」	<small>はやし こけい</small> 林 古溪作詞	<small>なり たためぞう</small> 成田為三作曲

ス 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた、指導のねらいとの関係において適切であり、身近で親しみのもてるもの。

(イ) 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な合奏などの曲

セ 創作教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり、身近で親しみのもてるもの。

ソ 音や音楽の特徴を身体表現するために適した教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 主となる教材については、既習の歌唱教材や器楽教材を含め、音や音楽を聴いて体を動かすことができるものを中心に、生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり、親しみのもてるもの。

タ 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱うこと。

(ア) 主となる鑑賞教材については、既習の歌唱教材や器楽教材を含め、我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽のうち、生徒の生活年齢

及び発達段階に応じた曲想を感じ取り、情景を思い浮かべやすい様々な種類の曲

- (イ) 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、曲の雰囲気や音楽の構造に気が付きやすい曲
- (ウ) 楽器の音色や人の声の表現の違いなどによる演奏の特徴が聴き取りやすい様々な演奏形態による曲

〔美術〕

1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて表現方法を工夫して表すことができるようにする。

イ 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫などについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。

ウ 楽しく美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

(2) 内容

A 表現

ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し、構成を創意工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。

(イ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を工夫して表すこと。

B 鑑賞

ア 美術作品や生活の中の美術の働き、美術文化などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

(イ) 生活の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を広げること。

〔共通事項〕

ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。

(イ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

○2段階

(1) 目標

ア 造形的な視点について理解するとともに、意図に応じて自分の表現方法を追求して創造的に表すことができるようにする。

イ 造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫などについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化などに対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

ウ 主体的に美術の活動に取り組み創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく態度を養う。

(2) 内容

A 表現

ア 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、描いたり、つくったりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 対象や事象を深く見つめ感じ取ったことや考えたこと、伝えたり使ったりする目的や条件などを基に主題を生み出し、創造的な構成を

工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。

- (イ) 材料や用具の特性の生かし方などを身に付け、意図に応じて表現方法を追求し、自分らしさを発揮して表すこと。

B 鑑賞

ア 美術作品や生活の中の美術の働き、美術文化などの鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 美術作品などの造形的なよさや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と創造的な工夫などについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

- (イ) 生活や社会の中の美術や文化遺産などのよさや美しさを感じ取り、生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや美術文化について考えるなどして、見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

ア 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 形や色彩、材料や光などの働きを理解すること。
- (イ) 造形的な特徴などから全体のイメージで捉えることを理解すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

ウ 2の各段階の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の各事項の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、作品等について説明したり、話し合ったりして、周りの人と共有できる機会を設けるようにすること。

オ 2の各段階の内容の「B鑑賞」の指導に当たっては、生徒や学校の実態に応じて、地域の美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文

化財などを積極的に活用したりするようにすること。また、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方や保管について指導するとともに、活動場所について事前の点検や安全指導をするなどして、事故防止について徹底すること。
 - イ 生徒が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
 - ウ 「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して生徒が実現したい思いや願いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、生涯にわたり、楽しく豊かな生活を創造する態度を養うようにすること。
 - エ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。
 - オ 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わえるようにするため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。
 - カ 「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して学んだことが、生活や社会の中で生かせるようにすることや、作品や用具等を大切に扱うことを理解して使えるよう指導すること。
 - キ 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
 - ク 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
 - ケ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。
 - コ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。
 - サ 〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点をもてるように、以下の内容について配慮すること。
 - (ア) 〔共通事項〕のアの(ア)の指導に当たっては、形や色彩などの造形の要素に着目して、生徒が実感的に理解できるようにすること。
 - (イ) 〔共通事項〕のアの(イ)の指導に当たっては、造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージなどに着目して、生徒が実感的に理解できるようにすること。
 - シ 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品な

どを展示するとともに、学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

ス 創造することの価値に気づき、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

〔保健体育〕

1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的・計画的な解決に向けた主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等並びに個人生活及び社会生活における健康・安全についての理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動や健康・安全についての自他や社会の課題を発見し、その解決に向けて仲間と思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむことや、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能等や心身の発育・発達、個人生活に必要な健康・安全に関する事柄などを理解するとともに、技能を身に付けるようにする。

イ 各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを、他者に伝える力を養う。

ウ 各種の運動における多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自己の最善を尽くして自主的に運動をする態度を養う。また、健康・安全に留意し、

健康の保持増進と回復に積極的に取り組む態度を養う。

(2) 内 容

A 体づくり運動

体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、その行い方や方法を理解するとともに、仲間と積極的に関わったり、動きを持続する能力などを高める運動をしたりすること。

イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。

B 器械運動

器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器械運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに技を身に付けること。

イ 器械運動についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。

C 陸上競技

陸上競技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 陸上競技の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに技能を身に付けること。

イ 陸上競技についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。

D 水泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 水泳の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに泳法を身に付けること。
- イ 水泳についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
- ウ 水泳の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。
- E 球技
- 球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 球技の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに技能を身に付け、簡易化されたゲームを行うこと。
- イ 球技についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
- ウ 球技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。
- F 武道
- 武道について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 武道の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた技能を理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて、簡易な攻防を展開すること。
- イ 武道についての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
- ウ 武道の多様な経験を通して、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。
- G ダンス
- ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア ダンスの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、技能を身に付け、表現や踊りを通じた交流をすること。
- イ ダンスについての自他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。
- ウ ダンスの多様な経験を通して、仲間の表現を認め助け合ったり、場や用具の安全を確保したりし、自主的に運動をすること。
- H 体育理論
- 体育理論について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義に気付くこと。

イ 運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

ウ 運動やスポーツの多様性，効果と学び方，安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に積極的に取り組むこと。

I 保健

健康・安全に関する事項について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに，健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。

イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し，その解決のための方策を工夫したり，仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

○2段階

(1) 目標

ア 各種の運動の楽しさや喜びを深く味わい，その特性に応じた技能等や心身の発育・発達，個人生活及び社会生活に必要な健康・安全に関する事柄などの理解を深めるとともに，目的に応じた技能を身に付けるようにする。

イ 各種の運動や健康・安全な生活を営むための自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。

ウ 各種の運動における多様な経験を通して，きまりやルール，マナーなどを守り，自己の役割を果たし仲間と協力したり，場や用具の安全を確保したりし，生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。また，健康・安全に留意し，健康の保持増進と回復に自主的に取り組む態度を養う。

(2) 内容

A 体づくり運動

体づくり運動について，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動を通して，体を動かす楽しさや心地よさを深く味わい，その行い方や方法の理解を深めるとともに，仲間と自主的に関わったり，動きを持続する能力などを高める運動をしたりするとともに，それらを組み合わせること。

イ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動についての自他の課題を発見

し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の多様な経験を通して、きまりを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

B 器械運動

器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 器械運動の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた技を身に付け、演技すること。

イ 器械運動についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 器械運動の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や器械・器具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

C 陸上競技

陸上競技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 陸上競技の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付けること。

イ 陸上競技についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 陸上競技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

D 水泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 水泳の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、目的に応じた泳法を身に付けること。

イ 水泳についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 水泳の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

E 球技

球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 球技の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深め

るとともに、目的に応じた技能を身に付け、ゲームを行うこと。

イ 球技についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 球技の多様な経験を通して、きまりやルール、マナーなどを守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

F 武道

武道について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 武道の楽しさや喜びを深く味わい、その特性に応じた技能の理解を深めるとともに、基本動作や基本となる技を用いて、相手の動きの変化に応じた攻防を展開すること。

イ 武道についての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 武道の多様な経験を通して、きまりや伝統的な行動の仕方を守り、自己の役割を果たし仲間と協力したり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

G ダンス

ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア ダンスの楽しさや喜びを深く味わい、その行い方の理解を深めるとともに、目的に応じた技能を身に付け、表現や踊りを通じた交流や発表をすること。

イ ダンスについての自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ ダンスの多様な経験を通して、一人一人の表現や役割を認め助け合ったり、場や用具の安全を確保したりし、見通しをもって自主的に運動をすること。

H 体育理論

体育理論について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義に関する基礎的な知識を身に付けること。

イ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

ウ 運動やスポーツの多様性、効果と学び方、安全な行い方及び文化としてのスポーツの意義についての学習に自主的に取り組むこと。

I 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の発育・発達，傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに，健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。

イ 健康・安全に関わる自他の課題を発見し，よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを，目的や状況に応じて他者に伝えること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，体育や保健の見方・考え方を働かせ，運動や健康についての自他の課題を見付け，個々の生徒の障害の状態等に応じて，その解決のための活動の充実を図ること。また，運動の楽しさや喜びを味わったり，健康の大切さを実感したりすることができるよう，留意すること。

イ 2の各段階の内容の「A体づくり運動」，「H体育理論」及び「I保健」については，3学年間にわたって取り扱うこと。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア 学校や地域の実態を考慮するとともに，個々の生徒の障害の状態等，運動の経験及び技能の程度などに応じた指導や生徒自らが運動の課題の解決を目指す活動を行えるよう工夫すること。

イ 各領域の特性に応じた，知識及び技能の効果的な獲得や，思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用するなどして，指導の効果を高めるよう工夫すること。

ウ 運動を苦手と感じている生徒や，運動に意欲的に取り組まない生徒への指導を工夫すること。

エ 「A体づくり運動」から「Gダンス」までと「I保健」との関連を図る指導を工夫すること。

オ 「A体づくり運動」については，実生活に役立てるため，自分の体力や生活に応じた運動を考えることができるよう指導を工夫すること。

カ 「D水泳」については，泳法との関連において指導を行う場合は，水中からのスタート及びターンを取り上げること。

- キ 「E球技」については、個の能力だけでなく、より集団を意識したゲームを取り扱うものとする。
- ク 「F武道」については、武道場や用具の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、安全面に十分留意すること。
- ケ 「H体育理論」については、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割、フェアプレイの精神等に触れるとともに、運動やスポーツを「すること」、「知ること」、「見ること」、「応援すること」などの多様な関わり方についても取り扱うようにすること。
- コ 自然との関わりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、生徒の障害の状態等、学校や地域の実態等に応じて積極的に行うようにすること。
- サ 集合、整頓、列の増減、方向転換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導を行う場合は、「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。
- シ 言語能力を育成する言語活動を重視し、筋道を立てて練習や作戦について話し合う活動や、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や思考力の育成を促し、主体的な学習活動の充実を図ること。

〔職業〕

1 目標

職業に係る見方・考え方を働かせ、職業など卒業後の進路に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 職業に関する事柄について理解を深めるとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 将来の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、表現する力を養う。
- (3) よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて、生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

- ア 職業に関する事柄について理解するとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。
- イ 将来の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価し、表現する力を養う。
- ウ よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への参画に向けて、生活を工夫しようとする実践的な態度を養う。

(2) 内 容

A 職業生活

ア 勤労の意義

勤労に対する意欲や関心を高め、他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 勤労の意義を理解すること。
- (イ) 意欲や見通しをもって取り組み、その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え、表現すること。
- (ウ) 作業や実習等に達成感を得て、計画性をもって主体的に取り組むこと。

イ 職業

職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。
 - ㊦ 職業生活に必要とされる実践的な知識及び技能を身に付けること。
 - ㊧ 職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法を理解すること。
 - ㊨ 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解すること。
 - ㊩ 使用する道具や機械等の特性や扱い方を理解し、作業課題に応じて正しく扱うこと。
 - ㊪ 作業の確実性や持続性、巧緻性等を高め、状況に応じて作業すること。
- (イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおり

とする。

- ㉞ 作業や実習における役割を踏まえて、自分の成長や課題について考え、表現すること。
- ㉟ 生産や生育活動等に関わる技術について考えること。
- ㊱ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え、改善を図ること。
- ㊲ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方について考えること。

B 情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 情報セキュリティ及び情報モラルについて知るとともに、表現、記録、計算、通信等に係るコンピュータ等の情報機器について、その特性や機能を知り、操作の仕方が分かり、扱えること。
- イ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことを発表すること。

C 産業現場等における実習

産業現場等における実習を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 職業など卒業後の進路に必要となることについて理解すること。
- イ 産業現場等における実習での自己の成長について考えたことを表現すること。

○2段階

(1) 目標

- ア 職業に関する事柄について理解を深めるとともに、将来の職業生活に係る技能を身に付けるようにする。
- イ 将来の職業生活を見据え、必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、表現する力を養う。
- ウ よりよい将来の職業生活の実現や地域社会への貢献に向けて、生活を改善しようとする実践的な態度を養う。

(2) 内容

A 職業生活

ア 勤労の意義

勤労に対する意欲や関心を高め、他者と協働して取り組む作業や実習等に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう

指導する。

(ア) 勤労の意義について理解を深めること。

(イ) 目標をもって取り組み、その成果や自分と他者との役割及び他者との協力について考え、表現すること。

(ウ) 作業や実習等を通して貢献する喜びを体得し、計画性をもって主体的に取り組むこと。

イ 職業

職業に関わる事柄について、他者との協働により考えを深めたり、体験したりする学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 職業に関わる知識や技能について、次のとおりとする。

㉗ 職業生活に必要なとされる実践的な知識を深め技能を身に付けること。

㉘ 職業生活を支える社会の仕組み等の利用方法について理解を深めること。

㉙ 材料や育成する生物等の特性や扱い方及び生産や生育活動等に関わる技術について理解を深めること。

㉚ 使用する道具や機械等の特性や扱い方の理解を深め、作業課題に応じて効果的に扱うこと。

㉛ 作業の確実性や持続性、巧緻性等を高め、状況に応じて作業し、習熟すること。

(イ) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

㉜ 作業や実習において、自ら適切な役割を見いだすとともに、自分の成長や課題について考え、表現すること。

㉝ 生産や生育活動等に係る技術に込められた工夫について考えること。

㉞ 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考え、他者との協働により改善を図ること。

㉟ 職業生活に必要な健康管理や余暇の過ごし方の工夫について考えること。

B 情報機器の活用

職業生活で使われるコンピュータ等の情報機器を扱うことに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 情報セキュリティ及び情報モラルについて理解するとともに、表現、

記録、計算、通信等に係るコンピュータ等の情報機器について、その特性や機能を理解し、目的に応じて適切に操作すること。

イ 情報セキュリティ及び情報モラルを踏まえ、コンピュータ等の情報機器を扱い、収集した情報をまとめ、考えたことについて適切に表現すること。

C 産業現場等における実習

産業現場等における実習を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 職業など卒業後の進路に必要となることについて理解を深めること。

イ 産業現場等における実習で課題の解決について考えたことを表現すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、職業に係る見方・考え方を働かせ、作業や産業現場等における実習など実践的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解できるようにするとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を考え、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

イ 2の各段階の目標及び内容については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、生徒の学習状況を踏まえながら系統的に展開されるように適切に計画すること。その際、中学部の職業・家庭科をはじめとする各教科等とのつながりを重視すること。また、各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるように適切な題材を設定して計画を作成すること。さらに、高等部における家庭科等と関連付けて効果的に指導を行うとともに、持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との関連を図ること。

ウ 生徒一人一人のキャリア発達を促していくことを踏まえ、発達の段階に応じて望ましい勤労観や職業観を育むとともに、自己に対する理解を深め、自らの生き方を考えて進路を主体的に選択することができるよう、将来の生き方等についても扱うなど、組織的かつ計画的に指導を行うこと。

エ 地域や産業界との連携を図り、校内外の作業や産業現場等における実習の充実を図ること。産業現場等における実習については、作業や就業体験

活動等を踏まえ、段階的・系統的に指導するとともに、地域社会への参画や社会貢献の意識が高まるよう計画すること。

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全・衛生管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いと事故防止の指導を徹底するものとする。その際、適切な服装や防護眼鏡・防塵マスクの着用等による安全・衛生の確保に努めること。
 - イ 実際の知識及び技能を習得し、その理解を深めることで概念が育まれるとともに、働く喜びや仕事のやりがいを実感できるよう、実践的・体験的な学習活動を充実すること。
 - ウ 生徒が習得した知識や技能を生活に活用したり、職業や生活の変化に対応したりすることができるよう、問題解決的な学習を充実させるとともに、家庭や地域、企業などとの連携・協働を図ること。
 - エ 職業生活に生きて働く実践的な知識や技能及び態度の形成とその活用に重点を置いた指導が行われるように配慮すること。
 - オ 職業生活に必要な健康管理や余暇については、将来を見据え自立活動と関連させながら具体的に指導すること。
 - カ 「A職業生活」については、社会科の内容「ア社会参加ときまり」及び「エ産業と生活」などと関連させて指導すること。
 - キ 「B情報機器の活用」については、家庭生活における情報機器の取扱い等についても取り上げること。

〔家 庭〕

1 目 標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) 家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1 段階

(1) 目 標

- ア 家族・家庭の機能について理解し、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- イ 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- ウ 家族や地域の人々との関わりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

(2) 内 容

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族

自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家庭生活が家族の協力によって営まれていることに気付くこと。
- (イ) 家族とのよりよい関わり方について考え、表現すること。

イ 家庭生活での役割と地域との関わり

家族との触れ合いや地域の人々と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 家庭生活において、地域の人々との協力が大切であることに気付くこと。
- (イ) 家族と地域の人々とのよりよい関わり方について考え、表現すること。

ウ 家庭生活における健康管理と余暇

家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解し、実践すること。
- (イ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え、表現すること。

エ 乳幼児や高齢者などの生活

乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴、乳幼児や高齢者などとの関わり

方について気付くこと。

- (イ) 乳幼児や高齢者などとのよりよい関わり方について考え、表現すること。

B 衣食住の生活

ア 食事の役割

食事の役割に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。
- (イ) 健康によい食習慣について考え、工夫すること。

イ 日常食の調理

日常食の調理に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 日常生活と関連付け、用途に応じた食品の選択、食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理、材料に適した加熱調理の仕方について知り、基礎的な日常食の調理ができること。
- (イ) 基礎的な日常食の調理について、食品の選択や調理の仕方、調理計画を考え、表現すること。

ウ 衣服の選択

衣服の選択に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。
- (イ) 衣服の選択について考え、工夫すること。

エ 布を用いた製作

布を用いた製作に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 目的に応じた縫い方及び用具の安全な取扱いについて理解し、適切にできること。
- (イ) 目的に応じた縫い方について考え、工夫すること。

オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 家族の生活と住空間との関わりや住居の基本的な機能について知ること。
- (イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。

C 消費生活・環境

ア 消費生活

消費生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性に気付くこと。

㊧ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。

(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、表現すること。

イ 消費者の基本的な権利と責任

消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について気付くこと。

(イ) 身近な消費生活について、自立した消費者として責任ある消費行動を考え、表現すること。

○2段階

(1) 目 標

ア 家族・家庭の機能について理解を深め、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

イ 家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。

ウ 家族や地域の人々との関わりを通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

(2) 内 容

A 家族・家庭生活

ア 自分の成長と家族

自分の成長と家族や家庭生活などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分の成長と家族や家庭生活の関わりが分かり、家庭生活が家族の協力によって営まれていることを理解すること。

(イ) 家族とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。

イ 家庭生活での役割と地域との関わり

家族や地域の人々などに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家庭生活において、地域の人々との協力が大切であることを理解すること。

(イ) 家庭と地域の人々とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。

ウ 家庭生活における健康管理と余暇

家庭生活における健康管理や余暇に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について理解を深め、実践すること。

(イ) 健康管理や余暇の有効な過ごし方について考え、工夫すること。

エ 乳幼児や高齢者などの生活

乳幼児や高齢者と接することなどに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 乳幼児や高齢者などの生活の特徴が分かり、乳幼児や高齢者などとの関わり方について理解すること。

(イ) 乳幼児や高齢者などとのよりよい関わり方について考え、工夫すること。

B 衣食住の生活

ア 必要な栄養を満たす食事

自分に必要な栄養を満たす食事に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 自分に必要な栄養素の種類と働きが分かり、食品の栄養的な特質について理解すること。

(イ) 一日分の献立について考え、工夫すること。

イ 日常食の調理

日常食の調理に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 日常生活と関連付け、用途に応じた食品の選択、食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理、材料に適した加熱調理の仕方について理解し、基礎的な日常食の調理が適切にできること。

(イ) 基礎的な日常食の調理について、食品の選択や調理の仕方、調理計

画を考え、工夫すること。

ウ 衣服の手入れ

衣服の手入れに関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて理解し、適切にできること。

(イ) 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて考え、工夫すること。

エ 布を用いた製作

布を用いた製作に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 製作に必要な材料や手順が分かり、製作計画について理解すること。

(イ) 布を用いた簡単な物の製作計画を考え、製作を工夫すること。

オ 住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 家族の生活と住空間との関わりが分かり、住居の基本的な機能について理解すること。

(イ) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

C 消費生活・環境

ア 消費生活

消費生活に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

㊦ 購入方法や支払方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。

㊧ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。

(イ) 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。

イ 消費者の基本的な権利と責任

消費者の基本的な権利と責任に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。

(イ) 身近な消費生活について、自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、体験的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活の中から問題を見いだして解決策を考え、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

イ 各段階における目標・内容については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、生徒の学習状況を踏まえながら系統的に指導ができるようにすること。その際、中学部の職業・家庭科をはじめとする各教科等とのつながりを重視すること。また、各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。さらに、高等部における職業科等と関連付けて効果的に指導を行うとともに、他教科等との連携も図ること。

ウ 「B衣食住の生活」の2段階の「ア必要な栄養を満たす食事」及び「ウ衣服の手入れ」については、それぞれ1段階の「ア食事の役割」及び「ウ衣服の選択」の内容を十分に踏まえるとともに、各段階に示された事項の関連を図りながら、総合的に指導するよう計画すること。

エ 家庭や地域との連携を図り、校内外での実践的・体験的な学習活動の充実を図り指導の効果を高めること。実践的・体験的な学習活動については、校内での体験的な学習活動と関連させ、段階的・系統的に指導するよう配慮すること。

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、衣食住などに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。

イ 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。

- ウ 資質・能力の育成を図り，一人一人の個性を生かし伸ばすよう，生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定，技能の習得状況に応じた指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。
- エ 生徒が，学習した知識及び技能を生活に活用したり，生活や社会の変化に対応したりすることができるよう，生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに，家庭や地域社会，企業などとの連携を図るように配慮すること。
- オ 「B衣食住の生活」については，日本の伝統的な生活についても扱い，生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。また，「B衣食住の生活」の各段階の「イ日常食の調理」については，地域の食文化や和食についても取り上げること。
- カ 「C消費生活・環境」のア及びイについては，「A家族・家庭生活」又は「B衣食住の生活」の学習との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。また，アについては，身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。(ア)の①については，クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。
- (3) 実習などの指導については，次の事項に配慮するものとする。
- ア 施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整備するとともに，火気，用具，材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。その際，服装を整え，衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行うこととする。
- イ 食に関する指導については，家庭科の特質に応じて，食育の充実に資するようにすること。
- ウ 乳幼児や高齢者など関わるなど校外での学習について，事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに，相手に対する配慮にも十分留意すること。
- エ 調理に用いる食品については，安全・衛生に留意すること。また，食物アレルギーについても配慮すること。

〔外国語〕

1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語による聞くこと，読むこと，話すこと，書くことの言語活動を通して，コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，言語の働きなどについて，日本語と外

国語との違いに気付くとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。

- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目 標

ア 音声や文字、語彙、表現などについて日本語と外国語との違いに気付くとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、話すことを中心とした実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。

イ コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などを真似ながら読んだり、外国語の文字をなぞって書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

ウ 外国語の背景にある文化について理解し、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

(2) 内 容

[英 語]

[知識及び技能]

ア 英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて、日本語との違いに気付くこと。

㊦ 英語の音声を聞いて話したり、文字を見て読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。

㊧ 英語の音声や文字も、事物の内容を表したり、要件を伝えたりする

などの働きがあることに気付くこと。

- ㉔ 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り、それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。

[思考力, 判断力, 表現力等]

イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 簡単な事柄について、伝えようとした内容を整理した上で、簡単な語句などを用いて自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
- (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり、書いたりすること。

ウ 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

イに示す事項については、アに示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通して指導する。

(ア) 聞くこと

- ㉔ 自分に関する簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞き、それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。
- ① 日付や時刻、値段などを表す表現など、身近で簡単な事柄について、表示などを参考にしながら具体的な情報を聞き取る活動。

(イ) 話すこと [発表]

- ㉔ 簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の趣味や得意なことなどを含めて自己紹介をする活動。

(ウ) 話すこと [やり取り]

- ㉔ 挨拶を交わしたり、簡単な指示や依頼をして、それらに応じたり断ったりする活動。

(エ) 書くこと

- ㉔ 活字体の大文字、小文字を区別して書く活動。
- ① 相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書き写す活動。
- ㉔ 相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。

(オ) 読むこと

- ㊦ 活字体で書かれた文字を見て、どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。
- ① 活字体で書かれた文字を見て、その読み方を発音する活動。
- ② 言語の働きに関する事項
言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。
 - (ア) 言語の使用場面の例
 - ㊦ 特有の表現がよく使われる場面
 - ・挨拶
 - ・自己紹介
 - ・買物
 - ・食事
 - ・道案内
 - ・旅行 など
 - ① 生徒の身近な暮らしに関わる場面
 - ・学校での学習や活動
 - ・家庭での生活
 - ・地域での生活 など
 - (イ) 言語の働きの例
 - ㊦ コミュニケーションを円滑にする
 - ・挨拶をする
 - ・呼び掛ける
 - ・相づちを打つ
 - ・聞き直す など
 - ① 気持ちを伝える
 - ・礼を言う
 - ・褒める
 - ・謝る など
 - ㊵ 事実・情報を伝える
 - ・説明する
 - ・報告する
 - ・発表する など
 - ㊶ 考えや意図を伝える
 - ・意見を言う
 - ・賛成する

- ・承諾する
- ・断る など
- ㊤ 相手の行動を促す
 - ・質問する
 - ・依頼する
 - ・命令する など

〔その他の外国語〕

その他の外国語については、〔英語〕に示す内容に準じて指導を行うものとする。

○2段階

(1) 目 標

- ア 音声や文字，語彙，表現などについて日本語と外国語との違いに気付くとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，話すこと，読むこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な力を身に付けるようにする。
- イ コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- ウ 外国語の背景にある文化について理解し，他者に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

(2) 内 容

〔英 語〕

〔知識及び技能〕

ア 英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた場面や状況等における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 英語の音声及び簡単な語句や基本的な表現などについて，日本語との違いに気付くこと。
 - ㊦ 英語の音声を聞いて話したり，簡単な語彙などを読んだり書いたりして日本語の音声や文字などとの違いに気付くこと。
 - ㊧ 英語の音声や文字も，事物の内容を表したり，要件を伝えたりするなどの働きがあることに気付くこと。
 - ㊨ 簡単な語句や基本的な表現などが表す内容を知り，それらを使うことで要件が相手に伝わることに気付くこと。

〔思考力、判断力、表現力等〕

イ 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項

具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、これらを表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (ア) 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で簡単な語句や基本的な表現などを用いて伝え合うこと。
- (イ) 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などが表す事柄を想像しながら読んだり、書いたりすること。

ウ 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語活動に関する事項

イに示す事項については、アに示す事項を活用して、例えば、次のような言語活動を通して指導する。

(ア) 聞くこと

㊦ 自分のことや学校生活など身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を聞き、それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。

① 日付や時刻、値段などを表す表現など、身近で簡単な事柄について、具体的な情報を聞き取る活動。

㊧ 友達や家族、学校生活など、身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現で話される短い会話や説明を、イラストや写真を参考にしながら聞いて、必要な情報を聞き取る活動。

(イ) 話すこと〔発表〕

㊦ 簡単な語句や基本的な表現を用いて、身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちを話す活動。

(ウ) 話すこと〔やり取り〕

㊦ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちを伝えたり、簡単な質問をしたり質問に答えたりして伝え合う活動。

(エ) 書くこと

㊦ 相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ語彙などを書き写す活動。

① 相手に伝えるなどの目的をもって、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを書く活動。

(オ) 読むこと

- ア 日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから、自分が必要とする情報を得る活動。
- イ 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語彙などを、挿絵がある本などの中から識別する活動。

② 言語の働きに関する事項

2段階の言語活動を行うに当たっては、1段階の言語の働きに関する事項を踏まえ、生徒の学習状況に応じた言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。

〔その他の外国語〕

その他の外国語については、〔英語〕に示す内容に準じて指導を行うものとする。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 外国語科においては、英語を履修させることを原則とすること。
- (2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
 - イ これまでに学習した外国語との関連に留意して、指導計画を適切に作成すること。
 - ウ 外国語科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して外国語科の目標の実現を図るようにすること。
 - エ 指導内容や活動については、生徒の興味や関心、経験などに合ったものとし、他の教科等で学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること。
 - オ 指導計画の作成や授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制等の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。
 - カ 外国語を通して他者とコミュニケーションを図ることの必要性や楽しさを味わうことができるよう工夫すること。

- (3) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 言語材料については、生徒に身近で簡単なものから扱うようにするとともに、語句、連語及び慣用表現については活用頻度の高いものを用い、必要に応じて繰り返し活用しながら体験的な理解を図るようにすること。
 - イ 1段階のウの②に示す事項については、2段階においても指導すること。
 - ウ 生徒の実態や教材の内容などに応じて、情報機器等を有効に活用し適切な言語材料を十分に提供できるようにすること。

(情報)

1 目標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、身近にある情報機器の操作の習得を図りながら、問題の解決を行う学習活動を通して、問題を知り、問題の解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 身近にある情報と情報技術及びこれらを活用して問題を知り、問題を解決する方法について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解できるようにする。
- (2) 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。

2 各段階の目標及び内容

○1段階

(1) 目標

ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について知り、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて知る。

イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を活用する力を養う。

ウ 身近にある情報や情報技術を活用するとともに、情報社会に関わろうとする態度を養う。

(2) 内容

A 情報社会の問題解決

身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法

に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情報機器の基本的な用途、操作方法及び仕組みを知り、情報と情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法を身に付けること。
- (イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて知ること。
- (ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について知ること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 目的や状況に応じて、身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法について考えること。
- (イ) 情報に関する身近で基本的な、法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて考えること。
- (ウ) 身近にある情報や情報技術の活用について考えること。

B コミュニケーションと情報デザイン

身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について、その変遷を踏まえて知ること。
- (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を知ること。
- (ウ) 身近にある情報デザインから、効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を知り、表現する基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を考えること。
- (イ) コミュニケーションの目的に合わせて、必要な情報が伝わるような情報デザインを考えること。
- (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて、表現の仕方を工夫すること。

C 情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを利用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について知ること。

(イ) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について知ること。

(ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理する基本的な方法について知り、基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。

(イ) 情報システムが提供するサービスの利用について考えること。

(ウ) データの収集、整理及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行すること。

○2段階

(1) 目 標

ア 効果的なコミュニケーションの方法や、身近にあるコンピュータやデータの活用について理解し、基礎的な技能を身に付けるとともに、情報社会と人との関わりについて理解する。

イ 身近な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題を知り、問題を解決するために必要な情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。

ウ 身近にある情報や情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に参画しようとする態度を養う。

(2) 内 容

A 情報社会の問題解決

身近にある情報や情報技術を活用して問題を知り、問題を解決する方法に着目し、解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 身近にある情報やメディアの基本的な特性及びコンピュータ等の情

報機器の基本的な用途，操作方法及び仕組みを踏まえ，情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する方法を身に付けること。

- (イ) 情報に関する身近で基本的な，法規や制度，情報セキュリティの重要性，情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。
- (ウ) 身近にある情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について基本的な理解をすること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- (ア) 目的や状況に応じて，身近にある情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を知り，問題を解決する方法について考えること。
- (イ) 情報に関する身近で基本的な，法規や制度及びマナーの意義，情報社会において個人の果たす役割や責任，情報モラルなどについて，それらの背景を捉え，考えること。
- (ウ) 身近にある情報や情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の在り方について考えること。

B コミュニケーションと情報デザイン

身近なメディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し，目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 身近なメディアの基本的な特性とコミュニケーション手段の基本的な特徴について，その変遷を踏まえて理解すること。
- (イ) 身近にある情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。
- (ウ) 身近にある情報デザインから，効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法を理解し表現する基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- (ア) 身近なメディアとコミュニケーション手段の関係を捉え，それらを目的や状況に応じて適切に選択すること。
- (イ) コミュニケーションの目的に合わせて，適切かつ効果的な情報デザインを考えること。
- (ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの基本的な考え方や方法に基づいて表現し，振り返り，表現を見直すこと。

C 情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目して、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用し、問題を知り、問題の解決に向けた活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報通信ネットワークの基本的な仕組みや情報セキュリティを確保するための基本的な方法について理解すること。

(イ) 身近なデータを蓄積、管理、提供する基本的な方法、情報通信ネットワークを介した情報システムによるサービスの提供に関する基本的な仕組みと特徴について理解すること。

(ウ) データを表現、蓄積するための基本的な表し方と、データを収集、整理、分析する基本的な方法について理解し、基礎的な技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティを確保する基本的な方法について考えること。

(イ) 情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考えること。

(ウ) データの収集、整理、分析及び結果の表現の基本的な方法を適切に選択し、実行し、振り返り、表現を見直すこと。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を知り、主体的、協働的に制作や話し合いなどを行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。

イ 学習の基盤となる情報活用能力が、中学部や中学校までの各教科等において、教科等横断的な視点から育成されてきたことを踏まえ、情報科の学習を通して生徒の情報活用能力を更に高めるようにすること。また、他の各教科等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、他の各教科等との連携を図ること。

ウ 情報科を設ける場合は、生徒の障害の状態や実態に応じて、指導目標を適切に定め、3年間を通して情報科の目標の実現を図るようにすること。

- エ 社会科，数学科及び職業科などの内容との関連を図るとともに，教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるように留意すること。
- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
- ア 情報の信頼性や信憑性^{びよう}を確認する基礎的な能力の育成を図るとともに，知的財産や個人情報の保護と活用など，情報モラルの育成を図ること。
- イ 目標及び内容等に即して，コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れ，身近にある情報機器の操作の習得を図ること。その際，必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに，内容のまとまりや学習活動，学校や生徒の実態に応じて，適切なソフトウェア，外部装置などを選択すること。
- ウ 思考力，判断力，表現力等を育成するため，情報と情報技術を活用して問題を知り，問題を解決する過程において，考えたり，調べたりしたことを説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。
- エ 情報機器を活用した学習を行うに当たっては，照明やコンピュータの使用時間などに留意するとともに，生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けることができるよう配慮すること。
- オ 授業で扱う具体例，教材・教具などについては，生活に関連の深いものを取り上げるとともに，情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。
- カ 「A情報社会の問題解決」については，この教科の導入として位置付け，「Bコミュニケーションと情報デザイン」や「C情報通信ネットワークとデータの活用」との関連性に配慮すること。
- キ 「C情報通信ネットワークとデータの活用」のアの(ア)及びイの(ア)については，身近にある情報機器を操作し，情報セキュリティを確保する活動を取り入れること。

第2款 主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容

(家 政)

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，生活の質の向上と社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業に関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 生活産業の概要
 - ア 生活産業の意義と役割
 - イ 生活産業の基礎
 - ウ 使用する器具や機械，コンピュータ等の情報機器の取扱い
- (2) 被服
 - ア 被服の機能と基本的な構成
 - イ 被服製作の工程
- (3) クリーニング
 - ア クリーニングの種類と特徴
 - イ クリーニングの工程
- (4) 手芸
 - ア 手芸の種類と特徴
 - イ 刺しゅう，編物，染色，織物及びその他の手芸に係る製作
- (5) 調理
 - ア 食品の種類とその特徴
 - イ 栄養と栄養素
 - ウ 調理における衛生管理
 - エ 調理の工程
- (6) 住居
 - ア 住居の機能や室内環境
 - イ 住居の管理
 - ウ インテリア
- (7) 保育
 - ア 子供の発達と生活
 - イ 子供との関わり
- (8) 家庭看護

- ア 病気の予防や疾病の状態
- イ 食事や排泄^{せつ}，衣生活，移動の援助

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，生活に関連する産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

ウ [指導項目] の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。

(2) 2 の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(2)から(8)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

イ [指導項目] の(4)のイについては，刺しゅう，編物，染色，織物及びその他の手芸に係る製作の中から選択して，基礎的な技法を扱うこと。

ウ [指導項目] の(5)については，家政科の特質に応じて，食育の充実を図ること。また，実習に用いる食品については，安全・衛生に留意し，食物アレルギーについても配慮すること。

エ 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。

(農業)

1 目標

農業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，農業や農業関連産業を通じ，地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業に関することについて理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して

自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 農業の概要
 - ア 農業の意義と役割
 - イ 農業の基礎
 - ウ 農器具や農業機械，コンピュータ等の情報機器の取扱い
- (2) 農業生物の栽培と管理
 - ア 作物の種類と特徴
 - イ 野菜の種類と特徴
 - ウ 果樹の種類と特徴
 - エ 草花の種類と特徴
 - オ 樹木の種類と特徴
 - カ 栽培と管理の工程
- (3) 農業生物の飼育と管理
 - ア 家畜の種類と特徴
 - イ 飼育と管理の工程
- (4) 食品の加工と管理
 - ア 食品加工の種類と特徴
 - イ 食品の加工と管理の工程
- (5) 地域資源を生かした農業
 - ア 地域資源の特色
 - イ 地域資源の活用

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，農業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工

夫に努めること。

ウ〔指導項目〕の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

(2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア〔指導項目〕の(2)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

イ〔指導項目〕の(2)については、アからオまでの中から選択して、基礎的な栽培管理を扱うこと。

ウ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

(工業)

1 目標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 工業の概要
 - ア 工業の意義と役割
 - イ 工業の基礎
 - ウ 各種の工具や機械及び機器類、コンピュータ等の情報機器の取扱い
- (2) 木材加工による製品
 - ア 木材の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 木材製品を製造する工程

- (3) 金属加工による製品
 - ア 金属の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 金属製品を製造する工程
- (4) セラミック加工による製品
 - ア セラミックスの種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ セラミック製品を製造する工程
- (5) 紙加工による製品
 - ア 紙の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 紙製品を製造する工程
- (6) 布の加工による製品
 - ア 布の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 布製品を製造する工程
- (7) 皮革の加工による製品
 - ア 皮革の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 皮革製品を製造する工程
- (8) 印刷
 - ア 印刷材料や印刷方法の種類と特徴
 - イ 各種の工具や機械などの操作
 - ウ 印刷の工程

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
 - ウ [指導項目]の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。

- (2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- ア [指導項目] の(2)から(8)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。
 - イ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分配慮すること。また、排気、廃棄物や廃液などの処理についても、十分留意すること。

〔流通・サービス〕

1 目標

流通・サービスの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、流通業やサービス業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 流通やサービスに関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 流通業やサービス業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 流通業やサービス業の概要
 - ア 流通業やサービス業の意義と役割
 - イ 流通業やサービス業の基礎
 - ウ 事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器の取扱い
- (2) 商品管理
 - ア 商品管理業務の内容と特徴
 - イ 商品管理の方法
- (3) 販売
 - ア 販売業務の内容と特徴
 - イ 販売の方法

- (4) 清掃
 - ア 清掃業務の内容と特徴
 - イ 清掃の方法
- (5) 事務
 - ア 事務業務の内容と特徴
 - イ 事務処理の方法

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際、流通・サービスの見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
 - ウ [指導項目]の指導に当たっては、実験・実習を適切に取り入れること。
- (2) 2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア [指導項目]の(2)から(5)までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。
 - イ 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、排気、廃棄物や廃液などの処理についても、十分留意すること。

(福祉)

1 目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、地域や社会の健全で持続可能な福祉社会の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉に関することについて理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ課題を解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して

自ら学び，社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 社会福祉の概要
 - ア 社会福祉の意義と役割
 - イ 社会福祉サービスの基礎
 - ウ 福祉機器や用具，コンピュータ等の情報機器の取扱い
- (2) 介護・福祉サービス
 - ア 介護の職務
 - イ 介護の基礎
- (3) 介護を必要とする人
 - ア 心とからだの理解
 - イ 介護を必要とする人の理解
- (4) 生活支援の技術
 - ア 生活支援の内容
 - イ 生活支援の実践

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際，福祉の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。
 - イ 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。
 - ウ 〔指導項目〕の指導に当たっては，実験・実習を適切に取り入れること。
- (2) 2の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。
 - ア 〔指導項目〕の(2)から(4)までについては，生徒や地域の実態，学科の特色等に応じて，いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。
 - イ 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止などの

指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等を考慮しながら、第1款及び第2款の各教科の目標及び内容を基に、3年間を見通して、全体的な指導計画に基づき具体的な指導目標や指導内容を設定するものとする。
- 2 個々の生徒の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の指導内容間の関連を十分に図るよう配慮するものとする。
- 3 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲をもち主体的に学習活動に取り組むことができるよう指導計画全体を通して配慮するものとする。
- 4 第1章第2節第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。
- 5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全と衛生に留意するものとする。
- 6 生徒の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するように配慮するものとする。
- 7 学校と家庭及び関係機関等とが連携を図り、生徒の学習過程について、相互に共有するとともに、生徒が学習の成果を現在や将来の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。
- 8 生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

第1款 目標及び内容

道徳科の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

第2款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳科との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫するものとする。
- 2 各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとする。
- 3 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。

- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2款に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 個々の生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
 - (2) 生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
 - (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
 - オ 個々の生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、

思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げる
こと。

カ 個々の生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げる
こと。

- (4) 生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。
 - (5) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。
- 3 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。
 - 4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。
 - 5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
 - 6 生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。
 - 7 自立活動の指導の成果が進路先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。

附 則

この告示は、平成 34 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の特別支援学校高等部学習指導要領は、同日以降特別支援学校の高等部の第 1 学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

特別支援学校 移行措置関係規定

目次

- 平成31年4月1日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）の特例を定める件（平成31年2月4日文部科学省告示第15号）…………… 277

○文部科学省告示第十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百九条及び百三十三条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）の特例を次のように定める。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦

1 平成31年4月1日からの特例

平成31年4月1日から特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号。以下「新高等部学習指導要領」という。）が適用されるまでの間における特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「現行高等部学習指導要領」という。）の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

（特別支援学校高等部の教育の基本と教育課程の役割等）

(1) 現行高等部学習指導要領第1章第1節、第2節第1款、第2款第3、第3款、第4款（3(5)を除く。）、第5款及び第6款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第1章第1節、第2節第1款から第6款まで（第2款の3(1)のア、イ及びウのケ（3(1)のイの(ア)の㊦を除く。）を除く。）及び第8款の規定によるものとする。

（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目）

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の福祉に属する科目については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(1)の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは、「福祉情報活用、福祉情報」とする。

（視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の主として専門学科において開設される各教科に属する科目）

(3) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における保健理療に属する科目については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(2)の表保健理療の欄中「課題研究」とあるのは、「課題研究、保健理療情報」とする。

(4) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における教科及び科目については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1の3(3)の表印刷の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」と、同表理容・美容の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容・美容情報」とする。

（総合的な探究の時間）

(5) 現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2中「総合的な学習の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」とする。

特別支援学校
移行措置
関係規定

(道徳教育に関する配慮事項)

(6) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(5)の規定にかかわらず、この告示の第1項第1号の(1)から(5)まで並びに現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2(2)中「第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として」とあるのは「特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領」という。）第3章に掲げる道徳（第7款の2を除き、以下「道徳」という。）の時間をはじめとして」と、同款の2(3)及び(4)並びに3並びに同節第2款の3(2)、第7款の1及び第8款の4中「道徳科」とあるのは「道徳」と、同節第2款の3(4)カ中「道徳科の指導」とあるのは「道徳の指導」と、「第3章に示す道徳科」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章に示す道徳」と、同節第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」と、同款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

(視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科)

(7) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専攻科における教科及び科目のうち標準的なものについては、現行高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1の表保健療法の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、保健療養情報」と、同表療法の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、療養情報」と、同表理学療法の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」と、同表理容・美容の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容・美容情報」と、同表歯科技工の欄中「課題研究」とあるのは「課題研究、歯科技工情報」とする。

二 各教科等

(視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及び各科目)

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び各科目の目標と内容については、現行高等部学習指導要領第2章第1節第1款の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第2章及び第3章に規定する各教科の目標及び各科目の目標と内容によるものとし、平成30年文部科学省告示第172号（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校学習指導要領特例措置告示」という。）第2項の(1)から(9)までの規定によるものとする。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第2款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第2章第1節第2款の規定によるものとする。

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健療養)

(3) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の保健療養に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第3款の規定にかかわらず、その全部又

- は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第3款の規定によることができる。
- (視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理療)
- (4) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理療に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第4款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第4款の規定によることができる。
- (視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法)
- (5) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定によることができる。
- (聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の印刷)
- (6) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の印刷に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第6款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第6款の規定によることができる。
- (聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理容・美容)
- (7) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理容・美容に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第7款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第7款の規定によることができる。
- (聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のクリーニング)
- (8) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のクリーニングに属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第8款の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第1節第8款の規定によることができる。
- (聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の歯科技工)
- (9) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の歯科技工に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第9款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第2章第1節第9款の規定によるものとする。
- (知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校)
- (10) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等部学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。
- (総合的な探究の時間)
- (11) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成31年文部科学省令第3号)による改正後の学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第128条に規定する総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等部学習指導要領第4章の規定によるものとする。
- (特別活動)
- (12) 特別活動の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第5章の規定によるものとする。

三 自立活動

自立活動の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第6章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第6章の規定によるものとする。

2 平成32年4月1日からの特例

平成32年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等部学習指導要領の特例は次に定めるところによるものとする。

一 総則

(道徳教育に関する配慮事項)

- (1) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等部学習指導要領第1章第2節第4款の3(5)の規定にかかわらず、この告示の第1項第1号の(1)から(5)まで並びに現行高等部学習指導要領第1章第2節第2款第1及び第2に示す事項に加え、新高等部学習指導要領第1章第2節第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款の2(2)中「第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として」とあるのは「平成32年4月1日前に特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により同日以降に入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号。以下「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領」という。）第3章に掲げる道徳（第7款の2を除き、以下「道徳」という。）の時間をはじめとして、同日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程については第3章に掲げる特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として」と、同款の2(3)及び(4)並びに3並びに同節第2款の3(2)及び第7款の1中「道徳科」とあるのは「道徳又は道徳科」と、同節第2款の3(4)カ中「道徳科の指導」とあるのは「道徳又は道徳科の指導」と、「第3章に示す道徳科」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章に示す道徳又は第3章に示す道徳科」と、同節第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」と、「第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」とあるのは「平成21年特別支援学校高等部学習指導要領第3章道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）又は第3章特別の教科道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）」と、同款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は特別の教科である道徳」と、同節第8款の4中「道徳科」とあるのは「道徳若しくは道徳科」と読み替えるものとする。

二 各教科等

(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法)

- (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の理学療法に属する科目の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第2章第1節第5款の規定によるものとする。

(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道徳)

- (2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の道徳の指導に当たっては、現行高等部学習指導要領第3章の規定にかかわらず、新高等部学習指導要領第3章の規定によるものとする。

附 則

- 1 この告示中、第1項は平成31年4月1日から、第2項は平成32年4月1日から施行する。ただし、第1項第2号の(1)の規定により準ずることとする高等学校学習指導要領特例措置告示第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項第1号の(5)並びに第2号の(9)及び(11)の規定は、平成31年4月1日以降特別支援学校高等部

に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第2項第2号の規定は、平成32年4月1日以降特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

- 2 平成31年3月31日以前に特別支援学校高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則第135条第5項において準用する同令第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、新高等部学習指導要領第1章第2節第1款、第2款、第4款、第7款及び第8款並びに第4章の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第4章中「総合的な探究の時間」とあるのは「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。

高等学校

移行措置関係規定

目次

- 平成31年4月1日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を定める件（平成30年8月31日文部科学省告示第172号）…………… 285

○文部科学省告示第百七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

1 総則

（高等学校教育の基本と教育課程の役割等）

- (1) 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款、第4款、第5款（3の(4)を除く。）及び第6款の規定にかかわらず、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款から第6款まで（第2款の3の(1)、(2)、及び(3)のロ並びに5（3の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

（福祉に属する科目）

- (2) 福祉に属する科目については、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは、「福祉情報活用、福祉情報」とする。

（総合的な探究の時間）

- (3) 現行高等学校学習指導要領第2款及び第3款中「総合的な学習の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」とする。

（通信制の課程における教育課程の特例）

- (4) 通信制の課程における教育課程の特例については、次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の規定のうち「第1款から第6款まで（第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず、現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款の1、2、3の(2)のアの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに4並びに第3款から第6款まで並びにこの告示の第1項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の1から5までの規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(1)から(6)までの規定によること。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

（道徳教育に関する配慮事項）

- (5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

- (1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)の(ア)及び第4の2の(4)の(ア)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)のクのうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)の(ア)及び第6の2の(2)の(エ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)の(ア)の(ア)及び第2の3の(2)の(オ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

- (2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)の(オ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)の(カ)の(オ)のうち「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)の(イ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)の(エ)の(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

- (3) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

- (4) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

- (5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)の(エ)に規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)の(2)の(ア)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)の(ウ)のうち(2)の(ア)に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)の(ウ)及び第3の2の(2)の(ア)に規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(2)の(2)の(ア)の(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)の(ウ)のうち(2)の(ア)の(イ)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

- (6) 福祉に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

- (7) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

- (8) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第11節の規定にか

かわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

(9) 美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

(10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条に規定される総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

(11) 特別活動の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

附 則

- 1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前に高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定については、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。

